

# 会 議 録

## 令 和 4 年 第 3 回 定 例 会

会期：令和4年8月31日  
令和4年9月16日  
(17日間)

小 海 町 議 会

## 第3回定例会会議録目次

議事日程等	2
第1日 招集日（上程、説明）	
開会	5
招集あいさつ・報告	7
議案第25号（採決）	11
議案第26号（条例）	11
議案第27号～29号（補正予算）	12
認定第1号～5号（決算）	13
第2日 議案質疑（委員会付託）	
議案第26号（条例）	17
議案第27号～29号（補正予算）	17
認定第1号～5号（決算）	28
第7日 一般質問	
第3番 篠原哲雄 議員	49
第1番 黒澤敦史 議員	60
第12番 篠原義従 議員	69
第4番 井出和人 議員	76
第7番 井出幸実 議員	86
第5番 渡邊晃子 議員	93
第9番 小池捨吉 議員	109
第6番 的埜美香子 議員	118
第17日 最終日（委員長報告、討論、採決、追加議案）	
開会・報告	127
議員派遣の件	129
議案第26号（条例）	129
議案第27号～29号（補正予算）	129
認定第1号～5号（決算）	129
議案第30号～31号（事件）	135
議案第32号（補正予算）	136
小海町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	137
署名	140

令和 4 年 第 3 回  
小海町議会定例会議事日程

開会年月日時	令和4年8月31日 午前10時00分	
閉会年月日時	令和4年9月16日 午後 3時25分	
開会の場所	小海町議会議場	
議件番号	付 議 件 名	審議結果
	開会宣言	
	会議録署名議員の指名 第8番議員、第9番議員	
	会期の決定 (1) 会期 自 令和4年8月31日 至 令和4年9月16日 17日間	
	町長招集あいさつ	
	諸般の報告 (1) 議長の報告 (2) その他の議員の報告	
	行政報告 (1) 町長の報告 (2) その他の報告	
	議員派遣の件	
議案第25号	財産の取得について	原案可決
議案第26号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第27号	令和4年度小海町一般会計補正予算(第3号)について	原案可決
議案第28号	令和4年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決
議案第29号	令和4年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について	原案可決
認定第1号	令和3年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第2号	令和3年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第3号	令和3年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第4号	令和3年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定

認定第5号	令和2年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
-------	-----------------------------	------

《追加議案》

議案第30号	建設工事請負契約の締結について	原案可決
議案第31号	建設工事請負契約の締結について	原案可決
議案第32号	令和4年度小海町一般会計補正予算（第4号）について	原案可決
	小海町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	選挙・選出

会議の顛末	令和4年8月31日 午前10時00分に始め
	令和4年9月16日 午後 3時25分に終る

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職、氏名	町 長 黒澤 弘	会計管理者 井出宗則
	副町長 篠原 宏	子育て支援課長 井出智善
	教育長 中島行男	教育次長 井出直人
	総務課長 黒澤五雄	観光交流センター所長 小池 司
	町民課長 井出知之	やすらぎ園所長 宮澤賢司
本会議に職務のため出席した者の職氏名	産業建設課長 吉澤君雄	
	議会事務局長 小平弘恵	
	書記 柳澤武彦	

## 会議開会日及び議員の出欠

議席番号	氏名	8/31	9/1	9/6	9/7	9/12		9/13	9/16
						総産委	予決委	予決委	
第1番	黒澤 敦史	○	○	○	○	—	○	○	○
第2番	鷹野 文則	○	○	○	○	—	○	○	○
第3番	篠原 哲雄	○	○	○	○	—	○	○	○
第4番	井出 和人	○	○	○	○	○	○	○	○
第5番	渡邊 晃子	○	○	○	○	—	○	○	○
第6番	的埜美香子	○	○	○	○	○	○	○	○
第7番	井出 幸実	○	○	○	○	—	○	○	○
第8番	品田 宗久	○	○	○	○	○	○	○	○
第9番	小池 捨吉	○	○	○	○	○	○	○	○
第10番	有坂 辰六	○	○	○	○	○	○	○	○
第11番	篠原 伸男	○	—	—	○	—	○	○	○
第12番	篠原 義従	○	○	○	○	○	○	○	○
計		12	11	11	12	6	12	12	12
地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員		第8番 井出幸実 議員							
		第9番 小池捨吉 議員							

<b>令 和 4 年 第 3 回</b>	
<b>小海町議会定例会会議録</b>	
「第 1 日」	
* 開会年月日時	令和4年8月31日 午前10時00分
* 閉会年月日時	令和4年8月31日 午後 3時55分
* 開会の場所	小海町議会議場
<b>会 議 の 経 過</b>	
<u>○ 開 会</u>	
<b>議 長</b>	<p>皆さん、おはようございます。令和4年第3回定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。</p> <p>早速であります但新型コロナウイルスの件にふれさせていただきたいと思ひます。国や県もそうですが新型コロナウイルス第7波による感染者が拡大してあります。小海町でもこのところ1日の感染者が10名を超える日もあり、対策に苦慮している状況であります。昨日は県の感染者が844人となり、3週間ぶりに1,000人を下回り、町でも3名となりましたが、今朝の新聞によりますと、南佐久郡域では45人とあり、まだまだ予断を許さない状況が続いております。</p> <p>小海町では現在高齢者や医療関係者への4回目のワクチン接種が行われていますが、1日でも早く第7波が収束に向かいますようお願いしております。</p> <p>また佐久広域連合ではコロナに対応できる医療機関は11あるそうです。広域消防によりますとこの夏、お盆の一週間で15件の救急搬送があり、感染が疑われる人が30分以内に指定する病院に救急搬送される確率はほとんど100%に近く、1件だけいくつかの病院に断られ、4回目で受けられた件があり、48分程の時間を要したそうであります。</p> <p>県では今医療非常事態宣言が発令していますが、国ではウィズコロナに向けて、コロナと共存する移行策を検討しているようです。いずれにしても第2類を5類に移行させたにせよコロナの収束は見通せず、私達が自分自身を守る必要性が高まっており、検査キットの販促や経口薬の普及などによりワクチン接種と合わせて、私達の日常が普通に戻りますようお願い</p>

	<p>うところであります。</p> <p>ただ今の出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から令和4年第3回小海町議会定例会を開会いたします。</p> <p>これから、本日の会議を開きます。</p> <p>なお、暑いようでしたら、上着を脱いでいただいで結構でございます。</p>
<p><b><u>日程第1 会議録署名議員の指名</u></b></p>	
議 長	<p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において第8番 品田宗久君、及び第9番 小池捨吉君を指名いたします。</p>
<p><b><u>日程第2 会期の決定</u></b></p>	
議 長	<p>日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。</p> <p>本定例会の運営につきまして、去る8月22日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。議会運営委員長 的埜美香子君。</p>
議会運営 委員長	<p>ご報告いたします。本日招集の、令和4年第3回小海町議会定例会の運営につきましては、去る8月22日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。</p> <p>本定例会に付議される案件は条例関係案1件、事件議決案1件、補正予算案3件、決算認定5件の合計10件であり、会期は本日より9月16日までの17日間とする案を作成いたしました。一般質問の通告は、1日午後5時又は議案質疑終了後までとしますのでよろしくご協力の程をお願い申し上げます。</p> <p>会期中の日程につきましては、定例会の会期中に全議員による現地視察及び全員協議会を開催いたします。</p> <p>今のところ、一般質問が1日で済めば9月7日、午前10時から、2日間の場合は7日の一般質問終了後に全員協議会を開催する予定ですので、ご承知おき下さい。</p> <p>なお、本日の昼休み12時30分から議会運営委員会、および各常任委員長の合同会議を開催しますので、併せてよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>

議 長	お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から9月17日までの17日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。
(異議なしの声)	
議 長	異議なしと認めます。 したがって本定例会の会期は、本日から9月17日までの17日間と決定いたしました。なお、本日の議事日程はお手元に配布申し上げたとおりであります。
<u>日程第3 町長招集あいさつ</u>	
議 長	日程第3、町長より招集のあいさつをお願いします。 黒澤町長。
町 長	皆様おはようございます。令和4年第3回定例会開催のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中、全議員の皆様方にご出席を賜り開催できますことに心からお礼を申し上げます。7月下旬から感染が拡大したコロナ感染症の第7波は、県内において1日に3,000人を超える感染者が発生し確保病床使用率は60%超え、全県に「医療非常事態宣言」が出され、8月24日には「BA5対策強化宣言」が発出されております。町内においても1日で10人を超える感染者が判明された日もあり、徹底した感染対策と、感染や濃厚接触者となり外出が制限されお困りのご家庭などの相談窓口の情報など防災行政無線により周知をしているところでございます。そして、わが町の基幹産業であります高原野菜の販売状況につきましては、後程産業建設課長から詳細にご報告しますが、価格の低迷が続いており、農家の皆様にとっては厳しい年となっております。後半は何とか回復することを願っております。また、物価上昇による生活支援としてPネット券町民一人1万円分の配布や、20%プレミアムPネット券の販売を行っているところでありますが、これから年末にかけて物価のさらなる上昇が懸念され、生活用品の値上がりの影響は年間一人8万円ほどとのマスコミ報道もされております。配布しましたPネット券の使用期限は来年1月であり、町民の皆様への生活支援を継続し、町民の皆さんが暮らしやすい町政を進めてまいる考えでございます。その時その時の状況を的確に把握し対応してまいる所存であります。畜産関係では飼料高騰により事業へ相当の影響が出ております。何らかの事業支援が必要であり、今議会の中でご意見を拝聴したうえ、今後の補正予算で対応してまいりたいと考えております。そして、先日、駅前再整備検討委員会を開催し「現在のアルルを無償で譲り

受け、人が集まる仕組みを構築しながら駅前活性化を進めていく」町の考え方にご確認を頂いたところであります。一般質問や全員協議会などで色々なご議論を頂いておりますが、私としてはアルルの無償譲渡を受け、駅舎などを JR から譲り受け、町民の皆様の利益を目指し、一体的な町づくりを進めてまいり所存でございます。議員の皆様方には多岐にわたるご審議をお願いしているところですが、何卒ご理解の程をよろしく申し上げます。それでは続きまして、本定例会にご提案申し上げました議案につきまして、議事日程番号順に総括的なご説明を申し上げます。

まず、議案第 25 号、「財産の取得について」であります。消防団第 4 分団本村班の小型動力ポンプ付き消防自動車の購入につきまして、先日指名競争見積入札を行い、(株)飯田機械ポンプ商会が消費税を含め 11,096,800 千円で落札され仮契約を締結しております。この仮契約に対し議会の議決をお願いするものでございます。本日審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第 26 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い条例を整備するものでございます。

次に議案第 27 号 令和 4 年度小海町一般会計補正予算第 3 号につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 517,189 千円を追加し、総額で 4,807,747 千円とするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金が 17,888 千円の増、県支出金が 2,630 千円の増、寄付金が 9,000 千円の増これは企業版のふるさと寄付金であります。基金繰入金金が 6,050 千円の増これは森林環境譲与税基金からの繰入でございます。繰越金は令和 3 年度の決算に基づき 479,664 千円を増額し、繰越金の総額で 519,664 千円となります。

歳出の主なものにつきましては、企画費では企業版のふるさと寄付金を財源に電気自動車の購入と充電設備整備として 10,000 千円を計上してございます。寄付者の意向に合ったゼロカーボン推進の環境整備の一環として行うものでございます。積立金は減債基金が 154,000 千円、地域振興基金が 295,985 千円それぞれ増額します。総合センター運営費では施設の有効利用を目的に調理室の改修費 7,502 千円を新たに計上してございます。心身障害者福祉費では、地域活動支援センター「ひまわり」改修費 5,300 千円ほどを計上してございます。利用者の増加に伴う施設整備であります。保健衛生費では、コロナワクチン 5 回目の接種費用 8,000 千円ほどを計上しました。林業費では林地台帳システム関連で 6,050 千円、商工費では町民応援タクシー利用補助事業に 3,000 千円、八千穂高原インター出口

の看板設置費用として1,127千円増額しております。教育費では小海小学校費でプールの屋根解体工事など工事請負費に3,146千円を新たに計上してございます。その他、電気代の上昇により各施設の光熱水費を増額しております。

次に議案第28号 令和4年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,831千円を追加し、総額534,831千円とするものでございます。主な補正内容は繰越金の確定による増額です。

次に議案第29号 令和4年度小海町介護保険事業特別会計補正予算第2号につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ21,403千円を追加し、総額を737,355千円とするものでございます。主な補正内容は保険料の本算定による増額と繰越金の確定による増額です。

認定第1号から第5号までは、令和3年度の一般会計、各特別会計及び水道事業会計の決算認定案件でございます。各会計とも監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。

認定第1号の令和3年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額5,086,778,427円、歳出総額4,472,742,232円で、歳入歳出差引額は614,036,195円となり、実質収支額は519,664,195円となりました。

認定第2号の令和3年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額が525,804,782円、歳出総額は501,727,118円で、翌年度に24,077,664円を繰越いたします。

認定第3号の令和3年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額701,456,413円、歳出総額は679,198,064円で翌年度に22,258,349円を繰越いたします。

認定第4号の令和3年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額が79,555,814円、歳出総額は79,516,747円で翌年度に39,067円を繰越いたします。

認定第5号の令和3年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定につきましては収益的収入が94,099,746円、収益的支出は96,300,456円となりました。なお、本決算につきましては、上水道運営審議会でご審議をいただいております。

以上、本定例会に提案した議案につきまして概要を申し上げます。よろしくご審議を賜り、認定、可決決定をお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

<b><u>日程第4 諸般の報告</u></b>	
<b>議 長</b>	日程第4、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告事項は、議事日程つづりの4ページ、5ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方はお願いします。
<b>議 長</b>	以上で「諸般の報告」を終わります。
<b><u>日程第5 行政報告</u></b>	
<b>議 長</b>	日程第5、「行政報告」を行います。 町長から行政報告をお願いします。黒澤町長。
<b>町 長</b>	では2件についてご報告いたします。 まず1件目ですが、佐久平環境衛生組合のし尿処理施設老朽化に伴い、新たな施設を7市町村で整備する「し尿等共同処理協定」調印式が10月4日に予定されております。現在の南佐久環境衛生組合の公共下水処理施設に「し尿等受入施設」を増築し処理を行うもので、令和9年4月供用開始を目指しております。 2件目は、20%プレミアムPネット券の販売であります。申込期限の8月19日、158,600千円の購入希望がございました。販売額は150,000千円であり8,600千円超過しております。超過分の調整を行い明日9月1日に引換券を発送する予定でございます。 以上2件ご報告といたします。
<b>議 長</b>	以上で町長の報告を終わります。 他に、行政報告がありましたらお願いいたします。
総務課長 町民課長 産業建設課長 子育て支援課長	【令和3年度決算健全化判断比率の報告】 【駅前再整備検討委員会の報告】 【保健推進協議会の報告】 【上水道運営審議会の報告】 【野菜・花卉の生産動向の報告】 【結婚推進委員会の報告】
<b>議 長</b>	以上で「行政報告」を終わります。 本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・代表監査委員・各課長・教育次長・所長・会計管理者であります。 なお、小池観光交流センター所長は所用のため欠席であります。

<u>○ 議案の上程</u>	
議 長	これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、議案第 25 号は、上程から採決まで、議案第 26 号から議案第 29 号及び認定第 1 号から認定第 5 号につきましては、上程から説明までといたします。 それでは、順次議案を上程いたします。
<u>日程第 6 議案第 25 号</u>	
議 長	日程第 6、議案第 25 号 「財産の取得について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 提出者に提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
議 長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 25 号を採決いたします。議案第 25 号を原案のとおり、賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 員	挙手全員と認めます。したがって議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。
<u>日程第 7 議案第 26 号</u>	
議 長	日程第 7、議案第 26 号 「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

	事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。黒澤総務課長。
	(総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。ここで11時05分まで休憩とします。 (ときに10時46分)
<b><u>日程第8 議案第27号</u></b>	
議 長	休憩前に引き続き、会議開きます。 (ときに11時05分)
議 長	日程第8、議案第27号 「令和4年度小海町一般会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。篠原副町長。
	(副町長説明)
議 長	説明が終わりました。
<b><u>日程第9 議案第28号</u></b>	
議 長	日程第9、議案第28号 「令和4年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<b><u>日程第10 議案第29号</u></b>	

議 長	<p>日程第 10、議案第 29 号</p> <p>「令和 4 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)について」を議題といたします。</p> <p>事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
(事務局長朗読)	
議 長	<p>朗読が終わりました。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。</p>
(町民課長説明)	
議 長	<p>説明が終わりました。ここで 1 時 00 分まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに 11 時 47 分)</p>
<b><u>日程第 1 1 認定第 1 号</u></b>	
議 長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(ときに 13 時 00 分)</p> <p>議事に入ります前に、さきほど、12 時 30 分から議会運営委員および各常任委員長の合同会議を開催しましたので、その結果を議会運営委員長から報告願います。</p>
議会運営 委員長	<p>ご報告いたします。議会運営委員及び各常任委員長による合同会議の結果、各常任委員会の審査日程等が決定しましたのでご報告いたします。</p> <p>9 月 12 日(月) 午前 10 時 00 分から 総務産業常任委員会 視察なし</p> <p>9 月 12 日(月) 午前 10 時 30 分から 予算決算常任委員会 視察なし</p> <p>9 月 13 日(火) 午前 10 時 00 分から 予算決算常任委員会 視察なし</p> <p>また、午前中も申し上げましたとおり、現地視察を 7 日に行い、終了後、全員協議会を行う予定ですのでご承知おきください。</p> <p>一般質問の通告につきましては、1 日午後 5 時又は議案質疑終了後までとします。なお受付につきましては本日から受付いたします。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第 11、認定第 1 号</p> <p>「令和 3 年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
(事務局長朗読)	
議 長	<p>朗読が終わりました。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。井出会計管理者。</p>

(会計管理者説明)	
議 長	説明が終わりました。ここで2時30分まで休憩とします。 (ときに14時09分)
<b><u>日程第12 認定第2号</u></b>	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (ときに14時30分)  日程第12、認定第2号 「令和3年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。黒澤町民課長。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<b><u>日程第13 認定第3号</u></b>	
議 長	日程第14、認定第3号 「令和3年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<b><u>日程第14 認定第4号</u></b>	
議 長	日程第14、認定第4号 「令和3年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。

(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 1 5 認定第 5 号</u>	
議 長	日程第 15、認定第 5 号 「令和 3 年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。吉澤産業建設課長。
(産業建設課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>○ 監査報告</u>	
議 長	以上で令和 3 年度小海町一般会計及び各種特別会計歳入歳出決算の説明が終わりました。 ここで、令和 4 年 8 月 29 日付けで、監査委員から「決算審査意見書」が提出されていますので、監査委員の報告を求めます。 代表監査委員 新井進一君。
(監査委員報告)	
議 長	以上で監査委員からの報告を終わります。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	以上で本日の日程はすべて終了いたしました。 議案質疑は 9 月 1 日木曜日、午前 10 時から行います。 これにて本日は散会といたします。ご苦労様でした。 <span style="float: right;">(ときに 15 時 55 分)</span>

<b>令 和 4 年 第 3 回</b>	
<b>小海町議会定例会会議録</b>	
「第 2 日」	
*	開会年月日時 令和4年9月1日 午前10時00分
*	閉会年月日時 令和4年9月1日 午後 2時26分
*	開会の場所 小海町議会議場
<b>会 議 の 経 過</b>	
<b><u>○ 開 会</u></b>	
<b>議 長</b>	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>今日より9月となり、暑かった夏も過ぎ、いよいよどこそこに秋の気配が漂い始めているこの頃であります。今朝の信濃毎日新聞にも載っていましたが、長和町では半月も早くマツタケが入荷したそうです。最近、農産物加工所にもマツタケが入荷したとの知らせがありました。これからはしばらく秋雨もありますが、災害にならないこととおさまり、何とか今年は豊作となり、農産物加工所の売上げに貢献していただきたいと思うところがあります。</p> <p>私ごとであります。毎年この時期になりますと、マツタケが豊作でないときは頂く本数と差し上げる本数が正比例しない厳しい状況となり、気をもんでいるところがあります。</p> <p>本日は、令和4年第3回9月定例会議案質疑であります。例年のとおり9月定例会は前年度の決算議会であり、今定例会の補正予算と併せて、議員の皆さんの積極的な質疑を期待いたすところがあります。</p> <p>ただいまの出席議員数は11人です。11番、篠原伸男議員は所用のため欠席との連絡がありました。</p> <p>定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。</p> <p>なお、暑いようでしたら、上着を脱いでいただいで結構であります。</p>
<b><u>○ 議事日程の報告</u></b>	
<b>議 長</b>	<p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。</p> <p>本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、代</p>

	<p>表監査委員、各課長、教育次長、所長、会計管理者であります。          なお、小池観光交流センター所長は所用のため欠席であります。          これより議案の上程をいたしますが、本日は、議事日程のとおり、議案の          質疑、付託までといたします。          それでは、順次議案を上程いたします。</p>
<p><b><u>日程第1 議案第26号</u></b></p>	
議 長	<p>日程第1、議案第26号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する          条例について」を議題といたします。          これから質疑を行います。          質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>(質疑なし)</p>	
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p>
<p><b><u>日程第2 議案第27号</u></b></p>	
議 長	<p>日程第2、議案第27号「令和4年度小海町一般会計補正予算（第3号）につい          て」を議題といたします。          これから質疑を行います。          歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。          質疑のある方は挙手をお願いします。          歳入、7ページ、款13分担金及び負担金、項2負担金、款15国庫支出金、項          1国庫負担金、項2国庫補助金。          次、8ページ、款16県支出金、項2県補助金、項3県委託金、款17財産収入、          項2財産売払収入。</p>
6番議員	<p>6番です。お願いします。8ページ、項2の県の補助金で、2目の民生費の補          助金の関係ですけれども、地域福祉総合事業助成金、説明の中で総合セン          ターの調理室の関係だというような説明がありました。そもそもこの助成          金の目的というか対象というのは何なのか。お願いします。</p>
総務課長	<p>おはようございます。お疲れさまでございます。この補助金につきまして          は、地域の福祉事業、そして、今回計上させていただいておりますものは、          市町村の提案型の事業として、県が採択をされた場合に対象になる福祉事          業全般へ寄与する制度の補助金と認識しております。以上でございます。</p>

6番議員	福祉事業が目的ということで、そうすれば、総合センターは福祉施設なのかどうなのか、その辺ちょっとお願いします。
総務課長	総合センターにつきましては、総合センターの設置及び管理に関する条例で示されているという内容であります。その第2条におきまして、町民の文化の向上と福祉の増進を図るとともに、町民相互の連携意識を高め、健康で文化的なまちづくりに寄与するために総合センターを設置しようという趣旨でございます。幅広い範囲において福祉の増進、そういうことにも役立てましようという認識でおります。以上でございます。
議長	ほかにありませんか。 次、9ページ、款18寄附金、款19繰入金、項3基金繰入金、款20繰越金。 次、歳出に移ります。 10ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、目2財産管理費、目4企画費、目6積立金。 次、11ページ、目7総合センター運営費、項2徴税費、目1税務総務費、目2賦課徴収費、項3戸籍住民登録費。
12番議員	12番、篠原です。11ページの12節委託料、太陽光発電用地鑑定評価委託料とありますけれども、これはどういった事業になるのか。
総務課長	太陽光の発電用地の鑑定評価ということであります。要綱が定められておりまして、その中に3,000平米以上の土地へ一連のものとして太陽光を設置する、そういう場合において、固定資産税を課税するための土地の評価額を改めて土地の鑑定士に依頼しまして評価をしてもらう、そういう制度がありまして、たまたま3,000平米以上の該当する物件がありますので、鑑定評価をして適切な課税の根拠をつくるという業務でございます。以上です。
議長	ほかにございませんか。
12番議員	12番、篠原です。同じく11ページの個人カード補助金というところで、副町長の説明によると、小海町は大変カードの普及が悪いということなんですけれども、なかなか町民の皆さんに、カードをつくれればどういったメリットがある、つくらなければどういったデメリットがあるかというような通知というか、お知らせがちょっと足りないのではないかと思いますけれども、再度ここでカードをつくったときのメリット、何か前にポイントがもらえるとか、もらえないとかというような話もあったような気がしたんですけれども、そこら辺のところの説明をお願いします。
総務課長	個人ナンバーカードにつきまして、昨日、副町長が説明をさせていただき

	<p>ました。そういう中で、普及率というか、取得率が低いということで取り組んでおるわけでありまして。そして、カードを作ったら、どういう利点があるかということでありまして、具体的に何に使えるというようなものは、今現在指折り挙げるわけにはいかない状況がマイナンバーカードの制度の一環でありまして、そういう中でも保険証としての利用だとか、もう一つは、住民の異動、転出だとか、引っ越し、そういう部分に、カードをお持ちの方は転出先だけに届出をすると事が済むということで、例えば、先に人間だけ行って、書類がなくても一回転出証明をもらいに来なければいけない、そういうときに、現在お住いの転出先のところで一回で手続きが終わる、そういうようなメリットがございます。そして、これからは、徐々に運転免許証との連動だとか、そのほか、身分証明書として使えるとかいうことがあります。</p> <p>ただいま申されますように、この土日にマイナンバーカードの申請の受付をする広報をさせていただいております。そういう中において、使える利点、そういうものも含んだ中で広報していくということに心がけたいと思います。そして、ポイントにつきましては、普及を目指したためのポイントで、9月いっぱいまで申請をしますとポイントがもらえて、そのポイントで買物ができるとか、そういう利点があるということですので、その部分も併せて広報をしてまいるといことになります。よろしく申し上げます。</p>
議長	ほかに。
5番議員	5番、渡邊です。おはようございます。よろしく申し上げます。今の12番議員の質問の続きというか、同じところなんですけれども、政府のほうは必死に普及を目指すという方針で、そもそも普及がこれだけ低いと、ペナルティーがあるだとか、そういうことがあるんでしょうか。
総務課長	先日、新聞報道でしたか、交付税の算定に影響を及ぼすというような記事がございました。ただ、交付税の制度を読み解きますと、ペナルティーをつける制度ではないと認識しております。ただ、それだけ国は真剣に取り組まれているということがうかがえるわけでありまして。特にペナルティーはないと思っておりますが、現実は何とも申し上げられません。
5番議員	そういうことで、前回の一般質問でも触れさせていただきました。様々な意見があると。危険性もあるということはもちろんご承知だと思いますし、町民の方からもそういうご不安の声だとか、あるのではないかと思うんですけれども、ただ、普及というだけでなく、そういう相談にも職員

	の皆さん、1名新たに雇用されるということですがけれども、きちんとそういったご不安だとか、ご指摘に答えられるような教育といえますか、そういうことはされているのかどうか、お願いします。
総務課長	町民の皆さんから問合せがあった場合、それは不安の中で強制的に作ってもらいたいとか、作れとか、そういうことではなく、しっかりした説明の中でご理解をいただいて進めるということが基本だと思っております。
議長	ほかにありませんか。
6番議員	6番です。お願いします。上の総合センター運営費の関係ですがけれども、先ほどの歳入のほうでもお聞きしたんですけれども、広い意味で福祉に役立っているということで、昨日も図面が出されたわけですが、今この調理室はどういった方が使われているのか、まず、そこからお願いしたいと思います。
総務課長	今、特に利用をされるということはないと。全然ないわけではありませんけれども、ほとんどない。そして、例えば大ホールで催物があるときに湯茶の接待だとか、そういうことに使われるのが主ではないかと感じております。
6番議員	利用が余りされていないということをお聞きしたんですけれども、食協だとか、そういうところの調理実習とかに使っていると思うんです。というのは、以前加工所を広げたいというところの中で、そういう話が出てきて、そういった利用もしているからちょっと難しいということもあったと思うんですけれども、保健センターを総合センターにつくったと思うんですけれども、保健センターをつくる際にいろいろ議論があったと思うんです。思い切って北牧のほうに保健関係をまとめたかどうかという話だとか、大金をかけて保健センターを総合センターに、どうしてあそこにつくるんだというような議論があったと思うんですけれども、そのときに、これまでどおりに、さっき言われたようにホールは必要だから使えるうちは残していくと、屋根の修繕のときにもそういう話があったと思うんですけれども、確かに北牧楽集館が出来て、あそこのホール自体の利用が減ってきています。総合センターは今避難所にもなっていると思うんですけれども、そういう意味では、広い意味で福祉というようなことに充てられるとは思いますが、調理室はそのときの炊き出しにも使うようなことになるとは思うんですけれども、本当にこの広さで、パーティションをつくって、こういう許可を取って大丈夫なのかどうか、その辺どうお考えでしょうか。
総務課長	今回改修をさせていただきたいということの中で、改修をした暁という

	<p>か、結果、自由に使えなくなるのではないかというお話だと思います。町の考えとしては、基本的に今まで使っている、例えば湯茶の接待だとか、災害時の対応、そういうことを阻害というか、できなくなるような形で使っていきたい、今までの使い勝手を不便にならないような形で使っていきたいというようなことを考えております。</p>
6番議員	<p>パーティションということなので、これを取り除いたら、もしかしたらそういう使い方もあるのかなと思うんですけども、調理室1と2ということで、総菜の許可とお菓子の許可ということで、2つの許可を取るという意味では、保健所の関係では広く使うというのがなかなかできないのではないかなと私は思うんです。加工所に私関わってきているから、その辺はそうではないかなというふうに思うんです。</p> <p>説明の中で、主にひまわりさんがという話もあったんですけども、それも、前に北牧楽集館のほうでという話をしていたときに、目的等々はっきりしないということで、その話は頓挫したんですけども、ひまわりさんがとても必要にしているというのは分かるんですけども、でも、昨日の説明ですと、今の説明も、町民どなたでも使用できるということで、本当にひまわりさんが自由に使えるようになるのか。また、私、加工所と同じようなことになってくるのではないかなと思うんですけども、その辺はどうお考えでしょうか。</p>
総務課長	<p>たまたまひまわりという組織の名前が挙がっております。基本的には、昨日説明させていただいたように、今までと同じような形で、たとえひまわり地域活動支援センターの活動であろうとも、申込みをいただく、そして、一定の調整をした中で使っていただく、そういうことを考えております。</p> <p>その皆さんに特別、例えば1か月そっくり貸すとか、そういうことではなく、その都度申込みをいただき、皆さん利用が重なったときにはそれぞれ調整をする作業が出てくると思います。</p>
議長	<p>6番、的埜美香子君、3回目ですので、まとめてください。</p>
6番議員	<p>そうなれば、さっき言ったように、直売所のひまわりの利用の仕方と余り変わらないと私は思います。3回目ということなので、これで。</p>
議長	<p>ほかに。</p>
5番議員	<p>5番です。お願いします。今と同じところなんですけれども、そもそもお聞きしたいんですが、説明で調理室改修工事とありますが、もちろん議会に説明で図面を出していただいて、分かりやすいんですが、まだ議会で決まっていないのに設計図が出てくるのはどういうことかというところをお</p>

	願います。
総務課長	皆様にどういう形でお示しをするかというお話でございます。こういうものを書きまして、皆さんに説明をしたいということで、図面のほうを用意させていただいたということでございます。
5番議員	図面は委託されたと思うんですけども、それはどこに、どなたがこれを用意してくださったんでしょうか。
総務課長	昨日の資料つづりの13ページの絵であります、総合センターの見取図のようなものから職員が色塗りをさせてもらったというレベルのものでございます。
議長	ほかに。 5番、渡邊晃子君、3回目ですから、まとめてください。
5番議員	そういうことで理解しましたけれども、事前に説明というか、相談もなかったというところはいかがなもののかなと思いますとだけ言わせていただきます。
総務課長	事前に議会の皆さんにお示しがなかったということでありますが、前回の全員協議会でこういうお話がなかったのかということであります。それにつきましては、加工所で利用させていただいているんですが、なかなか使う時間帯が重なってしまったり、快く借りている中でもどうしても自由に使えない時間帯が出てしまうということがありまして、そのときにはまだ間に合わなかったと。そして、こういう案が出まして、今回上程をさせていただいているということでございます。
議長	次、12ページ、戸籍住民登録費続き、項4選挙費、目2参議院議員通常選挙、目3県知事選挙費。 次、13ページ、県知事選挙費続き、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、目3やすらぎ園運営費。 次、14ページ、目4心身障害者福祉費、項2児童福祉費、目1保育所費、目2児童措置費。
5番議員	5番、渡邊晃子です。願います。社会福祉費、4の心身障害者福祉費、ひまわり改修のことでお聞きしたいんですけども、そもそもなぜ、さっき総合センターの絡みもあるかと思うんですけども、ひまわりさん、どんどん利用者さんが増えているということで、手狭になっているというのは私見させていただいてとてもよく分かったんですけども、なぜ今なのか。10月からB型に移行されて、年度末から徐々に増えてきたという話を伺ったんですけども、なぜ今回9月なのかというところの説明を願

	いします。
町民課長	お疲れさまでございます。当初10月よりは就労Bということで、ひまわりの運営委託を社協にしているという状況でございまして、その中で当初20名というような形で就労Bを行ってきましたが、徐々に増えてまして、6月、7月あたりから28名近くということで、手狭だよというような話が6月頃から出てきているということでございまして、そこら辺から、今の状況ではちょっと全員がこのフロアでやるには手狭であり、また、コロナ禍でもあるので広げたいというような話が年度入りましてから出てきてまして、その中でどうするかというようなことを協議した中で、最終的には8月頃から、中のフロアの壁を取り外して広くしたほうがいいのではないかとというようなこと、また、こちらの建物につきましては、増築等、急傾斜とかの絡みもありますので、増築等ということができないと。非常に費用もかかるというようなこともありまして、そこら辺も協議の一つでありまして、それを積み重ねていく中で、最終的に最善のやり方とすれば、中を広げるということ、あと事務機器関係をコンテナで外に出すというようなことで、6月、7月あたりまでかかりながら協議を進めたということで、今の時期になってしまったということでございます。
5番議員	分かりました。それで、先ほどの質問と同じようなことなんですけれども、これもまだ認められていない、こちらには改修設計委託料と45万7,000円ありますけれども、既にもう設計図が出てきているというところも説明をお願いします。
町民課長	図面につきましては、当初設計をお願いしております小海設計さんのほうに相談というような形で話を持ちかけた中で、小海設計さんのほうには当初からの図面もございますので、そちらをお借りしまして、このような形がいいのではないかとということで、うちのほうでこういう形をつくってお示ししてございます。
6番議員	6番、的埜です。今の関係ですけれども、理由としては、通所者の増員だとか、職員も増えていて事務室が手狭だという話も昨日あったわけですが、そもそもNPO法人という話が出たときに、さっき就労Bのほう、受け入れるようにするという話があって、相談もしっかりとしていきたいと。いろいろな障害を持った人に対応できるような形にしていきたいということで、前も改築があったわけですが、それでもだんだん足りなくなってきたというところで、今度壁を取り外してプレハブを持ってくるということなんですけれども、本当にそれで解消できるのかどうか、またこれで

	増えていかないのか、その辺はどのように考えているか、お願いします。
町民課長	こちらにすれば、現在増えた部分に対しての対応というような形でとっているのが現状でございます、これ以上増えるとなりますと、やはりこの施設ではなく、別の場所での新たなことを考えていかなければいけないというふうになるかとは思いますが、そうなったときには、候補地であるとか、建設地というものについてクリアしていかななくてはいけない部分もありますので、増えたからといって新しいものを建てるということを簡単にはできませんので、そこら辺、また今後の利用者の増減等を見極めた中で考えていかなければいけないかなと思っております。
6番議員	増減とかを見極めた中でということなので、私は今急ぐ必要はないのかなというふうに思います。また広げなければいけないというようなことになってくるのではないかと。小諸養護のほうも結構人数が増えてきていますよね。そういうことも考えると、そして就労Bも始めたということで、この先の人数の見通しだとか、もう少し精査したほうがいいのではないかと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。
町民課長	現状につきまして、今現在増えている部分があるということで、現状の人数に対応するということが今回は広げていきたいというふうに考えておりますので、これ以上の増減があったときには、また、先ほど言いましたようなことを考えていかなければいけないかなと思っておりますが、今現在は人数が多くなった中での利用者の対応、もしくはコロナの対応のためには広げていきたいということをお願いしたいと思っております。
議 長	ほかに。 次、15ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、目2予防費、項2生活環境衛生費、目2塵芥処理費、目4住宅管理費。
6番議員	6番です。塵芥処理費の関係ですけれども、草刈久保の施設修繕費ということで、昨日の説明の中では水処理の交換とトラックスペースというような説明があったんですけれども、もう一度説明していただきたいです。お願いします。
町民課長	こちらの修繕につきましてですが、草刈久保の埋立ての流末でございます。そちらの処理をしております浄化槽施設がございまして、その施設の中での浄化槽の浄化膜が老朽化してきているということで、昨日、副町長から申しました9年ということで、機能が低下しているということでございますので、これを交換するということがございまして、14枚ほどあるということでございます。これが968千円の改修ということでございます。

	<p>それと、計量器ということで、パッカー車が入りまして重さを測るところがあるんですが、その重さを測る手前のところに、ちょうど水処理の横断溝がございまして、その横断溝が凍みとかでくぼんでしましまして、大きくガクンというような形で車両が入るときになってしましまして、後ろのほうを擦ったりというようなことの苦情もきておりましたので、その横断溝につきまして、U字溝の伏せ替えと両サイドの舗装の修繕というようなことで、660千円ほど修繕が必要ということでございます。</p>
6番議員	<p>ただいまの説明、ありがとうございます。ここの草刈久保の施設自体を今のような形でどれぐらい使っていくつもりなのか。お願いします。</p>
町民課長	<p>現在のところ、資源ごみ、その他等の収集場所としては利用してございます。続く限りは継続して使っていきたいという部分がございますので、今のところは当面、閉鎖するというのではなく、いずれ資源ごみ、その他の回収等のストックヤードとしては使っていきたい。あと、もしもの災害時などのときの災害ごみが出た場合の仮置き場というような形でもそこを使っていけたらなということもありますので、今のところは閉鎖ということではなく、今のままということで使っていきたいと思っております。</p>
議長	<p>15ページ、ほかに。 次、16ページ、款5農林水産費、項1農業費、目2農業振興費、目4農地費、項2林業費、目1林業振興費。</p>
4番議員	<p>4番です。林業費の中の林地の台帳システム、航空写真とありますが、林業整備の中では必要不可欠なものだというふうに理解しておりますが、どういった種類の撮影が行われるのか、赤外線では種目まで分かるような方法なのか、単なる撮影なのか、その辺をお聞きします。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。このシステムの航空写真の撮影ということですが、これまで航空写真は多方面で便利に使ってきてはおります。そして、林業台帳にどうして必要かという部分でございますが、今現在、価格も上がってきたということで、伐採も主伐も増えてきております。できるだけ現状に近い状態、特に山林は緑色でよく表示されて分かりやすいものですから、そういった場所の確認、それから、もう一つには、これから経営計画等立てていくに当たりましてとても有効に使えるということがありまして、環境譲与税を利用させていただいて整備していきたいということで、これが整備されれば、システムは1つでございますので、他の方面でもご利用はできます。以上でございます。</p>
議長	<p>16ページ、ほかに。</p>

12番議員	12番、篠原です。前にも聞いたことがあったかどうか、ちょっと記憶にないんですけども、頭首工台帳というものはどういったものかお聞きしたいんですけども。
産業建設課長	お答えいたします。道路の関係につきましては、よく道路台帳ということをお聞きすると思うんですけども、農林関係につきましても、これは水路の取水する場所を頭首工というふうに呼んでおりますけれども、橋梁であるとか、頭首工であるとか、そういうものはそれぞれ台帳として整備をしております。今回につきましては、台風19号災害で中村ですとか、宮下、等の頭首工災害復旧をしたところでありまして、それに伴って更新をし、そしてまた、なかなか更新作業も随時ではできないでおりますので、他のところについても一緒に整備をしたいという考えで計上させていただきました。
12番議員	小海町に頭首工といわれるものは何か所ぐらいあるのか。
産業建設課長	すみません、今資料を持っていませんで、確認できないんですけども、ただ、台帳を調べれば分かりますので、数字は後ほどお答えできます。以上です。
議長	ほかに、16ページ。 次、17ページ、款6商工費、目1商工業振興費、目2観光費、目3国際交流センター運営費。 次、18ページ、商工費続き、款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費、目2道路改良舗装費、款8消防費、項1消防費、目1非常備消防費。 次、19ページ、教育費、項1教育総務費、目2事務局費、項2小海小学校費、目1学校管理費、目2教育振興費。
6番議員	6番です。お願いします。教育費の学校管理費の関係ですけども、小海小学校のプールの屋根の解体工事ということで、ちょっと詳しくお願いしたいんですけども。
教育長	お答えいたします。小海小学校のプールにおきましては、以前は屋根の上にシートをかけてという運用方法をしておったわけなんですけども、結果的にプールの中だけ温まって、実際水が温まらないということで、最近は全くシートをかけておりません。骨組みだけが出ている形なんですけども、その骨組みに対しまして、鳥が巣をつくって、そのふん害が甚だしいということです。プールをやっている期間にもプールの中へ落ちるような感じになっている中で、学校側も撤去を願いたいという相談がきました。実際もう今シーズンは終わったわけなんですけども、財政的な意味合いでも

	この時期が一番、こう見ておるとお金があるようなイメージを私持っているもんですから、予算のほうを上げさせていただいた中で、柱は残すと。つまり柱というのがプールの周りの鉄柱は残さないと、地中まで入っていてプールを支えている役目を持っていますので、その柱は残して、柱より上の上屋の部分、簡単に言うと、三角の部分の鉄骨を除去したいという内容でございます。よろしくお願いいたします。
議長	19ページ、ほかに。 次、20ページ、教育振興費続き、項3社会教育費、目2公民館費、目3美術館運営費、項4保健体育費、目2小海小学校給食費、目3スケートセンター運営費。 次、21ページ、保健体育費続き、款10災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費。 次、22ページ、補正予算給与明細書、26ページまで。 22ページ、23ページ、24ページ、25ページ、26ページ。 その他全体を通じて質疑のある方はございますか。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<b><u>日程第3 議案第28号</u></b>	
議長	日程第3、議案第28号「令和4年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。 歳入、4ページ、款3県支出金、項1県補助金、款6繰越金、款7諸収入、項2雑入。 次、歳出に移ります。 5ページ、款1総務費、項1総務管理費、款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、款7予備費。 その他全体を通じて質疑のある方はございますか。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。

日程第4 議案第29号

**議長** 日程第4、議案第29号「令和4年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。  
これから質疑を行います。  
歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。  
質疑のある方は挙手を願います。  
歳入、4ページ、款1保険料、項1介護保険料、款8繰入金、項1一般会計繰入金、項2基金繰入金。  
次、5ページ、款9繰越金。  
歳出に移ります。  
6ページ、款3地域支援事業費、項3包括的支援事業任意事業費、款4基金積立金、款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金。  
次、7ページ、補正予算給与費明細書、11ページまで。  
7ページ、8ページ、9ページ、10ページ、11ページ。  
その他全体を通じて質疑のある方はございますか。

(質疑なし)

**議長** これで質疑を終わります。  
ここで11時10分まで休憩といたします。  
(ときに10時50分)

**議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。  
(ときに11時10分)  
その前に、吉澤産業建設課長より発言を求められていますので、これを許します。

**産業建設課長** お願いします。先ほどの補正第3号、農業振興費のところ、篠原義従議員より頭首工台帳の数ということでご質問がありましたので、お答えしたいと思います。  
数につきましては、頭首工17か所ございまして、そのほかにため池が一緒に管理されております。下流側が水路となっており、農業用水として利用するといったことで、合わせて20か所ということでございます。

日程第5 認定第1号

議 長	<p>日程第5、認定第1号「令和3年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>歳入歳出とも決算説明資料でページごとに行います。</p> <p>質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>決算説明資料、1ページから12ページまでです。</p> <p>1ページ、2ページ、3ページ、4ページ、5ページ、6ページ、7ページ、8ページ、9ページ、10ページ、11ページ、12ページ。</p>
6番議員	<p>6番です。お願いします。12ページの土地の関係ですけれども、小海中学校の校門横ということで、備考の欄に、精査による区分変更増というふうにあるんですけれども、これの説明をお願いします。</p>
総務課長	<p>この土地につきましては、一番上段の426.35平米の土地が下の宅地、小海中学校校門横の上の行の433.72平米ということで、7.37平米が土地の整理による増という括弧書きで記載をさせていただいております。これにつきましては、この土地の付随した部分に白番の表示がありまして、その白番の表示を整理させていただいたというもので、その部分が7.37平米ございました。そういう内容でございます。</p>
6番議員	<p>昨日の監査の意見書の中で、行政財産の用途変更に関して指摘されているわけですが、そのことに関しては、これを見ると行政財産から普通財産ということなんですけれども、これはしっかりとここでは第179条に即してなされたかというふうに書かれているんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。お願いします。</p>
総務課長	<p>昨日の監査の報告書、11ページ上段でございます。行政財産の用途変更は、第179条に即してなされたかと。第179条の内容につきましては、一定の様式が定められておりまして、内部の協議を経るという内容でございます。この部分が一般的な回議書の様式を使っております。そういう部分で財務規則に合った事務処理をなささいというご指摘をいただいております。これについて、今後このような事案が発生した場合は、財務規則にのっとった事務処理を行っていくということに徹するというところでございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ほかに。</p> <p>次、歳入に移ります。</p> <p>13ページ、款1町税、項1町民税。</p> <p>次、14ページ、項2固定資産税。</p>

	<p>次、15ページ、軽自動車税。</p> <p>次、16ページ、軽自動車税続き、項4市町村たばこ税。</p> <p>次、17ページ、項5入湯税、款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税、項2自動車重量譲与税。</p> <p>次、18ページ、項3森林環境譲与税、款3利子割交付金、款4配当割交付金。</p> <p>次、19ページ、款5株式等譲渡所得割交付金、款6法人事業税交付金、款7地方消費税交付金。</p> <p>次、20ページ、款8ゴルフ場利用税交付金、款9環境性能割交付金。</p> <p>次、21ページ、款10地方特例交付金。</p> <p>次、22ページ、款11地方交付税、款12交通安全対策特別交付金、款13分担金及び負担金、項1分担金。</p> <p>次、23ページ、項2負担金。</p> <p>次、24ページ、負担金続き。</p> <p>次、25ページ、款14使用料及び手数料、項1使用料。</p>
6番議員	<p>6番です。お願いします。憩うまち事業の施設使用料の関係ですけれども、町民利用はどれぐらいあったか教えてください。</p>
総務課長	<p>11件の内訳でございますが、憩うまちの協議会は町民という位置づけかと思えます。憩うまちの協議会が1件、そして、個人、法人、それぞれ使われております。個人の方々が主に町内の方でございます。7件程度だと思えます。以上でございます。</p>
議長	<p>25ページ、ほかに。</p> <p>次、26ページ、使用料続き。</p> <p>27ページ、使用料続き。</p> <p>28ページ、同じく使用料続き。</p> <p>次、29ページ、項2手数料、款15国庫支出金、項1国庫負担金。</p> <p>次、30ページ、国庫負担金続き。</p> <p>31ページ、項2国庫補助金。</p> <p>32ページ、国庫補助金続き。</p> <p>33ページ、項3国庫委託金、</p> <p>次、34ページ、款16県支出金、項1県負担金。</p> <p>次、35ページ、項2県補助金。</p> <p>36ページ、県補助金続き。</p> <p>37ページ、同じく県補助金続き。</p> <p>次、38ページ、項3県委託金。</p>

	39ページ、款17財産収入、項1財産運用収入、項2財産売払収入。
6番議員	6番です。お願いします。財産売払収入の関係で、いろいろ売払額ということが示されてあるんですけども、それぞれ固定資産評価額で決めてあるのか。価格設定のときにそういう話もしたと思うんですけども、ざっと説明していただけますか。
総務課長	固定資産の売払収入であります。まず、中学校の校門の横の土地につきましては、評価額で売却をした。そして、大久保の山林につきましても、評価額を基に固定資産税の倍率表、倍率表というのは相続税の算定に使うために用いられております実際にその土地の価値、そういうものを表した数字であります。その倍率を掛けたもので売却をしております。そして、大田団地、大畑、そして芳の窪はそれぞれ分譲しておる経過がございます。その価格をベースに分譲しているという内容でございます。以上でございます。
6番議員	今説明あったんですけども、中学校の横の土地売却が評価額ということなんですけれども、これで適正なのかどうか、大田団地とかそういうところは、たしか政策的に子育て支援という形の中で決めていったと思うんですけども、そういう意味でこの土地は妥当なのかどうか、その辺はどういうふうに評価しているのか。お願いします。
総務課長	この土地の売却価格について、適正だったかどうかという内容につきまして、先ほどの監査委員からのご指摘の中で、先ほどの条文のちょっと前に、財務規則の第201条、202条あたりだと思いますけれども、その内容がご指摘されております。そういうことでありますが、この場合、固定資産税の評価額に相続税の関係の倍率を掛けたもの、たまたまそれが1であったということで、この評価額で売却をしたという根拠であります。果たしてこの金額が適正かどうかという根拠につきましては、また別の問題としまして、売却をする段階ですと、そういう裏づけの下で売却をさせていただいたという内容でございます。以上です。
議長	ほかに。 次、40ページ、款18寄附金。 41ページ、款19繰入金、項1特別会計繰入金、項2財産区繰入金。 次、42ページ、項3基金繰入金、款20繰越金。 次、43ページ、款21諸収入、項1預金利子、項2貸付金元利収入、項3受託事業収入。 44ページ、項4雑入。

	45ページ、雑入続き。
6番議員	6番です。雑入ということで、総務課の一番下、住宅取壊し費用ということで、土地交換したところだと思うんですけども、1,500千円ということで、まだ取壊ししていないと思うんですけども、これの考えをお願いします。
総務課長	馬流の北牧楽集館のちょっと前の土地であります。JAさんと交換をさせていただいたという内容のものでありますが、町として当初賃貸住宅、アパートをつくりたいということでありましたが、地元の区と協議の中でどうも話が進まない。そういう中で実際に消防団のほうから、詰所がすぐ近くにありまして、そして、消防団のエリアが本間川から五箇、杉尾、そして、鑑掛までのエリアの皆さんが集まったときに、車を止めるところが無いということで、駐車場も何とかという希望がございました。そういう中で、今の段階ですと、白い建物、1,500千円で取壊し費用を農協さんから頂いたような形になってはいますが、そのお金についてはまだ執行はされておられません。そして、駐車場とすると想定をしている奥の部分であります、何とか宅地造成のような形で利用ができないかということを検討させていただいております。そして、その工事が現実的になったときに一緒に取り壊す、そういうことのほうが費用が格安で済むのではないかというもくろみがありまして、現在は、予算的には収入はありますけれども、支出は計上していないという状況でございます。以上です。
議長	45ページ、ほかに。 46ページ、款22町債。
6番議員	6番です。過疎債の関係で、当初のときにやすらぎ園の修繕事業と小学校の改修事業がソフトでいいのかという話があったと思うんですけども、ハードではないのかという話があって、そのときに県で認められましたというふうにお答えになったと思うんですけども、そういう整合性というか、やはりハードのほうに移ったということなのではないでしょうか。お願いします。
総務課長	予算段階でそういうご指摘というか、議論があったということですが、最終的に借入れの段階になりまして、協議の中でハード部門で借入れを起こしたという内容だと思います。以上です。
議長	46ページ、ほかに。 次、47ページ、町債続き。 歳出に移ります。

	<p>48ページ、款1議会費。</p> <p>49ページ、議会費続き。</p> <p>50ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費。</p> <p>51ページ、一般管理費続き。</p>
5番議員	<p>5番です。お願いします。12委託料、一番下、3階書庫書類整理料とあるんですが、書庫整理棚購入、一番下も併せまして、主要事業になっていますけれども、書類整理料470千円ぴったりというものの詳細をご説明いただきたいんです。お願いします。</p>
総務課長	<p>主要事業調書の2ページにございますが、書類の廃棄の代金であります。3階の書庫に、平成14年に役場を引っ越しまして、その引っ越したときに入れた書類がそのまま置いてあったと。そして、保存期限を確認した中で処理をした。そして、処理は、ただ可燃物で出すわけにはいきませんので、業者をお願いしまして、予算折衝の中で470千円で大型シュレッダー、また、確認できる焼却、そういう方法で処理をさせていただいた金額が470千円という内容でございます。</p>
6番議員	<p>6番です。今の書庫の整理棚の関係ですけれども、一番下の整理棚設置ということで、これも当初のときに不要不急事業ではないかということで議論したんですけれども、そのときに、これまでのルールが甘かったというようなことも言われました。課の引継ぎもしっかりとしていきたいということで、調書の中でも、書類の適正管理につながったというふうに述べられているんですけれども、その辺は、文書の整理、保存期間の経過ということはしっかりとやられたのかどうか。お願いします。</p>
総務課長	<p>その片づけのときに、保存期限を確認しまして整理をしております。3階の書庫でありますが見違えるほど整理ができて、非常にいい環境で、法務局の土地台帳が入っているようなきれいな形で管理をしております。以上でございます。</p>
議長	<p>51ページ、ほかに。</p> <p>次、52ページ、同じく一般管理費続き。</p> <p>次、53ページ、目2財産管理費。</p> <p>54ページ、財産管理費続き。</p> <p>55ページ、目3広報費。</p> <p>次、56ページ、目4企画費。</p> <p>次、57ページ、企画費続き。</p> <p>次、58ページ。</p>

6 番議員	6番です。お願いします。57ページの委託料のところ、関係人口創出事業ということで、去年説明があったと思うんですけども、これはどういう感じで進められたのか。お願いします。
総務課長	関係人口創出事業であります。財源的には5分の4が県からの交付金で事業を実施した内容であります。県の重点事業にマッチしたものが採択されるという事業であります。そして、100DIVEという名称の下、商品開発、新たな産業の開発、そういうものに取り組んでまいりました。具体的には、農産物のブランド化、鞍掛豆の缶詰、そして、缶詰に張るシールというか、そういうもの、そして、インターネットでの販売のルート、そして、もう一つは販売店舗を回りまして消費拡大につなげていただいたということで、活動しております。以上でございます。
議 長	57ページ、ほかに。
5 番議員	5番です。お願いします。今の下の公園設計調査委託料ですが、調査はどうなったのか。お願いします。
総務課長	公園の設計委託料につきましては、松原湖高原の開発公社で運営しておりますパターゴルフ場、そして、アスレチック場、その周辺を公園としての基本調査委託をし、概算の設計をさせてもらったものでございます。公園につきましては、賛否両論いろいろなご意見がございますが、長期振興計画の中で整備をしたいというものを示してございます。それが適切な場所がどうかいろいろ議論をした中で、現実になるよう努力してまいりたいと思っております。以上でございます。
議 長	57ページ、ほかに。 次、58ページ、同じく企画費続き。 次、59ページ、目5地域振興費。 次、60ページ、地域振興費続き。 次、61ページ、同じく地域振興費続き。 62ページ、目6積立金。 63ページ、目7総合センター運営費。 64ページ、項2徴税費、目1税務総務費。 次、65ページ、賦課徴収費。 次、66ページ、項3戸籍住民登録費。 次、67ページ、戸籍住民登録費続き。 次、68ページ、項4選挙費、目1選挙管理委員会費。 次、69ページ、目2衆議院議員総選挙費。

	<p>次、70ページ、目3参議院議員補欠選挙費。</p> <p>次、71ページ、目4小海町長選挙費。</p> <p>72ページ、目5小海町議会議員一般選挙費。</p> <p>73ページ、項5統計調査費。</p> <p>74ページ、項6監査費。</p> <p>75ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費。</p>
6番議員	<p>6番です。お願いします。社会福祉総務費の18節の負補交の関係ですけれども、社会福祉協議会の補助金として令和2年度から毎年10,000千円ずつということで運営支援ということでやってきているわけですが、実績、効果、次の76ページのほうで運営支援を行いますというふうには書かれているんですけども、効果についてというところが書かれていないんですけども、どうだったのか。お願いします。</p>
総務課長	<p>この社会福祉協議会への10,000千円ずつ5年間の50,000千円であります。この発端の要因であります、平成12年に介護保険がスタートしました。そして、介護保険の事業者として社会福祉協議会が活躍されております。そして、介護保険で得た利益を本来の社会福祉協議会の地域支援事業へ充当していったという経過がありまして、非常に社協自体の単独の運営が厳しくなった。そういう中で50,000千円という数字が適切かどうかということはある程度の経過の数字の中で見出した数字、それを10,000千円ずつ5年間にわたって支援をしましょうということでございます。そういう経過もございまして、現在社会福祉協議会、安定した運営に立ち直っていると私は感じております。以上でございます。</p>
6番議員	<p>地域支援事業を担っているということで、お年寄りの地域支援、本当に大事なことで、そういうことにはつながっているのかなと思いますけれども、たしかこの議論の中で、係長職をつくってしっかりと職員の処遇改善につながるようなことをおっしゃっていたと思うんですけども、その辺はしっかりとできたのかどうか。お願いします。</p>
総務課長	<p>町の議会の答弁ですから、私から答えさせていただきます。社会福祉協議会につきましては、組織の中で係長のポジションをつくりまして、頑張られているという状況だと思います。以上です。</p>
議長	<p>75ページ、ほかに。</p> <p>次、76ページ、社会福祉総務費続き。</p> <p>次、77ページ、目2老人福祉費。</p> <p>次、78ページ、やすらぎ園運営費。</p>

	<p>次、79ページ、目4心身障害者福祉費。</p> <p>次、80ページ、心身障害者福祉費続き。</p> <p>81ページ、目5あゆみ園運営費。</p> <p>82ページ、項2児童福祉費、目1保育所費。</p> <p>83ページ、保育所費続き。</p> <p>84ページ、目2児童措置費。</p> <p>85ページ、目3児童館運営費。</p> <p>86ページ、目4結婚推進・子育て支援費。</p> <p>87ページ、結婚推進・子育て支援費続き。</p> <p>88ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費。</p> <p>89ページ、目2予防費。</p> <p>90ページ、予防費続き。</p> <p>91ページ、予防費続き。</p> <p>92ページ、同じく予防費続き。</p> <p>次、93ページ、項2生活環境衛生費、目1生活環境衛生総務費。</p> <p>94ページ、目2塵芥処理費。</p> <p>95ページ、目3し尿下水処理費。</p> <p>96ページ、目4住宅管理費。</p> <p>97ページ、目5町営バス運行管理費。</p> <p>98ページ、町営バス運行管理費続き。</p> <p>99ページ、款5農林水産費、項1農業費、目1農業委員会費。</p> <p>次、100ページ、目2農業振興費。</p> <p>101ページ、農業振興費続き。</p>
6 番議員	<p>6番です。すみません、100ページのほうに戻りますが、100ページの需用費の中で、地産地消推進事業というふうにあるんですけども、当初のときと名前が変わっているのかなと思うんですけども、これは特産品の関係でしょうか。お願いします。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。地産地消事業の内容1,110千円ですけども、おっしゃられたように特産品関係、今ソバ、鞍掛豆等を推進しておりますが、その関係費ということで実施しております。そばの里という項目もありますけれども、これにつきましては、農業者のほうへ推進するための実際のコンバインの維持、管理といった方面の事業で、内容的にはダブリもございます。以上です。</p>
6 番議員	<p>すみません、別で101ページのほうで、負補交の続きで、経営所得安定対策</p>

	<p>等推進事業ということで、これも農業再生協議会のことなのかと思うんですけども、当初たしかかなり加算されているというか、タブレットの導入のために加算したというような説明があったんですけども、それと同じ内容であるなら、その説明をいただきたいのと、その前のページのタブレットの端末、令和4年度のほうに繰越しというふうにあるんですけども、それとの関係がどうなっていくのか。お願いします。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。当初、経営所得安定対策事業、大まかに言ってしまうと、水田の転作の事業なんですけれども、この中にハード、タブレットの端末も補助対象になり得るということで計上はさせていただいたんですけども、結果、補助対象にはなりません。この1,348千円はおおむね毎年どおりの数字となっております。タブレットにつきましては、繰越しをして令和4年度で端末を数台そろえたところでございます。そちらのほうで対応をしたということです。これは主に農地の調査、水田の関係でも使えるということなんですけれども、その端末を用意したということで、当初より減額の数字になっていると思います。以上です。</p>
議長	<p>次、102ページ、目3畜産振興費。 103ページ、目4農地費。 104ページ、目5山村振興事業費。 105ページ、項2林業費、目1林業振興費。 106ページ、林業振興費続き。 107ページ、目2県有林受託事業費。 108ページ、目3林道費。 ここで1時半まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに11時57分)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(ときに13時30分)</p> <p>なお、井出子育て支援課長は、所用のため遅れてきますとの連絡がありました。</p> <p>では、109ページ、款6商工費、目1商工業振興費。</p>
5番議員	<p>5番です。お願いします。18負補交の中のプレミアム商品券助成事業ですけども、また前回までとの効果を知りたくて、比較をしたいので、資料のほうをお願いできないでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。令和3年10月に販売したものでございます。これについての内容、どういった形で使われたかということをお示しさせていただ</p>

	きたいと思います。委員会の席でということですのでよろしくお願いします。
議長	ほかに、109ページ。
6番議員	6番です。お願いします。その下の住宅リフォームの助成事業もなんですけれども、95件ということで、次の110ページのほうに補助対象経費とか載っていて、すごく経済効果はあったんだなということは分かるんですけども、内装、外装、件数は書いているんですけども、内容が分からないので、それも同じく示していただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。
産業建設課長	それぞれこの件数で受付できたということで、大変利用はされているところでございます。併せまして資料も提出させていただきたいと思います。
議長	ほかに、109ページ。 次、110ページ、商工業振興費続き。 次、111ページ、目2観光費。
9番議員	小池です。需用費のところちょっと聞きたいんですけども、白駒池の遊歩道整備ということで、これは小海町分ですか、それとも佐久穂町と折半でやっているところですか。その辺をお願いします。
産業建設課長	お答えいたします。白駒池の遊歩道整備、国土調査は終わっていないんですけども、便宜的に白駒の池を半分ずつということで佐久穂町と線引きをさせていただいております。その中で小海に該当するところ、その遊歩道を町で、そして、佐久穂さんの分については佐久穂さんでということで実施しております。また、看板類ですけども、佐久穂と同盟という協定をしております。1つの看板を両町で整備するといったことも行われております。実際に、次のページにはなりますが、18節で白駒の池の看板設置負担金があるわけですけども、そういったことは協力して行っているということでございます。以上です。
議長	ほかに、111ページ。 次、112ページ、観光費続き。 次、113ページ、目3国際交流センター運営費。 次、114ページ、松原湖高原観光交流センター運営費。 次、115ページ、松原湖高原観光交流センター運営費続き。 次、116ページ、款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費。 次、117ページ、項2道路橋梁費、目1道路維持費。
12番議員	12番篠原です。15節の原材料費というところで、道路補修用の合材と砕石とありますけれども、この合材と砕石の材料費代が8,700千円ということ

	ですか。手間も入っているのかな。
産業建設課長	お答えいたします。砕石代につきましては、各集落の道普請等で使われるものを15節の原材料費で計上しております。それ以外のものが道路の補修用の合材ということとなるわけですが、金額については、今持っていないかもしれませんが、合材は道路の穴埋め等を実施したときの材料及びその施工手間ということですので、割合でいきますと、こちらのほうがずっと多いということで、町内一円実施しますので、金額は相当大きくなります。以上です。
12番議員	砕石は各部落の要請に応じて配るといえるのか、手当してあるんですけれども、合材は舗装の穴埋めで、これは手間も入っているということでしょうか。金額になったということですね。
産業建設課長	そのとおりです。
12番議員	主要施策の実績効果についてというところで、融雪剤の散布委託費と融雪剤費、これは単純に我々が思うことは、融雪剤の買い込みがたくさんになれば手間も多くなるということで、比例関係にあると思うんですけれども、令和3年度は委託費のほうが高く融雪剤の材料費が安いということになっているけれども、何か特別なことでもあるのかな。
産業建設課長	すみません、その細かい分析まではしてございませんが、15節融雪剤11,433千円とございます。これは道路に融雪剤を散布する、除雪した後、また次の日、路肩の雪が溶け出して路面が凍る。だから融雪剤を散布する。そういったものの材料でして、それと併せまして12節の散布委託費、材料はこちらで用意して、機械において散布してもらう。各業者さんに路線を決めて実施してもらっています。その散布の量といいますのは、この15節で把握するんですけれども、1回当たりの散布量は、そのときの道路の状況において変わってきます。今シーズンは出動回数が多かったかもしれませんが、だからといって材料も多く使うんだということではありません。道路の状況次第で変わってくるという内容でございます。そして、13節重機借上げが今年はかなり多くなっているというのは、令和3年のシーズンは雪も多かった、低温だったということがありまして、それで費用は大きくなってございます。以上です。
議長	117ページ、ほかに。
12番議員	今の質問ですけれども、出動回数が多くてもまく散布量が特別増えるわけではないと。その状況に応じて厚くまいたり、薄くまいたりという関係の

	ことですね。分かりました。
議長	<p>117ページ、ほかに。</p> <p>次、118ページ、道路維持修繕費。</p> <p>次、119ページ、道路維持修繕費続き。</p> <p>次、120ページ、目2道路改良舗装費。</p> <p>121ページ、道路改良舗装費。</p> <p>次、122ページ、道路改良舗装費補助等、道路改良舗装費繰越明許。</p> <p>次、123ページ、都市計画費。</p> <p>次、124ページ、款8消防費、目1非常備消防費。</p> <p>125ページ、目2常備消防費。</p> <p>次、126ページ、款9教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費。</p> <p>次、127ページ、目2事務局費。</p> <p>次、128ページ、事務局費続き。</p> <p>次、129ページ、項2小海小学校費、目1学校管理費。</p> <p>130ページ、学校管理費続き。</p> <p>次、131ページ、同じく学校管理費続き。</p> <p>次、132ページ、目2教育振興費。</p> <p>次、133ページ、教育振興費続き。</p> <p>次、134ページ、項3社会教育費、目1社会教育総務費。</p> <p>135ページ、社会教育総務費続き。</p> <p>136ページ、目2公民館費。</p> <p>137ページ、公民館費続き。</p> <p>138ページ、目3美術館運営費。</p> <p>139ページ、美術館運営費続き。</p> <p>140ページ、目4音楽堂運営費。</p> <p>141ページ、項4保健体育費、目1保健体育総務費。</p> <p>142ページ、保健体育総務費続き。</p> <p>143ページ、目2小海小学校給食費。</p> <p>144ページ、小海小学校給食費続き。</p> <p>145ページ、目3スケートセンター運営費。</p> <p>146ページ、款10災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費。</p> <p>147ページ、道路橋梁災害復旧費繰越明許。</p> <p>148ページ、項2農林施設災害復旧費。</p> <p>149ページ、款11公債費、目1元金。</p>

	<p>150ページ、目2利子。  151ページ、款12予備費。  決算書に移ります。  決算書43ページ、実質収支に関する調書。  44ページ、財産に関する調書。  45ページ、46ページ、47ページ、48ページ、49ページ、50ページ、51ページ。  52ページ、2物品、3基金。  全体を通じて質疑のある方はございますか。</p>
6 番議員	<p>6番です。説明資料のほうで57ページ、本間の村上団地の宅地の造成の関係ですけれども、なかなか許認可のほうで難航しているということで、現況をお尋ねしたいと思います。お願いします。</p>
総務課長	<p>本間の村上団地の進捗状況というか、許可の状況でございます。開発行為の許可を頂く段階になっております。審査は9割9分過ぎたということであり、まして、昨日の夕方許可が下りるという連絡がきました。まだ許可書は届いておりません。そういう状況でありますから、本定例会中に入札事務を進めまして、最終日に契約議決を提案できるように努力をしておりますという状況でございます。以上でございます。</p>
6 番議員	<p>ようやく許可が下りそうだということで、最初、当初の予算のときに、調査費がついていなくて、まだ建設事務所のほうからも申請が出ていないのにと言われたというような議論もあったんですけども、まずは調査費じゃないのかということがいわれる中で、最初は設計委託料ということだったと思うんですけども、今回委託料のほうを見ると、決算書のほうには調査設計委託料というふうに書かれているんですけども、本当に調査がしっかりされたのかどうか。今ようやく認可のほうで下りたということなんですけれども、その辺含めて手順がどうだったのか、その辺はどう捉えていらっしゃるか。お願いします。</p>
総務課長	<p>調査は業者に委託しまして行っております。そして、調査は規定の作業を進めておるとい状況の中で、千曲川の河川の関係の災害のマップの見直しがちょうど同じ時期に行われている。そういう状況の中で具体的には雨水の処理の確認、そして、最終処理の方法、そういうものについて審査に時間がかかったという内容でございます。</p>
議 長	<p>ほかに質疑のある方は。</p>
9 番議員	<p>9番です。決算の説明資料で53ページのところをお願いしたいんですけども、</p>

	ども、総務費で13節でありまして、使用料及び賃借料ということで、ちょっと太字で書いてあるんですが、駅舎排水管路敷地ほかということであるけれども、財産は町のものであるということに理解していいでしょうか。
総務課長	支出ですから、町のほうから排水路の敷地として、排水路を設置してある箇所の使用料として地代を払うということで、借りている、通させてもらっているという内容だと思います。
9番議員	そうすると、管理はJRのほうでやっているという理解でいいですか。
総務課長	排水でありますので、通させてもらっているんですが、管理は町でやって、水路を通させてもらっていると。JRに貸しているのではなくて、JRから通らせてもらっている所を借りているということになると思います。
議長	3回目ですからまとめてください。
9番議員	いずれにしても、管理はどっちでやっているかということ。
総務課長	そういうことです。
議長	ほかに質疑のある方はございますか。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<b><u>日程第6 認定第2号</u></b>	
議長	日程第6、認定第2号「令和3年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも決算説明資料でページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。 歳入、1ページ、款1国民健康保険税。 2ページ、款2使用料及び手数料、項1手数料。 次、3ページ、款3国庫支出金、項1国庫補助金。
6番議員	6番です。お願いします。国庫補助金の関係で、コロナの減免補助金というふうに書かれているんですけども、傷病手当とは別でしたか、傷病手当のことですか。すみません、お願いします。
町民課長	傷病手当とは別ですね。コロナの減収によりまして国保税を減額した分に対しての国の補填ということで、10分の6補助が当たるということでございます。
議長	ほかに。

	<p>次、4ページ、款4県支出金、項1県補助金。  5ページ、款6繰入金、項1一般会計繰入金。  6ページ、一般会計繰入金続き。  7ページ、款7繰越金。  8ページ、款8諸収入、項2雑入。  歳出に移ります。  9ページ、款1総務費、項1総務管理費。  10ページ、項3趣旨普及費。  11ページ、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費。  12ページ、目2一般被保険者療養費。  13ページ、目3審査支払手数料。  14ページ、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費。  次、15ページ、項3出産育児諸費。  16ページ、項4葬祭諸費。  17ページ、款3国民健康保険事業給付金、項1医療給付費分、目1一般被保険者医療給付費分。  18ページ、目2退職被保険者等医療給付費分。  19ページ、項2後期高齢者支援金等分、目1一般被保険者後期高齢者支援金等分。  20ページ、目2退職被保険者等後期高齢者支援金等分。  21ページ、項3介護納付金分。  22ページ、款4保健事業費、項1特定健康診査等事業費。  23ページ、項2保険事業費。  24ページ、款5基金積立金。  25ページ、款6諸支出金、項1償還金及び加算金。  26ページ、款7予備費。  27ページ、実質収支に関する調書。  28ページ、財産に関する調書。  その他全体を通じて質疑のある方はございますか。</p>
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<p><b><u>日程第7 認定第3号</u></b></p>	

<p>議 長</p>	<p>次、日程第7、認定第3号「令和3年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>歳入歳出とも決算説明資料でページごとに行います。</p> <p>質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>歳入、1ページ、款1保険料、項1介護保険料、款2使用料及び手数料、項1手数料。</p> <p>2ページ、項2使用料。</p> <p>3ページ、款3国庫支出金、項1国庫負担金、項2国庫補助金、目1調整交付金。</p> <p>4ページ、目2地域支援事業交付金（日常生活支援総合事業）、目3地域支援事業交付金（日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）。</p> <p>5ページ、目4保険者機能強化推進交付金、目5保険者努力支援交付金、目6介護保険事業費補助金。</p> <p>6ページ、款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金、目2地域支援事業交付金。</p> <p>7ページ、款5県支出金、項1県負担金。</p> <p>8ページ、項2県補助金、目1地域支援事業交付金（日常生活支援総合事業）、目2地域支援事業交付金（日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）。</p> <p>9ページ、款6サービス収入、款7財産収入。</p> <p>10ページ、款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金、目2その他一般会計繰入金。</p> <p>11ページ、目3地域支援事業繰入金（日常生活支援総合事業）、目4地域支援事業繰入金（日常生活支援総合事業以外）。</p> <p>12ページ、目5低所得者保険料軽減繰入金、款9繰越金。</p> <p>13ページ、款10諸収入。</p> <p>歳出に移ります。</p> <p>14ページ、款1総務費。</p> <p>15ページ、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費。</p> <p>16ページ、目3地域密着型介護サービス給付費。</p> <p>17ページ、目4施設介護サービス給付費。</p> <p>18ページ、目6居宅介護福祉用具購入費、目7居宅介護住宅改修費。</p> <p>19ページ、目8居宅介護サービス計画給付費。</p>
------------	--

	<p>20ページ、項2介護予防サービス給付費、目1介護予防サービス給付費。  21ページ、目2介護予防福祉用具購入費、目3介護予防住宅改修費。  22ページ、目4介護予防サービス計画給付費。  23ページ、項3その他諸費。  24ページ、項4高額介護サービス費。  25ページ、項5高額医療合算介護サービス等費。  26ページ、項6特定入所者介護サービス等費。  27ページ、款3地域支援事業費、項1日常生活支援総合事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費。  28ページ、目2介護予防ケアマネジメント事業費。  29ページ、項2一般介護予防事業費。  30ページ、項3包括的支援事業任意事業費、目1包括的支援事業費。  31ページ、目2任意事業費。  32ページ、任意事業費続き。  33ページ、項4その他諸費。  34ページ、款4基金積立金。  35ページ、款5諸支出金、款6予備費。  決算書に移ります。  決算書、15ページ、実質収支に関する調書。  16ページ、財産に関する調書。  その他全体を通じて質疑のある方はございますか。</p>
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<b><u>日程第8 認定第4号</u></b>	
議長	<p>日程第8、認定第4号「令和3年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。  これから質疑を行います。  歳入歳出とも決算説明資料でページごとに行います。  質疑のある方は挙手を願います。  歳入、1ページ、款1後期高齢者医療保険料、款2使用料及び手数料。  2ページ、款3繰入金、項1一般会計繰入金。  3ページ、款4繰越金、款5諸収入。</p>

	<p>歳出に移ります。</p> <p>4ページ、款1総務費。</p> <p>5ページ、款2後期高齢者医療広域連合納付金。</p> <p>6ページ、款3諸支出金。</p> <p>7ページ、款4予備費。</p> <p>決算書に移ります。</p> <p>7ページ、実質収支に関する調書。</p> <p>その他全体を通じて質疑のある方はございますか。</p>
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<b><u>日程第9 認定第5号</u></b>	
議長	<p>次に、日程第9、認定第5号「令和3年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>歳入歳出とも決算書及び附属書類でページごとに行います。</p> <p>質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>決算書、1ページ、収益的収入及び支出。</p> <p>2ページ、資本的収入及び支出。</p> <p>3ページ、損益計算書。</p> <p>4ページ、剰余金計算書、剰余金処分計算書。</p> <p>5ページ、貸借対照表。</p> <p>決算附属書類、6ページ、1概況。</p> <p>7ページから8ページ、2工事。</p> <p>9ページ、3業務、4会計。</p> <p>10ページ、令和3年度小海町水道事業キャッシュフロー計算書。</p> <p>11ページ、12ページ、令和3年度小海町水道事業会計収益費用明細書、収益の部。</p> <p>次、費用の部、13ページ、14ページ、15ページ。</p> <p>次、令和3年度小海町水道事業会計資本的収入支出明細書。</p> <p>資本的収入、16ページ。</p> <p>資本的支出、17ページ。</p> <p>収益的支出、18ページ。</p>

	<p>未払金内訳、19ページ。  20ページ、未収金内訳、貯蔵品。  21ページ、固定資産明細書。  22ページ、企業債償還額一覧表。  23ページ、水道料金及び使用水量年度別推移。  24ページ、令和2年度と令和3年度の水道料金月別比較。  その他全体を通じて質疑のある方はございますか。</p>
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<u>○ 質疑終了</u>	
議長	以上をもちまして、議案、認定に対する質疑を終結いたします。
<u>○ 常任委員会付託</u>	
議長	本日議題としてまいりました議案第26号から第29号、認定第1号から第5号は、会議規則第39条の規定により、お配りした議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認め、議案付託表のとおり付託いたしますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。
<u>○ 散 会</u>	
議長	<p>以上で本日の日程は全て終了しました。  一般質問は、9月6日火曜日午前10時から行います。  これにて本日は散会といたします。  ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">(ときに14時26分)</p>

<b>令和4年第3回</b>	
<b>小海町議会定例会会議録</b>	
「第7日」	
* 開会年月日時	令和4年9月6日 午前10時00分
* 閉会年月日時	令和4年9月6日 午後 4時37分
* 開会の場所	小海町議会議場
<b>会議の経過</b>	
<u>○ 開 会</u>	
<b>議 長</b>	<p>皆さん、おはようございます。本日は令和4年第3回定例会、一般質問であります。今さら申し上げるまでもございませんが、一般質問は議員に与えられた重要な責務の一つであります。今日は8人の方が質問をされることで、タイムスケジュールが逼迫していますので、これより定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。</p> <p>なお、暑いようでしたら、上着を脱いでいただいで結構であります。定刻になりました。ただいまの出席議員数は11人です。</p> <p>なお、11番 篠原伸男議員は、所用のため欠席との連絡がありました。</p>
<u>○ 議事日程の報告</u>	
<b>議 長</b>	<p>本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。</p> <p>本日答弁のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、教育次長、所長、会計管理者であります。</p> <p>なお、井出子育て支援課長は、所用のため遅れるとの連絡がありました。</p>
<u>日程第1 「一般質問」</u>	
<b>議 長</b>	<p>日程第1、本日は、会議規則第61条により一般質問を行います。</p> <p>あらかじめ申し上げておきますが、同63条の規定により一般質問を行いますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは順次質問を許します。</p>

### 第3番 篠原 哲雄 議員

議長	初めに第3番 篠原哲雄議員の質問を許します。篠原哲雄君。
3番議員	<p>3番 篠原哲雄です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>最初に、配合飼料高価格・高騰緊急対策事業についてということで、質問をさせていただきます。</p> <p>ロシアのウクライナ侵攻から6か月が過ぎ、いまだに停戦の兆しが見えません。侵攻後、世界中で燃料・穀物の高騰により、食品等全てのものが値上がりし、日本では円高も重なり高騰に拍車をかけています。そういった中、畜産農家の牛の餌、配合飼料のほとんどが輸入に頼っているため、例外ではありません。</p> <p>資料つづりの1ページをご覧ください。これは、2020年4月6日、6月の日の対比として、今年の7月から9月までの対比のものであります。それを見ますと、3万1,938円のアップで、約1.5倍の値上がりです。穀物需要の逼迫で、トウモロコシの価格が高騰しております。ここには載ってはおりませんが、2019年の平均単価と比べると、200%近くの高騰になっております。ちなみに2019年の価格だと、約4万円台ぐらいで推移していたと思います。</p> <p>畜産農家の方と話す機会があり、今のままでは毎日が赤字になってしまうと深刻な訴えをしております。配合飼料価格の高騰は、畜産経営では飼料費が経営経費の多くを占めているため、輸入飼料原料価格の高騰は、経営に大きな影響を与えております。</p> <p>資料つづりの2ページをご覧ください。</p> <p>配合飼料高騰に対しての国の配合飼料価格安定制度というのがございます。この現状2番ですね、現状と課題というところに詳しく載っていると思います。直近1か年の輸入原料価格の平均と、現在の輸入原料価格の差額を補填する制度であります。今回、あまりの価格に補填額の割合が小さくなり、畜産農家の負担が増加しています。県としても、6月補正予算で、配合飼料価格差補填事業により、1トン当たり4,200円を補填し、畜産農家の安定を図るということで、3番の事業内容のところに補助率、定額4,200円という形が、この配合飼料価格緊急対策事業ということの4,200円の価格になっております。</p>

それで、4番の事業概要というところをちょっと説明させていただきますが、これは事業のイメージということになっております。1番右端のところですね、令和4年輸入原料価格の推計という形になっておりますが、1ページの資料でいきますと、これが今年度に約10万円ぐらいの加算になると思います。それで基準値というのが約7万円ぐらい、前年のところが約7万円ぐらいのところになると思います。それで、価格高騰前というところが約4万円という形になりますので、7万円から10万円に上がったところは、先ほど申しましたように、配合飼料価格安定制度によって補填をされます。この価格安定制度は、畜産農家も負担金を拠出、それから、飼料メーカーも出して、最後は国からの補填ということで、三者の補填になっております。

それで、今回のこの配合飼料、県の緊急対策事業についての補填ということですが、今まで4万円に推移していたところが、7万円という形で上がってくるわけだと、その差額3万円というのは、農家の負担になってくるわけです。ここへ4,200円の負担を補填をして、少しでも農家の負担を減らそうという形で進んでおります。

そういった中で、各町村でも動きがありまして、この農家負担を少しでも減らしたらどうかという形が今動いております。後ほど、これに対して私のほうから提案をさせていただきたいと思っております。

南佐久管内でも佐久穂町が7月に専決で、南牧村でも9月定例会に飼料価格高騰に支援する補正予算を提出しました。畜産農家の支援は、県と同じ1トン当たり4,200円であります。9月1日より9月30日までの期間で申請を受け付けるようであります。

小海町内の畜産農家の軒数は6軒であります。JA、飼料メーカーも同じなので、南牧村にならって1トン当たり4,200円の支援を小海町でもしたらどうかと思います。町内の畜産農家の配合飼料の量は、私の聞き取り調査によりますと、1月約100トンの供給量がJAからあるようですので、この100トン掛ける12か月掛ける4,200円ということで、500万円程度になると思います。

議会初日の町長招集挨拶の中で、配合飼料高騰対策について触れられ、一般質問の中等で意見を拝聴いただければ、今議会で補正をしたいと挨拶がございましたが、緊急性のある事案でありますので、ぜひとも最終日に補正予算の提出をお願いしたいと思っておりますが、町長の考えをお聞かせください。

<p><b>町 長</b></p>	<p>ただいま篠原議員のご指摘、私も首長としまして、佐久穂町、南牧村との協議もしている中で、やはり我が町は、ただいま篠原議員おっしゃったように、6軒の畜産農家があり、約400頭の牛を飼育しております。南牧は3,000頭ということで、桁が違うわけなんです、それは酪農家それぞれが抱える課題であるという反面、これは何らかの補助をしていかないと、先行きなしという状況に私は考えております。</p> <p>したがって、最初の初日の招集挨拶に申し上げたとおり、補正を組みまして、その6軒の皆様には援助したいという考えでおります。</p> <p>詳細につきましては、産建の課長のほうからご説明申し上げます。</p>
<p><b>産業建設課 長</b></p>	<p>おはようございます。お疲れさまです。</p> <p>それでは、内容につきまして、お答えいたしたいと思います。</p> <p>ただいま篠原議員さんおっしゃいましたとおり、南牧の事例がございます。県の補助、これがトン当たり4,200円ということで、これにならって南牧村も実施をすると決めたようでございます。</p> <p>小海町におきましても、JA長野八ヶ岳所属ということで、同様の農協の管内でございますから、でき得れば同じ体制で同じ補助をとということを考慮いたしまして、酪農4軒、繁殖2軒の6軒おりますけれども、トン当たり4,200円、こういうのを基準に実施してまいりたいと思います。</p> <p>やはり量の、酪農か繁殖かで、配合飼料の使う量というのは様々でございます。農家によって、自給の飼料を使われている方、そういう方もおいでですけれども、今、輸入のために価格が上がっている、そういう観点から、配合飼料の利用者に対して補助をしていく、そんな方向であります。</p> <p>また、詳細につきまして、また予算審議いただけるよう、内容を議員の皆様にも精査していただくようお示しいたしますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
<p><b>3番議員</b></p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、そういう形で、今年度補正予算、計上していただきたいという形になります。</p> <p>したいんですけれども、補正予算、計上された後、今後の支援金の支払い方法というのは、4月に遡って令和5年3月までの1年間の支給になります、この辺は四半期ごとにするのか、一括支給にするのか、できるだけ早く支給をお願いしたいと思いますが、これは町の考え方はどんなようでしょうか。</p>

<p>産業建設 課 長</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>支給の方法についてなんですけれども、こちらのほうも、またご提示させていただいた際に、ご意見は拝聴したいところなんですけれども、一応案としましては、これで9月いっぱいまでの数量の実績というのが10月になれば確定しますので、まずは半年について申請をいただく、その後につきましては、四半期、3か月ごとに実績に基づいてお支払いをしていく、そんな方向で考えてまいりたいと思います。</p> <p>南牧の方法とは、1年分一括ということでございますが、その辺とはちょっと違うところがございますが、よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>3番議員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、配合飼料価格高騰緊急対策ということに関しては、町のほうで前向きに検討していただきまして、ぜひ予算計上していただき、農家にスムーズに支払いができるようお願いしたいと思います。</p> <p>続きまして、2番の、これは肥料高騰対策の支援金についてということで、水稻、野菜、花卉に使用する肥料高騰対策の支援についての考えをお聞きしたいと思います。</p> <p>本年度の野菜価格は、廃棄、価格低迷により、8月までの売上金額は前年度を割り込んでおります。ウクライナ情勢により、化成肥料の急騰により、農家の経営を圧迫しております。農家の負担軽減へ、政府は7月29日、2022年度予算の予備費の中から788億円を充てることに決定し、農水省が肥料高騰に対する支援策を決めて、一定の施肥量低減を前提に上昇分の7割を補填すると。農家が支援を受けるには、価格肥料の2割の低減するために、農水省の決めた実施する取組メニュー15項目の中から2つ以上の項目に2年間取り組む条件を満たすこと。メニューは土壌診断による施肥設計、堆肥・緑肥の作付、施肥量、肥料銘柄の見直しなど幅広いメニューを設定できる制度設計になっているようです。6月から10月の秋肥と11月から来年5月の春肥を対象としております。購入したJAや肥料販売業者に申請申し込みます。</p> <p>本年度の野菜農家の現状は、廃棄、低迷併せて資材飼料の高騰により先ほども述べましたように、非常に厳しい状況にあります。特に、高度化成肥料、尿素の上昇が著しく、秋肥価格は春肥の155%上がっているようであります。JAでは10月以降、秋肥取りまとめで申請受付を始めていくようです。</p>

	<p>こういった中で、町内農家の経営安定のために、肥料・資材高騰分の補填を町独自に検討してほしいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。再度お願いします。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。</p> <p>ただいま篠原議員さんが言われましたとおり、国の支援策、そういうものをご紹介していただきました。詳細までご紹介いただきましたので、重ねては控えますけれども、今、その方向が示されまして、市町村の担当者も県が開催する研修会に出席をして、この方法について説明を聞き、それで農家の皆さんへ周知する、そういうことをこれから作業として行ってまいります。</p> <p>そして、この国の施策、おおむねJAさんなど主なところを取りまとめをして、申請をするということになるわけですが、JAさんとの話合いといいますか協議、JAさんはそういう申請関係で農家さんを支援するということもあるわけですが、まだJAさん自体、農家の皆さんへどのような支援をするか、また、県の方向、国は決まりましたけれども、県はどうする、そういったことはまだ未定でございます。そういう段階におきまして、町でもまだ考慮するところはあるとして、一体費用的にどのくらいの金額になるのか、また、それぞれ県やJAさん、どんな支援策を行うのか、そういったところを把握した上で、町においてもどんなふうにしていくべきか、そういうことを検討することが必要だと思います。</p> <p>いずれ様子、情報等よく把握した上で決定していきたいと、こういう考えであります。</p> <p>以上です。</p>
3番議員	<p>ありがとうございます。</p> <p>国の方向は出ておりますけれども、課長おっしゃったように、県の方向性、また、JAの方向性というのがまだまだこれから示されてくると思いますので、その中で、行政として支援をしていただけたところはあるかと思えますので、その辺もまた様子を見ながらということで、十分検討していただきたいと思えます。</p> <p>そういった中で、ちょっと私のほうで提案させていただきたいことがございます。</p> <p>佐久穂町では、肥料高騰対策として、今度、肥料削減のために土壌診断費用の補助に町として全額補助、上限10万円とするということで、小海町でも今年度から土壌づくり推進事業に新たに緑肥作物の種子代、土壌診断</p>

	<p>費、町内畜産農家からの堆肥購入にする費用の補助金が新設されました。緑肥の種子代は3分の1、上限2万円、土壌診断費は3分の1、上限3万円ですが、肥料、それで堆肥の購入に関しては500円ということになっておりますが、今後肥料高騰対策に併せて、緑肥、診断費用、それぞれ2分の1、上限5万円ぐらいほどに、堆肥の購入費用の補助金も500円から引き上げてはいかがでしょうか。肥料高騰対策が始まれば需要が伸びると思われまますので、令和5年度から見直しをしたらどうでしょうか。町の考えはいかがでしょうか。</p>
<p><b>産業建設課長</b></p>	<p>お答えいたします。</p> <p>小海町におきましては、篠原議員言われました緑肥の補助、それから土壌の試験費補助、6月の定例会ですね、そこで制度についてお示しして、計上させていただいたところです。まだ、これにつきまして、申請が受け付けていないということがございます。今年状況、そういうものを見た中で、決定は必要だなということが言えます。</p> <p>紹介しますと、検査について、例えば昨年度、令和3年度の実績では、この土壌診断、これにつきましては13名で67件の検査数があったということがございます。そういった実績を参考にして、この新たな小海町の独自の制度を作成したところがございます。</p> <p>また、こういったものが少ない、もっと補助が要るというようなことであれば、またその際に考慮していきたいと思うんですけども、いずれ今年度まだ一件も申請受付してなく、主にシーズンの終わった秋口から堆肥を入れる都合もあると思うんですけども、そこで土壌診断が多く行われるというようなことになっております。その反応といいますか、申請状況を見た中で、検討してまいりたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p><b>3番議員</b></p>	<p>これから土壌診断、収穫も終わり、マルチが剥がれたところで、大体秋から冬にかけての土壌診断ということで増えてくるとは思います。</p> <p>今、土壌診断67件ということだったんですけども、私、ちょっと土壌で聞いたときには130件ほどあったと思うんですけども、ちょっとその辺の集計の違いがあるのかなとは思いますが。</p> <p>緑肥に関しては、いよいよ9月に入りますと、マルチが剥がれると、これから麦類はまかれてきますので、どのくらい小海町の農家を使うかということで、これからの予算、今年された予算を上回るのか余るのかということになるかと思いますが、こういった肥料高騰対策というものが国から示さ</p>

れる中で、農家もそれなりのアクションを起こしてくるとは思いますので、そういった中で、予算の検討を今後していただけるようであればしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、3番のワインブドウの試験栽培の現況についてということでちょっと述べさせていただきます。

ワインブドウ試験栽培も、現在3か所で行われ、親沢地区が3年目と2年目、これ2年目は協力隊のほうですね、笠原地区が2年目になります。それぞれ面積、本数は、親沢が10アール、赤2、白3の5品種288本、笠原が20アール、赤6、白7の13品種の350本、協力隊が0.3アールの約100本ということになっております。

事業調書に詳しく記載されておりますので、私なりに両圃場を最初から観察させていただいた意見を申し上げたいと思います。

親沢の圃場に関しては、3年目にしてはちょっと樹勢がおとなしい、しかし、品種間の特性は出ているように思います。同じ品種でも、生育むらがあり過ぎるように感じます。それと気になったのは、8月のお盆過ぎにちょっと私圃場を見たときに、もう葉っぱがかなり枯れ上がっているのがちょっと気になったり、あえて残してあったブドウの房は小さくて、ほとんどの房は実が委縮して落下してしまっていて、これで使えるかなという本来の形というのは数本ぐらいしかなかったように見受けられます。

そういった中で、5品種のうちピノ・ノワールという品種を除いた4品種は、来年果実が取れば、ワインにして試飲をしてみてもどうかと思います。赤ワイン品種、ツヴァイゲルト、白ワイン品種、ピノ・グリ、ピノ・ブラン、ソーヴィニヨン、以上の4種類に絞り込みながら、試飲をしていただきたいと思います。3月の協力隊の講習会の中では、ピノ・グリ、ピノ・ブランというものが、今回小海町での推奨品種というような形で載っておりました。

特にこの赤い品種のツヴァイゲルトは寒冷地向けであって、北海道などでも栽培されている品種でございます。

ただ、今年定植した苗の生育も、親沢の圃場でもちょっと葉も枯れ上がっているし、協力隊の定植した圃場は99%カッチャクシ、葉の色むらはありませんが緑色をして、順調に生育をしております。

試験栽培圃場は、ちょっと親沢のところでは土質に問題があるのではないかと、私はちょっと見受けられました。普及センターに土壤診断をしていただいて、さらなる栽培の方法をやっていただいたほうがよいのではない

	<p>でしょうか。</p> <p>逆に、笠原地区試験栽培圃場は2年目で、親沢圃場の生育を上回る勢いがあります。今年定植した苗木も倍くらい成長しております。私は、ワインブドウ栽培にあまり詳しくはないので何とも言えませんが、どちらの圃場の状態がいいのか、普及センターに十分検証していただくことが重要かと思えます。親沢と笠原では、土の質が明らかに違っていることは分かりますが、その辺、町の考えとしてどのようでしょうか。お聞かせください。</p>
<p><b>産業建設 課長</b></p>	<p>試験圃場の状況ということでして、お答えいたします。</p> <p>おおむねおっしゃっていただいたとおりのことなんですけれども、農林係とともに県の普及指導員さん、5月、6月と続けて現地に赴いて、評価をしていただいております。また、今月も9日ですけれども、その予定がございまして、秋の生育したところの状況を見ていただく予定になっております。</p> <p>まず、3年目を迎える親沢の試験圃場についてですけれども、実験として本年、ブドウの実を摘果せずに育てております。まだ、多くの収量は望めませんが、それぞれの品種ごとにブドウの実が育っていることを確認しています。中でも、圃場内で比較してツヴァイゲルトという赤の品種ですけれども、ドイツの関係の実り、これはよいように感じられます。</p> <p>2年目を迎える笠原の試験圃場についてですけれども、摘果を行い、ブドウの木を育てることに力を入れております。品種ごとに生育にばらつきが生じておりまして、冬の寒波、今シーズン、冬寒かったわけですけれども、やはり影響を受けた苗木も多く存在しております。県の指導員から、近年まれに見る寒さであるということで、その寒さ対策のわら囲い、これが不十分であったのではないかとご指摘をいただいております。そのような中でありますけれども、モンドブリエという品種、こちらは白なんですけれども、当初5月に見たときには、やはり寒さの影響を受けているなと感じたんですが、6月のときには回復し、これは寒さに強いのではないかとというような評価もされております。今後の品種選定に役立つ結果が、ぼつぼつと得られておるところでございます。</p> <p>いずれ、どちらの圃場にも言えることなんですけれども、成長速度がやはり、例えば佐久の方面、平地に比べ遅い、そういうことは、やはり県の指導員から言われております。しかし、品種選定と寒さ対策をしっかり行うことで、小海町においても、ワイン用ブドウの栽培は可能ではないかとの現状での評価をいただいております。</p>

	<p>以上です。</p>
<p>3番議員</p>	<p>今、課長のほうからそういった説明をもらいました。</p> <p>私も見た中では、この赤いワイン品種のツヴァイゲルトというのは、非常に今実がなっておりますので、今後の中で赤ワイン品種として小海町で使っていけるのではないかなというのは、見えているかなと思います。</p> <p>白ワイン品種に関しては、いろいろありますので、そういった中で順次絞り込んで、2種類、3種類というような形で、小海町の中でできる品種を絞り込んでいっていただきたいと思います。来年度、いよいよ4年目になりますので、実の収穫ということが始まってまいります。実際今度は味がどうなのかということも、今後の中でしっかり見極めていっていただきたいと思います。</p> <p>それから、次に移りますけれども、本年度の作付は、笠原で3反歩、協力隊で5反歩、計8反歩で栽培をされております。それで、笠原地区への資材代150万円が補助をされておりますが、町は毎年1ヘクタールの造成を進めるという計画になっておりますが、令和5年度の計画はどのようなのか。本年度のうちに圃場を確保しておかなくてはならないと思いますが、圃場選定は進んでいるのか。また1ヘクタール、そういった造成を進めていくのか、その辺を聞かせていただきたいと思います。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>令和5年度の計画ということでございますが、やはり今年度までの状況をよく評価した上で、これなら大丈夫、または大丈夫ではないかというようなやはり方向性、数年たっているわけですから、それなりの町としての評価も行いまして、その上で、また、農家の皆さんにこれはいいのではないかと、作付をしてもらえないかというようなことを広報し、その栽培者を募っていきたいと考えております。</p> <p>いずれ、このブドウ、基本的に白系統であればいいのではないかという方向性は最初から見えております。そこで、小海にはよりどれがよいか、そういう部分を付加した情報を提供させていただきまして、今後面積拡大のために、広報等していきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>3番議員</p>	<p>それでは、まだ今のところこの圃場でというような形は、ちょっと出ていないのかなという感じはいたします。</p> <p>これからの圃場選定した中で、富士見町では圃場選定にかなり慎重に取り組んでいて、十分な調査をして選定をしているということでもありますの</p>

	<p>で、そういった中で、十分な土壌診断をしてもらって、土壌改良のアドバイス等を普及センターから受けていただいて、より良い土壌の状態をつくり上げていっていただきたいと思います。</p> <p>それから、現在協力隊の皆さんの活動はどのようになっておりますでしょうか。ヴィラデストワイナリーへ研修に行っているのか、協力隊の試験栽培圃場は草に何か覆われているように私は見えましたんですけども、あれで試験栽培が十分できているのか、町が苗木代、資材代を負担をしていますが、ちょっと不安になります。新規に定植した圃場は順調に進んでおりますが、草刈り等の管理が十分にできているのか、町担当者も把握しているのか、その辺はいかがでしょうか。</p>
<p><b>産業建設課長</b></p>	<p>協力隊のノーマンズの様子ということでございますが、協力隊の皆さん、順次ですけれども、ヴィラデストワイナリーへ研修を受けまして、そして、作業内容ですとか、ブドウの知識について学んでおり、実践もしております。県の普及指導員さんが来られるときには、いつも一緒に立ち会いまして、ノーマンズの方の圃場も一緒に見ていっております。</p> <p>その中で、かなり私が感じる場所は、ノーマンズの皆さんも大変やはり勉強している関係で知識が高い。ただ、土壌と生育とかという話になりますと、やはり普及指導員の指導を仰がないと、これはどうしたほうがいいのか、枯れが入る、これは何が原因なのか、そういうことは、やはり経験を積まないと分からない部分が多いと思います。いずれ急に技術も上がるわけではないものですから、経験を重ねて、積み重ねつつ、今後のワイン栽培に努力していくというところでございます。</p> <p>今、ノーマンズにつきましては、既に品種選定をして、かなりの4,000本近くも今年も植えたんですけども、栽培しておりますので、その辺のところを今度しっかりその都度の作業工程というのを実施しまして、草があつて荒れているというお話はちょっといただきましたけれども、そういうこともしっかりと対応しながら、進めていけるよう今後についてもアドバイスしていきたい、そのように考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p><b>3番議員</b></p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>その技術指導の面なんですけれども、令和2年に1名、令和3年に1名、アカデミーへ行って研修を受けている方があるわけです。そういった中で、ノーマンズのほうへの技術指導というのはされているのでしょうか。どうでしょうか。</p>

<p><b>産業建設課長</b></p>	<p>細かいといいますか、それぞれの生育させること、ブドウの実をつけるまでこのような作業を日々行う、そういうようなことについては、研修の中ではそんなに細かく、実践と一緒にやりながら体験をしてきた程度ということになりますので、やはりこれからブドウを醸造してワインにしてというような部分も併せて学んできておりますので、今は生育をよくするための方法、そういうことをほかの栽培地なんかを見学することで、習得する、そんな必要があろうかと思えます。同業の方々の意見を聞くことが一番の勉強になると思えますので、そういうことを細かく実施していきたい、そういう考えでございます。</p>
<p><b>3番議員</b></p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>今、ノーマンズの人たちも、かなり面積広がってきておりますので、そういった部分で技術を取得して、今後の中で人に教えられるような農家になっていただければと思います。</p> <p>それでは最後に、昨年の9月定例会一般質問で、協力隊の皆さんが任期後の彼らの生活の基盤を設けなければならない。そこで、農水省の農業次世代人材投資事業を使って、地域おこし協力隊終了後、新規就農者としてのこの制度を使うことができないかという質問に、産業建設課長の新規就農者として認めないが、このあたりについて調べていますという答弁がありました。調べていただいたようでしょうか。また、まだまだワインブドウの収穫には年数がかかりますので、その他よい手だてがありますでしょうか。任期はあと1年半ほどなんですけれども、これは、ノーマンズは延長をしていくのか、その辺のところをちょっと聞かせていただいて、去年の答弁の内容もお聞かせしていただければと思いますので、よろしく願います。</p>
<p><b>産業建設課長</b></p>	<p>お答えいたします。</p> <p>次世代人材育成事業、こういう新規就農関係の事業なんですけれども、こちらの内容についても、大きく変わってきた部分がございます。今の制度に合わせて、このノーマンズが該当になるかどうか、はっきりしたお答えを県のほうへ問い合わせて、回答を得てはおりません。今の段階ではそういう状況ですけれども、ぜひ該当になるように、今後お願いといいますか、そういう打合せをしていきたいという考えでございます。</p> <p>いずれ経営の安定、それを新規就農の該当になるものならないも、この事業において、これを経営の主を持っていけるかという部分が一番のことでございます。ブドウのほかにも、少し多少ではありますけれども、野菜の栽</p>

	<p>培等も手がけているようでございます。そういった部分での支援、いずれノーマンズがそのまま経営が継続できるような支援、そういうことを一緒に考えてまいりたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<b>3番議員</b>	<p>まだその辺の新規就農者としての形ができるのかどうかというのは、まだ確認できていないようなんですけれども、できる限り県のほうと意見を聞いて、ノーマンズが小海町に定着できるような形、そういった方向をぜひ考えていっていただきたいと思います。</p> <p>私も今年の春、苗木定植の際にノーマンズの協力隊の皆さんにいろいろ聞いた中で、このまま小海に残りたいという意見がみんな言っていました。今でも消防団に加入して、地域の皆さんと一緒に暮らして、コミュニケーションを取ってもらえるようでございます。</p> <p>いろいろ述べさせていただきましたが、町で将来ワイナリー構想もあります。それには、現在作付している皆様と新規参入の方がいないと、なかなか面積を増やすことはできないと思います。先ほども今後の中で毎年1ヘクタールという形でいくには、どうしても新規参入の方がなければ、面積は増やすことはできないと思います。そういった中で、試験栽培というものは、非常に重要であり、今後のノーマンズの圃場、親沢の圃場、笠原の圃場という形でしっかりした形が見えてくれば、新規参入の方も出てくるのではないかなと思います。</p> <p>来年度に向けて、また栽培説明会等を開催して、広く町民の方にアピールをしてほしいと思います。ぜひ町の特産品になるよう、町もサポートしてほしいと思いますが、もちろん私も協力できることは協力したいと思いますので、今後の中でワイン栽培というものをしっかり進めていっていただきたいと思います。</p> <p>では、以上で私の一般質問を終わりとさせていただきます。</p> <p>いろいろありがとうございました。</p>
<b>議長</b>	<p>以上で第3番 篠原哲雄議員の質問を終わります。</p> <p>ここで、11時まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに10時46分)</p>
<p><b><u>第1番 黒澤 敦史 議員</u></b></p>	
<b>議長</b>	<p>休憩前に引続き会議を開きます。</p>

	(ときに11時00分)
	次に第1番 黒澤敦史議員の質問を許します。黒澤敦史君。
1番議員	<p>1番、黒澤敦史です。通告に従い質問させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>私は今回の一般質問では、前回に引き続き、まず教育についての質問をさせていただきますが、私の質問の意図をご理解いただく上で必要となりますので、まず、私の一般質問についての考え方を簡単に、すみません、申し上げさせていただきますと思います。</p> <p>私がこれまで行ってきた一般質問の一部は、もしかすると町の議員が質問するようなものではないことを取り上げていると思われるかもしれませんが。しかし、私は、例えば日本人の教育、国の在り方や未来といった大きなテーマについて、国会で議論されることは当たり前ですが、まさに対国民、住民の最前線である町の議会においても、活発に議論されるべきものであると考えております。</p> <p>なぜならば、今まさに最前線の現場で起こっていることは、国よりも県よりも、私たち基礎自治体の住民、議員、職員が目当たりしているものであり、この現場で起こっている種々の課題や現象が集約され、結果として国の課題となっているからだと思います。つまり、私たちはこの町で起こっていることは、国の課題の一部でもあるということを理解し、それも踏まえて議論をしなくてはならないと思います。</p> <p>私たち基礎自治体の議員、職員は、多くの場合、目の前の課題に対して速やかに対応を取ること、また、それを提案することが求められております。コロナ禍や物価高に係る住民生活支援として、先日実施された町民1人当たり1万円の商品券給付や、事業者への支援金給付事業のように、早さが重視される手当てとしての金銭の給付など、この緊急事態をまず何としても耐えるために町が行う施策について、私はもちろん賛成の立場であります。しかしながら、私たちに求められていることは、早さが重視される手当てのみではありません。その手当てが行われた後の未来についても、議論をしなくてはなりません。商品券や現金の給付を行い、何とかその場を耐えた後に、今よりもっと住民が暮らしやすく、幸せで未来に向かって持続可能な小海町をつくっていくためにはどうしたらよいか、今まさに目の前にある課題に速やかに対応しながら、その課題の発生原因の理解と解決に資するような議論も必要ではないでしょうか。</p> <p>極端な言い方かもしれませんが、万事を枝葉末節の対応にとらわれてしま</p>

えば、明日、あさっての近い未来を変えることはできても、次世代へ引き渡すべき未来までよくすることはできません。

地方と国の課題も同じ構造ではないでしょうか。私たちの目の前にある小海町の課題はこれだ、そして、その課題は国の抱える大きな課題の一部でつながっているという理解をしつつ、議論し、対応できるかどうか、私は目の前にある課題に対するこの姿勢、枝を見て森も見る姿勢が私たちには必要であると考えていることから、大きなテーマについても取り上げさせていただいております。

少々長くなりましたが、私はこのような考え方から、一般質問では、今後大きなテーマについても取り上げていきますので、ご理解をお願いいたします。

それでは、教育についての質問をさせていただきます。

前回6月定例会で私は町長に対し、戦後の画一的な点数による成績、偏差値重視の教育からの変革の必要性へのご認識について質問をさせていただきました。これは、ただテストで高い点数を取ることを主眼においた教育システムでは、もはや右肩上がりではなくなってしまった現代の社会からの多様な人材供給の要請に応えることができないということ、自尊心をしっかりと育まれた上で、自分が何者であるのか、そして、家族、社会、地域、国というものが、自分にとってどれほど大切なものであるかということ、神話教育であり、本当の歴史から学ぶ必要があること、家族であり社会、地域、国に対して自分が果たすべき役割を定め、そのためには、自ら考え、自ら学ぶ力を育む教育こそが必要であるという私の意見について、町長のお考えをお聞きするものでした。

さて、平成30年に改訂された学習指導要領により、本年度から高校では総合的な探求の時間という新たな取組が行われております。総合的な探求の時間とは、子供たちの生きる力、社会で求められる力の育成を強く求めるものであり、子供自らが自己の在り方や生き方と切り離せない課題を発見し、解決していくことを目標としています。

このような取組が始められた理由ですが、それは、自分の意思で進路を選択し、社会で生き抜くための資質や能力を持つ子供を育成することが求められており、その背景として、情報化が急激に進展する社会において、VUCA、VUCA時代と呼ばれる困難かつ予測不可能な時代に既に突入し、このような環境で幸せに活躍できる子供を育成するためには、テストの点数といった学力だけではなく、自ら課題発見に取り組み、答えに向か

	<p>う力を育成することが必要不可欠となっているためです。</p> <p>学習指導要領によると、総合的な探求の時間では、学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性等の涵養、実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力等の育成という3つの柱が上げられております。</p> <p>ここで質問ですが、町はこの総合的な探求の時間の高校への導入についてどのように評価し、小海高校で行われている総合的な探求の時間への町の関与について、その必要性も含め何か考えておられるかお聞かせください。</p>
町 長	<p>ただいま黒澤敦史議員のご質問、小海高校の総合的研究の時間の町への関与ということでございますが、まず、小海高校におきましては、南佐久郡内で唯一の高等学校であると。そして、小諸、佐久、北佐久管内では、公私合わせて11の高等学校、そして通信制の高校等ある中、我が南佐久地区、ただいま申し上げました小諸、佐久、北佐久郡とは面積はほぼ同等であるということでございますけれども、学校は一校しかないということで、非常に我々の文化、そして生活にとって大切な高校であるというふうに認識をしております。</p> <p>そういった中、小海高校を支援する会等々につきましても、町としても、そして郡を挙げて応援しているわけなんです、ただいま黒澤議員の町の関与と、総合的研究時間の町の関与ということでございますが、日本の高校生は自尊心や自己肯定感を持てる割合が諸外国に比べて低く、自らの参画によって社会現象が変えられるかもしれないという意識は、大変低いと指摘されております。高校時代の学習を単に大学受験のために費やすのではなく、知識や技能を活用しながら、主体的、創造的、協働的に取り組む機会、学校での学習を自己の在り方、生き方とかについて深化、総合化することが期待されており、大変重要であると町では思っております。</p> <p>また、小海高校、大変優秀でございます、4年制の大学、短期大学、専門学校、そして就職活動とあるわけなんです、そういった部分を非常に丁寧に一人一人の導きをしているというすばらしい高校であるというふうに思います。したがって、町の関与も深く、強くしていきたいというふうに思っており、現在そこに向けて町の方向を定めて、一緒にやっているところであります。</p> <p>先般9月2日に、清水校長先生おいでになりまして、実態やら要望をお聞きいたしました。そういった中でも、大変希望の持てる学校である。しかし、</p>

	<p>受験数がだんだん減ってきているということにつきましては、町を含めた中で協力しながらいい学校にしていくという所存でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>1 番議員</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの町長の今の世の中の高校生に対する認識とか小海高校に対する認識、そしてこれからの期待、大変すばらしいお考えで、私も全て同意できることだったかと思います。ぜひ小海高校とのそういうコミュニケーションも取られて、前向きに進んでいただければと思います。</p> <p>私は、この総合的な探求の時間が設けられたことについて、とても価値のあることだと評価しております。それは、先ほど申し上げたとおり、自分が何者であるのか、この家族、社会、地域、国というものが自分にとってどれほど大切なもので、自分が果たすべき役割を定め、そのためには自ら考え、自ら学ぶ力を育む教育こそが必要であるという私の考えに対して、この総合的な探求の時間が目標としている自己の在り方、生き方と切り離せない課題を子供自らが発見し、解決していくというプロセスが、一つの答えにつながるのではないかと考えているからです。</p> <p>そして、私はこの地域の大切な高校である小海高校が行う総合的な探求の時間に対して、町は積極的に関与してほしいと考えております。</p> <p>総合的な探求の時間では、まず、子供が自分自身で課題を設定することが必須です。しかし、全国の状況を調べていますと、何を課題として設定したらよいか分からないというケースが多く発生し、先生方も苦慮されている状況で、そういった子供に対して、まず、身の回りの物事に興味関心を持たせるような仕組みの導入が考えられているようです。</p> <p>小海高校では、どのような状況が発生しているか、すみません、私も調べていなくて申し訳ありませんが、分かりませんが、子供たちに身の回りの物事に興味関心を持たせるというこの取組の前提、第一のステップについて、町は地域社会と小海高校生がつながる仕組みを構築することに積極的に取り組んではいかがでしょうか。小海高校生が私たちの地域社会と今以上につながる仕組みを構築することにより、彼らがこの地域や社会、構成しているヒト、モノ、コトの現状に対して疑問を感じたり意見を持つことが、本人たちであり、地域にとって大変有益なのではないかと思えます。疑問や意見というほど大げさなものではなくても、なぜこうなっているのか、もっとこうすればいいのに、このままでいいんだろうかといった、そんな感覚を感じてもらうことができれば、彼らが自ら見いだす課題のヒン</p>

	<p>トになるのではないのでしょうか。私はそのような疑問や意見は、自ら解決したいと思う課題を見つけるための重要な要素になると思います。</p> <p>地域社会とのつながりから生み出されるそのような感覚を通じて、地域社会や町、県や国の現状に対して小海高校生の関心が高まることは、地域の将来や国の将来を担う人材確保の観点からも非常に有益なことですし、子供自らが自己の在り方や生き方と切り離せない課題を発見し、解決していくことを目指す総合的な探求の時間の目標にも合致するものだと思います。</p> <p>折しも小海高校では、商店街での散策や研究を行い、それを文化祭で発表しているとのことで、つながりが構築され始めていると認識しております。過去に比べれば、商店街を歩く小海高校生の姿はまだ少ないままですが、つながる仕組みの構築を積極的に進めることにより、多くの高校生が商店街へ出向くことで、大人とのつながりが生まれ、疑問を感じ、小海高校生は自己の在り方、生き方と切り離せない課題を自らが発見し、解決していくためのヒントを得ることとなります。また、この地域の未来に関心が出てくることは、地域の将来を担う人材の確保につながります。</p> <p>そこで提案ですが、駅前再整備検討委員会で示されたアルルの建物再活用案では、新規出店を促すことについて記載されておりますが、町が譲渡を受けた後の活用にあたっては、小海高校生等が地域社会とつながることを意図したスペースを設けてはいかがでしょうか。高校生らが学びを得たり、疑問や意見を持ち、地域社会と交流ができるようなスペースの確保は、これまで述べてきたことを行っていく拠点として、とても重要な場所になると思いますが、この提案について町長はいかがお考えになるでしょうか。</p>
町長	<p>ただいまの件につきましては、先ほど申しあげました9月2日、清水校長のほうからの提案願いという中にもございまして、やはり小海駅周辺を利用した塾ですとか、高校生の活動、そういったものをやりたいというものがございました。そういう中で、最適な部分というものは見いだせるかと思えます。先般6月の議会の一般質問の中、篠原哲雄議員に私が答弁したとおり、駅を、あるいは駅周辺を有効に利用した中で、登下校を含めた、そしてにぎわいの持てる活動にできる可能性が大変大きいと思えます。そして、それは高校側からの願いでもありまして、登下校の問題等々お伺いたしまして、私も誠にそのとおりだというふうに思っております。</p> <p>したがって、小海高校の生徒の皆様も我々の文化を形成する大変重要</p>

	<p>な役割を持った人たちだらけだというふうに感じております。そういった中、貴重な皆様にご協力願ひ、また、我々が支援し、それを拡大していくということが、今、黒澤議員のおっしゃる町の発展につながるものではないかというふうに思います。</p> <p>大変自己を見つめ、そして自分を知り、多感な時期をどういうふうに過ごすかということは、人生の中でも大変重要な時間の一つではないかというふうに思います。ぜひ高校生の参画、積極的に私たちのほうからお願いをし、重要なポジションとなるべく人材の育成に役立てていきたいというふうに思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>1 番議員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>大変すばらしいご答弁で、ぜひそういった方向へ力強く進んでいただきたいと思ひます。</p> <p>より良い地域、町、国を次の世代へ渡すためには、教育の変革が欠かせません。そういった課題をしっかりと認識しつつ、まず、私たちもできることから、決して失うわけにはいかない地域の学びの公共財である小海高校の総合的な探求の時間への積極的な協力によって、相互に利益のある取組を始められたらと、そのように思ひます。</p> <p>それでは、次の質問に移らせていただきます。</p> <p>役場職員の資質、在り方についてお伺ひします。</p> <p>本年度の職員採用試験については、町のホームページや防災無線で広報されており、試験の申込みも先日、9月5日までの受付であったと承知しております。ホームページに掲載されている採用試験の案内を確認すると、採用の条件として、試験に合格して採用された場合は、小海町内に住所を有することという記載があります。私はこの条件については、憲法で居住・移転の自由が保障されていることを踏まえつつ、町職員は公務員として業務に就く義務があり、平常時の業務対応はもとより、災害時の緊急対応といった事態に対し、交通機関が麻痺した場合にも速やかに役場や現場へ行けるよう、職員の町内居住が求められていることと理解しております。そのため、そのような居住地に関する制限は、自治体の裁量の範囲内として認められ、職員は採用された後も、その条件に基本的には従わなくてはならないと考えております。</p> <p>しかしながら、もちろん家庭環境などにより、客観的に見て、やむを得ない理由により町外に住所を有する職員もおられるかと思ひます。家族が住</p>

	<p>む住居がそもそも町外にある場合や、家族の介護や看護、配偶者の勤務先が遠隔地であることなど、客観的に見てやむを得ないと考えられる理由がある場合には、町が別に定める基準にも基づいて、町外へ住所を置くことは認められるべきものだと考えております。</p> <p>そこで質問ですが、町が採用試験の条件として町内に住所を有することを求める理由、また、町職員に対し町外居住を認める基準の内容についてお答えください。</p>
<p><b>総務課長</b></p>	<p>お疲れさまです。</p> <p>職員採用時の条件、そして、町内居住を求める基準、この点についてお答えを申し上げます。</p> <p>町では、例年職員採用試験におきまして、採用の条件として、試験に合格をし採用された場合は、町内に住所を有することということを明文化し、募集を行っております。議員さんがおっしゃられますように、憲法におきまして、居住の自由は保障をされております。町へ就職し、何年以上住まなければいけないなどの要件はございません。教育、また介護、いろいろな家庭の状況によりまして、自分以外の要因で小海の町内に住みたくても住めない、そういう職員もおります。新規に採用された職員が、町内に住むことでこの地域の特色を知り、また、ここに愛着を持ちなじむことで迅速に対応ができる、そんな事案も幾つも出てくると感じております。そういうことも考えた中で、採用の条件にお示しをさせていただいているという内容でございます。</p> <p>そして、町外居住を認める基準につきましては、基準はあるわけではありません。先ほど申されました、災害などの有事の際の対応、そして、町民の皆様への負託に応えるため、地方公務員法の服務規程で定められております全体の奉仕者として、そして、公僕として、常にその意識を職員は持ち、対応してまいり、このようなことが大切ではないかと感じております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p><b>1 番議員</b></p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>今のお答えで、特別基準は設けていないということだったかと思えます。近隣の村の例を挙げますと、ある程度多くの職員が町外に住所を有し、村へ通勤していると聞きます。そして、私も詳しく調べたわけではありませんが、それはなし崩し的に現在の状況に至ったとの話も聞きます。</p> <p>当町は現在のところそのような状況ではないと思われませんが、これから先、近隣の村のように、多くの職員が町外から通勤することとなった場合、</p>

	<p>その状況を住民はどのように評価するでしょうか。この町の課題、事件を誰よりも先に発見して、対応すべき職員の多くがその場に住んでおらず、万が一の事態に十分な数の職員が駆けつけることもできないという状況は、住民に受け入れられないのではないのでしょうか。さらに言えば、役場行政への協力意識も薄れてしまうのではないかと思います。</p> <p>私は、再度申し上げますが、町内に住所を持たない場合について、家庭状況などでやむを得ないこともあろうかと思います。しかし、同時に緊急時への対応などを踏まえ、職員が町外へ住所を置くことを認める場合には、明確なルールに基づくことが、住民の理解を得て、さらには住民と役場の関係を良好にし、町を元気にすることにつながるのではないかと考えます。</p> <p>続きまして、採用した職員の理想像についての質問です。</p> <p>昨年12月の定例会でこの採用の基準、特に面接時に重視していることについて町長にお尋ねし、町長からは、コミュニケーションが十分に取れる方がどうかと過去に達成感があることを経験してる方がどうかということを重視しており、それは、役場職員があらゆる住民の方々と意思疎通をうまく取る必要があり、物事に一生懸命取り組む必要があるとの理由によることでした。私は大変すばらしい感覚で、ぜひその姿勢を続けていただきたいと申しましたが、お答えの中で町長は、それらを見極めるのは時間の制約もあり、なかなか難しい作業であるとおっしゃっておいりました。</p> <p>募集案内を見ますと、第2次試験では作文試験もあるようですが、町長が重視されているコミュニケーション能力と過去に達成感のあることの経験有無について、達成感の経験有無については、この作文試験でも確認することができるのではないかと思います。ぜひこの作文試験では、受験者が経験した達成感について、出題の仕方は当日示すかと思いますが、これを見極められる作文テーマを出題してはいかがかと思いますが、町長いかがでしょうか。</p>
町長	<p>公務員の採用につきましては、各データ、それから資料等々ございまして、それにのっとった形で行っているわけでありましてけれども、ただいま黒澤議員のおっしゃった作文等々、これも一考ではないかというふうに私は感じました。いずれにいたしましても、職員は町全体への奉仕者であるという認識の下に、これは仕事してもらおうというその一番基本ですので、その辺が満たされている人でなければ困るわけです。そういうものを見極める</p>

	<p>のは私の責任であり、仕事であるというふうに認識しております。40年間この町に奉仕していただく、その気持ちをまず強く持って入っていただくことが大切ですので、それを見極めるためには、そういった作文等々の、テーマを決めた作文等々も一考の余地はあるのではないかというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
1 番議員	<p>ありがとうございました。</p> <p>12月定例会の質問でも申し上げましたが、我々議員とは異なり、住民は職員を選ぶことはできません。しつこいようで恐縮ですが、受験者の人となり時間を許す限り見極め、まさに住民の幸せを第一に考え、行動する職員の採用をお願いしたいと思います。</p> <p>以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>以上で第1番 黒澤敦史議員の質問を終わりにします。</p>
<p><b><u>第 1 2 番 篠原 義従 議員</u></b></p>	
議 長	<p>次に第12番 篠原義従議員の質問を許します。篠原義従君。</p>
12番議員	<p>12番、篠原義従です。本日は、大勢のお客様がお見えですので、ゆっくりと分かりやすく質問したいと思います。どうかよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。</p> <p>私が1期目の議員の頃、たびたび一般質問、全協等で発言させていただきました考えを初心に帰りまして、もう一度小海町の将来、行く末を一般質問で少し語ってみたいと思いますので、少々のお時間お付き合いをよろしく願いいたします。そして、私が述べたこと、将来に向け考えていただければと思います。</p> <p>私たちは、人口を増やして、活性化させるには、まず小海町に住むところがなければならない、そして、家を建てたい人たちには、安価な土地の提供をしなければならないと考え、いろいろなご意見のある中、アパートの建設、そして宅地造成と計画どおり進めてまいりました。高い評価をいただいていることは、皆さんご承知のとおりでございます。ハードなインフラ整備は整いつつありますが、あとは人口増につながるようなソフトインフラの整備、それから、仕事場の確保だと思えます。一時期、小海町に会社を誘致し、人口増、そして活性化につなげようと議論されましたが、山</p>

	<p>間地域の我が町にはとてもハードルが高く、難しい問題であり、絵を描くようなわけにはまいりませんでした。</p> <p>そして、次には人口減少に歯止めをとなり、これが歯止めができるような施策が難関であり、成就できませんでした。</p> <p>次に出ましたのが、人口を減少に緩やかにするで、現在に至っているのが現状です。人口の減少が緩やかであるかないかは分かりませんが、人口減少しているのは事実であり、大変ゆゆしき問題であります。世界一の資産家、実業家であるイーロン・マスク氏は、人口減少をストップできなければ、日本はいずれ消滅するだろうと述べ、私も大きな衝撃を受けました。もちろん、日本の消滅の前には、小海町が消滅するだろうことは、誰しもが予想できることです。</p> <p>今、南佐久地域、小海町が抱えている問題全てが人口減少によるものです。小海高校、馬流の空洞化、土村商店街、アルル、小海線の赤字問題、これからますますインフラ整備に支出がかさむであろう水道事業など、全ての案件が人口の減少が原因であります。しかし、これらの案件は、人口が増えることで、一気に解決します。私も13年前、馬流活性化プランなるものをつくりました。そして、今議論されております駅前アルルの活性化も、人口が減りつつある現在では、良い結果はなかなか見込めないでしょう。そこで、企業誘致等々が困難な小海町では、山あり川ありの豊かな自然を最大限利用した自前の事業展開が必要であると考えます。他町村では、温泉を利用したフグの養殖、長和町のチョウザメの養殖、チョウザメに関しましては、小海町にある企業が南相木村で養殖を始めたようです。西栗倉村の森のウナギ、岡谷市では食用コオロギの養殖、そして完全養殖は難しいと思われてきたクロマグロの完全養殖、水力発電、バイオ燃料、森の発電所と、全国ではその土地土地でできることを考え、実行しています。我が小海町も、特産ワインの製造販売を目指して動き始めましたが、ワインだけではまだまだ心細いです。企業誘致が困難の中、小海町にできることを考え、事業創設に持っていかなければならないと考えますが、その辺の町の認識といいますかお考えを町長と総務課長にお伺いします。よろしくお願ひします。</p>
町 長	<p>大変強い大きなご指摘をありがとうございます。</p> <p>全てのものが人口減少によるものだという事ではございますが、私、そういった中にも、これは工夫、創意工夫の中で何とかなるだろうかと思ひます。今、各自治体が共通の課題、認識として抱えているものが、ただい</p>

ま篠原議員がおっしゃった人口減少ではないかというふうに思います。我が町でも、私、人口の取り合いというのは、これはナンセンスであるのではないかというふうに思います。実質的な人口を増やすには、若い世代がこの町に住んでいただき、そして、子育てをするという基本的なものがございませう。それには、今おっしゃったように、雇用、それから宅地の問題等々ございませう。そういう部分をじわりじわりといいませうか、あまりぱーっとやって終わってしまうということは、これは行政でやるべきではない。したがって、先ほどご提案ありました住宅の土地、安価で住宅が建てやすいということございませう。本間村上地区におきまして、計画している宅地のほうを5万円目安にということございませうので、他の町村から比べたり、それから都市部に比べますと、土地代というものは非常に安いと私は認識してございませう。そういう中、ウッドショックもろもろの物価高等々ございませうけれども、そういった携わっている皆様にもご協力いただき、総合的に安価な住宅ができるよう行政のほうでも動きたいというふうに思っております。

また、子育てにつきましては、現在行っているものも多々あります。教育についてもそうございませう。そういった中、親になって子供を育てる、その環境の充実がまず第一ではないかというふうに思っております。

日本創生会議という会議があるんですが、1,800市町村のうち約900が2040年には消滅するんじゃないかというような統計も出てございませう。また、ほかのシンクタンクでも、我が町はいち早く消滅するのではないかというふうに言われてございませうけれども、それを打破する我が小海町の力は、そんなになめられたものじゃないというふうに思っております。したがって、そういったときの力を十分発揮できるように、先ほども黒澤議員の一般質問の中でありましたけれども、職員は町のために生きるんだ、そして公僕であるということを忘れなければ、これは何かの施策でやっていけるというふうに思っております。その一つが、宅地造成であり、そしてほかの援助であり、そういったものを町と本当にコミュニケーションをしっかりとって、町民の皆様のご意見を隅々まで拝聴していくということが、これは間接的にではありませうけれども、人口減少につながるというふうに思っております。私、町長に立候補するときに、元気なまちづくりということ掲げて出させていただきました。5年になりますけれども、徐々に元気にはなっているという実感はございませう。そして、急激な人口減少、これはちょっと今のところ歯止めは利いているようには思えませうが、今行っている施

	<p>策がじわりじわりと定着していけば、これは歯止めどころではなく人口増につながるというふうに思います。</p> <p>また、先ほど議論いたしました小海高校等が、とにかく一番種でございます。その種をしっかりと育てることが、我々の任務というふうに認識しております。</p> <p>また、先ほどチョウザメの件が出ましたが、小海にはああいうバイタライズという、嶋屋の2階に支社を出しまして、チョウザメの前にまずイワナを飼っていただいたということで、私も試食させていただきましたが、とてもおいしくいただきました。そして、先日そのチョウザメを南相木でこれから飼うという話も伺いました。今、もう積極的にああいうふうにして事業の拡大をしていくという会社を誘致できたということも、一つの施策ではないかと思えます。そこの所長であります浜野さんも小海に住み、そして、駅前の住宅でお子様を育て、奥さんと一緒に住んでいってくれるというような状況でございます。そういった少しずつのことが積み重なって、人口減の歯止めになるのではないかとというふうに感じているところでございます。</p> <p>イーロン・マスクの車も年内にはここで議決いただいて、入る予定でございます。それも憩うまちこうみ事業の提携企業からの企業版のふるさと納税ということで進んでおります。私たちには、大勢の仲間、そして社会の協力者がございます。そういったものをフルに活用させていただきまして、人口減少の歯止めとしたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。</p>
<p><b>総務課長</b></p>	<p>ただいま町長が申し上げたことが、全てでございます。じわりじわりという言葉のとおりであります。敬老の日も近いわけではありますが、やはりこの町で長くご活躍をいただいた高齢者の皆さん、そういう皆さんが安心して老後を過ごせる、そして、保健・医療・福祉、こんなに小さな町と言われても大きな病院があります。これだけ医療に恵まれている町は、そうはないのではないかと。そして、福祉、社会福祉協議会をはじめとしまして、デイサービス、そしてヘルパー、こういうサービスを低下をさせない、そういうことが大切であって、高齢者の皆様に敬う、そういう気持ちを持っていく、こういうこと、また、若者の皆さんが住みやすい町、これは町長も申し上げましたが、本間へ宅地造成を計画をしております。10万人都市佐久市、そのベッドタウンとなるようなイメージで、若い皆さんが興味を持っていただく、そして、子育て支援、これは若いお母さん方があ</p>

	<p>りがたい、よかった、そういう情報交換ができてくればありがたいことだと、こんなことを感じております。</p> <p>そういう中で、憩うまちこうみ、このような事業によりまして、活気あるまちづくりを側面では進めていく、こういうことであります。そして、職業、また働く場所、そういうものは幅広いわけではありますが、一日が終わりまして、心と体が休まる、そんな家庭がここにある、そういうまちづくり、そういうことが大切ではないか。行政に携わる者として、まず第一に行政サービスの低下にならない、こういう努力をしまっているということを心がけてまいりたいと思っております。</p> <p>議員さんのご質問の答弁になったかどうか分かりませんが、私の考えを申し上げさせていただきます。どうもありがとうございます。</p>
<p><b>12番議員</b></p>	<p>大変元気のある前向きな答弁、ありがとうございます。</p> <p>確かに今言ったようにソフト面が今度のインフラ整備が、今でもやっているんですけども、他町村に負けないぐらいやっているんですけども、ますますそこら辺をしっかりとやっていっていただきたいと思います。一番いいのは、先ほど町長申しましたけれども、人口、人の取りっこみみたいなことはやっぱりどこかが増えればどこかが減るみたいなことで、地球規模、日本のことを考えれば大変よろしくない。一番は、ソフト面をしっかりと、小海町に住んでもらった若い人たちが子育てが、3人4人と生んでも安心して子育てができるような町にお願いしたいと思います。</p> <p>そこで、先ほど小海町にある資源で事業をと言ったんですけども、私の考えを一つ述べさせていただきますと、小海町でできそうな案、有害鳥獣であるシカの牧場を造り、人口増にと考えます。わなで捕獲されたシカは殺処分され、ほとんど活用されずに埋められているようです。そこで、殺処分せずに牧場で飼育し、需要に応じてシカ肉を出荷していく考えです。牧場にする山林は、各団体及び個人から提供を受け、囲いの中で飼育し育てます。ですから、当然のこと飼料、餌ですね、餌が必要です。飼料は、これからますます増えていくであろう荒廃農地を活用し、生産します。そして、シカは角、皮、肉と大部分が活用できます。そして、シカ肉の加工処理場を造り、シカ肉を販売し、皮は二次製品に加工、角は漢方、中国で需要があるようですから輸出してもよいと。余った部位はペットの餌に加工販売し、共に小海町の特産品に育て上げ、全体を一つの会社にし、雇用を確保、人口増につなげるという大きなプロジェクト構想です。農業の将来に関するアンケートの結果のご意見にもありますが、鳥獣被害に毎年悩</p>

	<p>まされており、駆除対策をしっかりとお願いしたいとあります。</p> <p>信毎にも掲載され、目を通された方もいると思いますが、シカ肉の利用に関しましては、上伊那農業高校の生徒が伊那保健所の指導を受けながら、食肉処理業と食肉販売業の許可を取得、解体から商品の販売までできるようになったとのことです。発想は、駆除しても活用されず、埋められているシカが多いと知った生徒の提案であるとのことです。</p> <p>シカ牧場とちょっと突飛な考えを述べさせていただきましたが、いずれにせよ、小海町や自然を生かした事業を展開していくべきこと、皆で真剣に考えるときが来ていると考えます。</p> <p>私は8年前に、農業従事者アンケート調査にもありますが、遊休農地の区画整理、また加工直売所の冬場の品不足の解消に、温泉施設のかけ流し湯を使った冬場のハウス栽培、灯油や重油を使わないCO<sub>2</sub>を出さない、一石二鳥であると述べさせていただきました。アンケート調査にもありますが、11月以降の取れる作物が必要とあります。いろいろ申し上げましたが、いずれにせよ、小海町に合った産業を私たちはじめ町長、町職員共々考え、実行していかなければならないと考えますが、町の将来を見据えた考え、今度、産建の課長と町民課長、ひとつお答えよろしく申し上げます。</p>
<p><b>産業建設課長</b></p>	<p>大変ご提案をありがとうございます。</p> <p>いずれ今のおっしゃられたジビエの関係、これは農作物の被害が多く実態があるということで、これを事業にすることは一石二鳥だというようなお話でございます。大変そういうところに関しては、物すごく発展的といえますか、良い提案で、実際にこのジビエの関係を手がけているところは多くございます。隣の町でも、そんな考えも始めているというようなこともお聞きしております。いずれそのシカにしましても、冬場の野菜、農地があるからこそその野菜作りもできるという観点からしますと、この中山間ではありますが、狭い農地であっても、その土地がある、作物を作る土地がある、そして、今温暖化の関係もありまして、ブドウに取り組んでいるというのは、気温が上がったからこそ取り組めるんじゃないかということで、これを始めたものだと思います。また、今度冬、今までは全くできないわけですが、その冬場も何かしらできる、そういう方法も温暖化の関係で考えるべきではないだろうか、そんなことも思います。</p> <p>そして、またあと山林、見渡すと山林がたくさんございます。今、カラマツの値段も上がってきておるとい、ウッドショックの関係ですが、そういう実態もあります。いずれないものねだりといえますか、ここ</p>

	<p>に小海にあるもの、やはりあるもので勝負ができるんじゃないか、環境の変化もございますので、そういったことも考えながら、研究していければと考えております。</p> <p>以上です。</p>
町民課長	<p>町の発展というようなことでございます。今、申されました温泉というものもありますので、町といたしましては、その温泉を利用した経済活動というものも重要ではないかと思っております。今、町民福祉ということでも温泉は利用されております。ですので、この温泉をやはり町の中心の核で誘客、もしくは定住を考えていくという部分もありますし、その中で、町民福祉と、あとは子育て支援、そのようなものにもこういう温泉を利用したものを結びつけていきたいという部分もあるのではないかと思います。</p> <p>一番は、やはり重要なのはやはり人口増につながる、人口減少維持するというか、食い止めるというような施策をこれから各課ともに考え、やっていかなければいけないのかなというふう感じております。</p> <p>以上です。</p>
12番議員	<p>大変ありがとうございました。</p> <p>最後に一つだけ、なせば成るということわざがあります。例を1つお話しします。大阪に広い広い6車線の御堂筋という幹線道路があります。渋滞や事故が頻繁に起こり、警察も手を焼いていましたが、大阪府警交通課の当時係長が、御堂筋を一方通行にしたらと提案したそうです。そうしたら上司に、おまえそんな大それたことに首突っ込んだら、相当苦労するぞとやゆされたそうですが、彼は世界の成功例を勉強し、その成功例を盾に大阪府、大阪市、大阪府警、そして難敵な大阪府民を納得させ、一方通行に成功し、渋滞、事故が激減したそうです。何をするにしましても、2年3年でできることではありません。でも、町のため、30年、50年、100年後を見つめた事業が必要です。私たちはじめ町長、職員共々経営者になったつもりで、どうしたら小海町が生き残れるか考え、種をまき、将来花を咲かせるよう若い職員を育てて、努力実行していただきたいことをお願いし、私の質問を終わりにします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
議長	<p>以上で第12番 篠原義従議員の質問を終わります。</p> <p>ここで午後1時まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに11時59分)</p>

## 第4番 井出 和人 議員

<b>議 長</b>	<p>休憩前に引続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(ときに13時00分)</p> <p>次に第4番 井出和人議員の質問を許します。井出和人君。</p>
<b>4番議員</b>	<p>4番、井出和人です。マスクを外させていただきます。質問の中に、3番 篠原議員とダブるところがございますけれども、手短かにしていきたいと思っております。</p> <p>まず最初に、土壌診断並びに緑肥、堆肥事業等予算化されまして、御礼を申し上げます。今度新しく始まります、秋から土壌診断が実施されるわけですけれども、どこで、誰が実施するのか、あるいは、料金は決まっているのかどうか。土づくり事業の中で基本となる土壌検査については、毎年やっているようではありますが、必要なときに必要な土壌検査というのは、なかなかやる機会がない。現在、JAでは秋肥の注文、その作成等々行っております。間に合うんだったら、そこら辺に記載して宣伝をしていく、あるいは、公民館報にカラマツの話と同じように、機会あるごとに載せていってもらおうというような方法を取らないと、なかなか周知徹底できないというのが現状かと思えます。</p> <p>最初に第一として、土壌検査について質問したいと思っておりますのでお願いします。</p>
<b>産業建設課 長</b>	<p>お答えいたします。</p> <p>土壌検査につきましては、本年度の6月の補正第2号にて計上させていただきました。かかった経費の3分の1で上限は2万円というものでございます。JAにおける令和3年度の実績、先ほども13名の方がいたという報告をさせていただきました。今年度については、現在7件ほどの検査があったということなんですけれども、まだ町の補助の申請は受けておりません。</p> <p>それで例年秋以降に依頼件数は増加するということなんですけれども、JAが窓口になりまして、検査内容によりまして、簡易検査というのは770円するもの、これは簡易検査でして、16項目の成分を検査するものは最も高いものが2,530円というものがあると、その中間に千七百何十円というものがあるんですけれども、16項目よりもうちょっと少ない、そういうものでございます。</p> <p>農家が希望により申込みを行いまして、JAアグリエール長野というところ</p>

	<p>ろで分析を行っている、そして、その結果をまた J A の窓口を通して申請者に結果が渡されるということでございます。こんなことで、まだ今年度は申請いただいておりますけれども、これからそんな時期になってこようと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p><b>4 番議員</b></p>	<p>J A が窓口ということですので、一般の組合員以外の方の利用もしやすいように、普及所なり役場の窓口でもいいですよといったような方法でも取っていただければというふうに思います。</p> <p>次に、これも篠原議員とダブりますけれども、農業資材が高騰しております。特に肥料が、皆さんが想像する以上に上がっております。トウヨウの単価で比較がございまして、一番皆さんのなじみの深いくみあい化成7号という低度化成があります。これは、秋野菜、春野菜、家庭用菜園等々に一番使う肥料ですけれども、前年度価格が1,331円、今年度2,079円、740円、750円ほど上がっています。これ、トウヨウ単価です。それから、高冷地野菜という白菜ののだとか、大型農家の皆さんが使う肥料、一般的に使う肥料ですけれども、高冷地野菜1号、前年度1,859円が3,784円、約2,000円の値上がりです。これ、白菜なんかは標準的には1反歩当たり8袋ほど白菜でまきます。レタスの場合には6袋弱が、今の標準だと思います。これだけやると、8袋で2,000円上がると1万6,000円ということで、肥料価格とすれば1町歩、2町歩やっている皆さんは、大変な負担になる。それから、自家用の皆さんでも買ったほうが安くなる。野沢菜、道の駅で5束買えば、300円でも1,500円で買える。肥料買うより安いということになりますけれども、農家の皆さんはそんなわけにはいかない。昔から作ってきたものは、自分たちで作って自分たちの好きなように扱うというのが農業、あるいは小さな農業の魅力かというふうに考えております。</p> <p>今までこういったところに肥料の名前で出てきたことのない B B トビッキリ、オール14でトビッキ20ケイという、これ、白菜の人が使う専用の肥料です。これも1,331円から3,135円、1,800円の値上がりです。こうやって細かくやっていると切りがないわけですが、おおむね肥料価格で172%の値上がりだそうです。</p> <p>先ほど県、あるいは町の施策の中で実行してまいりますということですが、これも早く伝えないと、作付面積を減らす可能性もありますし、あるいは規模の縮小、それから研修生等々の雇用の問題等にも響いてきます。できるだけ早く金額幾らじゃなくて、助成しますよという広報をでき</p>

	<p>たらお願いしたいというふうに考えております。</p> <p>それから、マルチ以外に、肥料以外にマルチの価格が多少なりとも上がっております。いろんところで話題になります生分解マルチ、ビオフィレックスという品物ですけれども、400メートル巻きで2万5,000円が3万円、5,800円ほど上がっております。これも1反歩2.5本必要だということで、かなりの金額になってくるというふうに思います。</p> <p>そんなことから、篠原議員と同じ質問になりますけれども、それからもう一点、佐久穂町のお話も出ました。佐久穂町では、8月1日付で全戸に配布をして、資材等々の補助金を出します、かかった費用のおおむね4%から5%ですという回覧が回っておりました。こういったことも金額が少なくてもより早く実施すれば、該当者の皆さんは大変心強く思うというようなこともありますので、早急な手配をお願いしたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。</p>
<p><b>産業建設課長</b></p>	<p>お答えいたします。</p> <p>先ほどと重なる部分ありますが、国につきましては、補助の制度を発表いたしました。7割という内容で、肥料の価格高騰対策事業を実施するが、化学肥料の2割低減、そういった目標達成のために尽力、尽力といいますか、取組をする、そういった方に限定はさせてもらうというようなことです。令和4年の本年度の秋肥から令和5年春肥として主に購入した肥料が対象となるということで、今現在動き始めて、説明会なども行われておるところということです。</p> <p>それで、当町につきましては、国の制度の実施の効果、反応、こういったことで、どの程度回復できるか、7割という数字、値上がりの7割ですから、あとの3割の部分になろうかと思えます。この辺につきましては、実施後の効果、それから県の動向やらJA長野八ヶ岳の動向、これはやはりどうするかということは十分協議した上で、決定すべきだということでを考えております。</p> <p>ただ、議員さん言われますように、農業の皆さん、従事者の皆さんの安心感というものにつきましては、やっぱり何かしらあるぞというほうが、確かに来年の作付に対しても十分影響することだとは思いますが、なるべくそういった機関との協議の下に、早い決定をできたらという考えで進めていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p><b>4番議員</b></p>	<p>ありがとうございます。</p>

金額等々は、後ほどでもよろしいかと思いますが、こういった制度を実施しますといった広報は、できる限り早く流していただきたいというふうに思っております。

次、ワイン用ブドウの権利はどこにあるのかということで、お話をさせていただきます。

実は、昨日も中村君がブドウを1粒持ってきて、私のところに出して、井出さん、これちょっと味見てというふうに言ってきました。小さな粒1粒大事そうに持ってきて、味見てと。味、見ました。酸っぱいです。甘味が強いです。素直にそういった話をしましたけれども、非常に熱心に仕事をしております。

親沢にいる林君と中村君には時々、1日置きぐらいに接しておりますけれども、正直言って、彼らは私だけに話してくれる言葉というふうに思いますが、二、三年後に不安を持っています。成功することを夢見て仕事はしていますけれども、任期が切れたときにどうやって食っていくか。井出さん、野菜は儲かるかい、あるいは田んぼはすぐできるかい、どうすればいいかいという質問がいつも来ます。飯食うには、農家で飯食うには、資本金3,000万円要るよという話をします。トラクター買って、マルチャー買って、いろんなものを購入して1年目かかるよ。でも、本当にやるならいろんな資金があるよという話はしますけれども、迷っていることも事実だというふうに思います。

昨日の彼が一番最後に言ったのは、土地を借りるのに知らないところで不安ですと。和人さん、一緒に行ってくれるかいというふうに言ってきましたので、いつでもいいよというような返事はしておきましたけれども、土地が欲しくて探してはいるけれども、なかなか窓口の皆さんのところに来ることができない。気持ち的にやっぱりどこかに遠慮があるのかなというような気がしています。この辺のところも、もうすぐ季節的にも借りなくちゃならないという段階ですから、ぜひとも窓口も積極的に相談に乗っていただきたいというふうに考えています。

なぜワイン用のブドウの苗の権利がどこにあるのかという質問ですが、去年、市ノ沢の凍害が発生したということです。これからも、自然災害によって、どういった被害が出るか分かりません。そんな中で、今やっていらっしゃる皆さんが、自分で苗木を購入するのか、あるいは棚が農機具、あるいは何か事故等々で壊れたときに、どこまで責任持ってやっていくのか。この辺のところのお話ができるならばしていただきたいという

	<p>ふうに思います。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。</p> <p>まず初めに、先ほどのノーマンズの皆さんの関係ですけれども、土地の借用、不安、そういったものにつきましては、これは農業委員会、または農林係、これは窓口で、そういうことをすることが業務ですので、早速声をかけさせてもらいたいと思います。いずれ空き農地も増える一方ですので、そういった中間に入って取引の、取引といたしますか、貸し借りの仲立ちをするというのは、大事な仕事になっていきますので、その辺につきましては、そのように対応したいと思います。</p> <p>そして、権利の関係ですけれども、これは、今、親沢と笠原地区、2地区に試験栽培ということをしております。これは、主体はどこにあるのかということ、それは町ということですので、町が育苗を買ったものを植えてある、そして、資材についても、町が買ったものを柱にしている、材料にしているということですので、試験栽培地につきましては、両方ともこれは所有権は町にあるということでございます。</p> <p>3年経過後の処分に対して疑問というか、ちょっと契約が間違っているよということで指摘もいただいております。その辺につきましては、町の権利あるものを町民なりほかの方に無償とか、通常と比べて安く払い下げる、そういうところに問題があるということで指摘をいただいたわけですので、今現在は、町所有でございます。</p> <p>そして、この関係についてですけれども、以前に契約書が結ばれておまして、栽培委託契約書、土地は借りますよ、そして、その管理については、その土地の所有者、栽培受託者がやってくださいということで、その契約がなされております。生育状況の確認や収穫実績の分析、そういったこともお願いの中に入っております。</p> <p>そして、前回の質問の中にもあったんですけれども、これを今後ということなんですけれども、まだブドウをワインにするというところまでに至っておりませんので、この契約、でき得れば話をした上で、結果が出るまで延長させていただくようなことも考えているところでございます。いずれにしましても、今度9日に、9月9日にもう一度、県の普及指導員の方とお話をするわけですけれども、そういったことまで含めてご相談申し上げたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
4番議員	<p>ありがとうございます。</p>

ぜひとも、今後ともそういった延長して管理していくような方向で続けて  
いっていただきたいというふうに考えています。

資本がない、あるのはやる気だけという中で、買い取れとか、あるいは資  
本出してくださいというようなことは、なかなか返事をしないというふう  
に考えています。できるだけ最初から最後まで面倒を見ていくといった方  
向で、何とかお願いしたいというふうに考えます。

次に、しつこいようですけれども、カラマツについて質問をさせていただきます。

5割以上林があります。伐期が来ています。再造林が必要ですよという話は、  
前回もさせていただきました。今、組合員がやっている茂来山地区の事業  
から引き続きいつまでかかるか分かりませんが、集落の上まで続けてやっ  
てくるようでして、こういった事業の中で、再造林費用が安い高いといえ  
ば高いと思います。1町歩21万円、10年間下刈りまでついていますという  
制度ですけれども、20万円1町歩負担して管理する皆さんが、現在再造林  
まで含めて計画をされている方は、伐採を契約した皆さんの7割強だそう  
です。3割の皆さんが自然林でいいよ、あるいは、うちはしませんというこ  
となんです、町中の3割が自然林になった、こういったときの災害だと  
か後々の害の発生等々を考えますと、非常に深刻なものがある。せめて  
20%以下に抑えていくような施策が必要かというふうにも考えます。

先日の決算の話の中で、林業台帳を大至急作りますという話でしたけれど  
も、これ、当然のことだというふうに思っておりまして、航空写真600万か  
かりますということで、この辺はやむを得ないと。

ただ、森林組合と相談してドローンを飛ばすことも可能じゃないのかと。  
これからの林業というのは、いろんなところでドローンが導入されていま  
す。特に基礎だとか山間地のワイヤーを張るような事業等については、か  
つてはヘリコプターでやったようですけれども、今はドローンでやってい  
るそうです。必要なときに必要な場所を安く事業ができるというのも、ド  
ローンの特徴かというふうに考えますが、ドローンのこと、後で時間があ  
ったらお答えをいただければ結構と思いますけれども、再造林に必要な計  
画的な指導、当然林政アドバイザーであり、森林組合であり、いろんな方  
が携わるといふふうに考えますけれども、特に低コスト、あるいは作業シ  
ステムの構築というのが、これから先必要になってくる。その辺のところ  
も、組合と相談してやっていただけたらなというふうに考えますし、また、ポット苗がこれから主力になってくるというふうな中から、何

	<p>とか苗代の補助もできないのかということを含めて質問に代えさせます。以上です。</p>
<p><b>産業建設 課 長</b></p>	<p>お答えいたします。</p> <p>まず初めに、再生林の率が約7割だということで、あと3割は天然林になっていってしまう。天然林が本当に森林として育つか、確かにおっしゃられるとおり、本当に健全な森林に戻るとはちょっと疑問があるところがございます。なるべく森林組合の皆さん、これはアドバイザーが窓口となって森林組合とお話をしているんですけども、できるだけ再生林の方向で持って行ってもらいたいというような話をしているところです。</p> <p>森林組合につきましても、こちらは昨年度ですか、全国の林業改良普及協会というところが主催する新たな森づくりコンクールということで、この仕組み、森林組合が1町歩当たり21万を所有者から提供してもらうことで再生林と保育作業を10年間請け負うんだということは、これは大変誇れること、この地域で誇れることだろうと思います。そういったことが、まだ実感として森林所有者の皆さんが、まだ考えるにちょっと及ばないという部分があると思いますので、このあたりをもっともっと広報が必要なのかなと思っております。さすがに10年間の下刈りですとか保育作業というのは、ものすごい労力ですけども、そういうものを含めて、苗も含めてこの金額ということですから、これはもっともっと広めていきたいという考えがあります。</p> <p>そして、次に、一貫作業システム、低コストをとということなんですけれども、こちらアドバイザーと森林組合との話の中で聞いていただいたところが、やはり森林組合、例えば令和3年度再生林は3.14ヘクタールで、4年度については15ヘクタールの予定なんですけれども、たくさん再生林なるべくしていくわけですけども、その一貫作業というのは、この現場の動きの中であまり合っていない、これは国で推進もされているところなんですけれども、実際伐採してそのまま植林してくるという、考え方とすれば、そこに1回機械も行くし、労働者も行くわけで、それは一貫することで、随分と削られる経費というものはあると思うんですけども、ただ現実的には、組合さんによれば、切った木材を早く出荷する、そういうふうな作業が次にあるわけなものですから、どうしても次の植林については、また改めて現場に入る、そんなような動きになっているということです。</p> <p>主伐する際、機械は1台ではありません。伐採して、それでそれを運んで、最後はトレーラーで持ち出すという幾つもの機械を使用するわけで、その</p>

	<p>ときに植林をしている間は、1台ぐらいしか動かないというようなことになってしまいます。そんなことで、今はちょっと進んでいない現状だということをお聞きしております。</p> <p>ただ、今後まだまだ方法として手間のかからないといえますか、低コストの技術が導入できるようになれば、そういう方向で考えていきたいということをおっしゃっていました。</p> <p>あと、もう一つドローンなどの話もいただきました。ドローン飛ばして面積確認、今、かなり森林組合でも現地の測量等、機械を使った測量しておるようで、その面積確認、国土調査をほぼ小海の場合は終わっておりますので、そういった観点からも、割と面積を測ることにえらい時間はかけていないようですから、その辺については、スムーズに進んでいるということをお聞きしております。</p> <p>以上です。</p>
<p><b>4 番議員</b></p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、カラマツの公共物建物への利用等々について質問をさせていただきます。</p> <p>年に数回、この辺ですと川上の役場だとか体育館だとか学校だとか、カラマツ材利用しましたというニュースが流れます。カラマツを出荷する側として、自分のところで使わないで人に使ってくださいというのも変なことでありますので、まず地元のカラマツは地元で使っていただいて宣伝をしていく。使っていただいた方には、そこそこのお礼も含めた料金を払っていくというような方法が考えられないかと。</p> <p>一般住宅に、去年、一昨年からかな、3階建てまでいいですよという建築基準法の許可が出ておりますが、ぜひとも町営住宅の一部にカラマツ材を使う、あるいは集積材を使うような方法で、いろんなところに宣伝していただきたいと思います。さっきから言いますように、自分で使わないで人に使ってくださいというのは通じない話ですから、こういったことも考えて、一般住宅に使用したときには、補助金等々を出していただきたいと思いますというふうに考えますがいかがでしょうか。</p>
<p><b>産業建設課長</b></p>	<p>お答えいたします。</p> <p>まず、町のほうからカラマツ材の使用を促進することということで、確かにそのとおりだと思います。現在長野県におきまして、森林づくり県民税を利用した木づかい空間整備事業というのがございます。対象が、オフィスや会議室、あと県民が広く利用する場所、または飲食店やコンビニ等の</p>

	<p>商業施設、あと学校などの公共施設で、補助率は2分の1で、補助金の上限は225万円、こんなような制度がございます。</p> <p>町においても、カラマツの普及という観点からは、とても目に見えるようにすること、重要で、今後推進が必要な事業だというふうに考えます。公共施設の改築でありますとか、あと、修繕などの際に利用の検討をやっぱりしていく必要があると思います。</p> <p>そして、一般住宅へのカラマツ材の使用、これももくろむ必要はあると思います。ただ、現状といいますと、まだ流通の実態、それから価格からの観点では、なかなか一般住宅にカラマツ材を使うことというのはハードルがどうも高いようでして、一例を申し上げますと、今輸入材がうんと高くなっております。ウッドショックにより、これまでの2倍ぐらいの価格をしているんですけども、それでも1立米当たり12万円ぐらいということなんですけれども、それに対して県産材を使う、そうすると1立米当たり16万円ぐらい、まだやっぱり地元材を使うことのハードルの高さということがございます。かなり高額な補助を設ければいいということになるかもしれませんが、もうちょっとタイミング的には待ったほうがいいかなという考えをしております。いずれにしましても、今後の課題として捉えていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p><b>4 番議員</b></p>	<p>近い将来、実施できるような方法でまとめていただきたいというふうに考えます。</p> <p>最後に、カラマツ等々と土地の所有者の不明な森林はないのかという質問ですけれども、町では国調が済んでいます。そういったことはないだろうというふうには思いますけれども、相続によっては空洞化、あるいは事業の進めるのに障害になるようなことも発生してくるかというふうにかがいます。このときに、全戸の至るところで知事、あるいは市長、町長等が独断でその町、市、県等によって、町が決裁すればできますよというような仕組みをつくる場所もあるそうです。これは、当然小海には当てはまらないというふうに思っています。いつもいつもこういったカラマツや林の話の質問をするのかというように思われる方もいらっしゃいますけれども、林というのは、土地を保全する機能、山崩れ防止、土砂流出の防止等々、それから飲み水の確保にタンクを幾つも造ったほど役に立っている。それから、自然環境は我々当たり前でありましてけれども、自然環境や生活環境を保全している。木材の供給はもちろんしている。温暖化にも役</p>

	<p>に立っている。これほど地元でいろんなことに役に立っているのに、世の中からは冷たく扱われ、安い材木で買われ、あるいはいろいろな補助金がほかのところよりも手薄だというのが現状かと思います。</p> <p>カラマツを育てるのに60年かかります。ということは、今植林をした皆さんは、お金を手にしないで見守っていただけ、使うのは息子なら幸い、孫になるかもしれないといった仕事をしているわけです。これ、決して財産を目当てに林を造っているわけじゃないです。よそから見れば、すごい林があっというね、あるいは自然に役立っているね、とんでもない話だというふうに考えています。自然に役立っているなら、環境税をもっとよこせと、あるいは、水用かんがい林として機能しているなら、下流の皆さんの川の利用税を設けて、川上に返してよこしなさい。決して無理なお願いではないというふうにも考えます。</p> <p>最後に、さっき言ったように、国調が済んでいる小海には、こういった土地はないというふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか。</p>
<p><b>産業建設課長</b></p>	<p>お答えいたします。</p> <p>議員さん言われますように、森の、森といいますか森林の役割というのは、本当に多面的な機能を備えておるとお思います。CO<sub>2</sub>削減、環境、それから水害、あと飲み水の確保、本当に多くの機能を持っているとお思います。こういった森を育てること、森林を所有者が継続して将来まで森の育成、育成といいますか森を造っていくこと、それを継続することが、やっぱり大事な将来に向けて今生きる者の役割なんだろうとお思います。</p> <p>実際、そういう観点からもやはり広報が必要かなとお思います。ウッドショックにより、だんだん値段が上がってきたということもありますので、本当に興味を持っていただく必要があるとお思いますので、その辺の努力もしていく必要があるとお考えしております。</p> <p>それから、所有者不明の森林の関係でございますが、相続登記がされていなくて、相続人の所在が分からない状態の土地、それから法人等の所有で、現在はその法人が存在せずに手入れがされていない、こういう山林があるかということなんですけれども、実際に山林の手入れがされない山林というのは、少なからず存在はします。これらの山林を明確にする、そして森林整備をしていくというのが今回、今回といいますか、最近に制定された森林管理制度の仕組みでございます。所属市町村がこれを進めるということで、動き始めております。</p> <p>その森林管理制度の中ですけれども、森林所有者への調査というのがあります。</p>

	<p>まして、所有者が不明の場合には、所有者について登記簿謄本や住民票などで追跡調査を行いまして、分からない場合には、その山林について経営管理権、これは林を手入れする権利でございますが、それを小海だったら小海町に設定するための公告をして、6か月以内に申出がなければ、県の裁定を得て、経営管理権を町が取得する、こういった制度でございます。そして、経営管理権を取得した場合には、間伐や伐採など通常の森林制御ができることになりまして、この森林管理制度において、管理されない森林をなくしていくということが出来ます。</p> <p>幸い小海は、まだ数値的にどれくらいあるかということは、これからの所有者とのやり取りがなければ分からないわけでありまして、手入れがされない森林というのは、間違いなく存在はします。これからこの制度を進めていきまして、適正に町が実施するところは引き受けるというようなことを制度にのっとして、行ってきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
4番議員	<p>ありがとうございます。</p> <p>私の質問は以上ですけれども、ぜひとも資材の補助、あるいは今までやっている制度の広報、周知徹底等をお願いして、以上で終わりとしたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>以上で第4番 井出和人議員の質問を終わります。</p> <p>ここで1時55分まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに13時41分)</p>
<p><b><u>第7番 井出 幸実 議員</u></b></p>	
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(ときに13時55分)</p> <p>次に、第7番 井出幸実議員の質問を許します。井出幸実君。</p>
7番議員	<p>7番、井出幸実です。ちょっと体が乾燥肌になりまして、ちょっとしつこくずっとありまして、いろいろとあって見苦しいところあると思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。</p> <p>国の選挙で各政党はいつも公約を掲げますが、その財源には触れず、何か腑に落ちない思いでございました。ある日の新聞にそのことに触れていましたので、それを参考に私の意見を述べさせていただきますので、しばらく</p>

の時間、ご容赦をお願いします。

6年続けて過去最少を更新、統計開始以来最も少なかった昨年生まれた子供の数だそうです。今回実施された参議院選挙で各党が公約をしていた出産については、「一時金の引き上げ」、「実質無償化」、教育については、「高等教育の就学支援の拡充」、「教育無償化」等を打ち出していましたが、実現には安定的な財源の確保が欠かせないと思います。財源について公約を掲げた政党はなかったと思います。

国の借金は1,200兆円を超えている。国の年間予算の一般会計の2割が国債の返済と利払いに消えているそうです。国は負担割の議論を先送り、国債の発行でしのいできたツケであります。国政の選挙のたびに各党は給付の公約を前面に出していますが、負担の具体策や財源についてほとんど踏み込まないできたような気がしています。

子育て支援などの家族関係の公的社会支出は、先進国の中でもひどく日本は見劣りをしています。出生率の高いスウェーデンを初め、欧州ではGDPの3%を超えている国もあります。日本は2%に満たないそうです。自民党は予算の倍増を、立憲民主党はGDPの3%台の達成を公約に掲げていました。これも財源セットでなく、財源に踏み込んでいませんでした。

日本の社会保障制度の特徴は、現役世代からの所得移転によって高齢世代が支えられています。老年人口がピークを迎えるのは20年ほど先になるそうですが、この間、現役世代の人口は減少していくのが明らかです。将来の世代へ何を手渡していくのか、真剣に考えていくときではないかと感じています。国では、来年春には社会保障制度の見直しを公表するようです。どんな負担割合になるか、しっかり見ていきたいと思っているところです。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

障がい者の福祉サービスについてです。2013年に障害者自立支援法が改正される形で、障害者総合支援法、正式には障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が成立しました。この法律には、障害のある人が基本的人権のある個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことのできるように、必要となる福祉サービスに関わる給付、地域生活支援事業や、そのほかの支援を総合的に行うことを定めた法律です。障害者総合支援法は、障がい者、障がい児が他の国民と同じように基本的人権が守られ、自立した社会生活を送れるように様々な支援を行うことが目的と理念だそうです。

	<p>障害者総合支援法のサービスには各種類あります。一例を挙げますと、自立支援給付事業には、1つとしまして、居宅介護、ショートステイ、施設入所支援等を行う介護給付サービス、2つとしまして、自立訓練、就労支援、共同生活支援、グループホームのことで、等を行う訓練等給付サービス、3番目としまして、相談支援サービス、4番目としまして、自立支援医療サービス等があります。地域生活支援や補装具支給制度などもあります。</p> <p>人間は生まれたときから自分らしい生活を送りたいと思い、誰でもひとしくある権利です。ある愛読書があるのですが、それを読んだ中に、あなたの人生の目的は何ですかという質問に、幸福になることです。家族も含め、もっと多くの方が幸福になることです。そして、幸福に死んでいくことでと答えています。そうなるためには、人に迷惑をかけないことでと答えています。人は生まれたときから幸福になることを人生の最終目的にしています。</p> <p>そこで、伺いをいたします。町内の障害者手帳所持者数を伺います。身体障害者手帳数、療育手帳数、精神障害者保健福祉手帳数ごとにお伺いをしたいと思います。それから障害者数全体の人口は、人口の何%ですか。それと、高齢人口割合をお伺いしたいと思います。</p>
町民課長	<p>お疲れさまです。お答えいたします。ちょっとパーセンテージまでは全体の方では出てございませんが、身体障害者手帳所有者につきましては、町内237名ございます。65歳以上の老人につきましては201名、全体の237名中、パーセンテージでいきますと84.8%です。療育手帳所有者ですが、町全体で47名で、65歳以上が7名でございます。それで、14.9%。精神障害者保健福祉手帳につきましては、57名所有でございます、65歳以上が11名で、全体の割合としては19.3%ということでございます。以上です。</p>
7番議員	<p>ちょっとすみません、聞き方が悪かったですけれども、障害者の老人割合でなくて、今の小海町自体の老人割合はどのぐらいですか。</p>
町民課長	<p>全体のちょっとパーセンテージは出していないので、またでき次第、お答えしたいと思います。</p>
7番議員	<p>大体でいいです。すみません。</p>
町民課長	<p>ちょっとお待ちください。人口のことですよ。</p>
7番議員	<p>はい。</p>
町民課長	<p>人口的に見ますと、4,400ほどの人口で考えますと、身体障害者手帳所有者、全体の約7.7%ぐらいになるのではないかと思います。</p>

7 番議員	<p>いいです。聞きたかったのは、障がい者が、今、7.7%とおっしゃったけれども、障がい者のあれが7.7%、障害者手帳保持者が7.7%、それから老人人口が大体三十何%ぐらいいっているんだよね、後半ぐらい。だから、それでいいです。後で聞かせてください。</p> <p>いろいろ高齢者人口の多さと障がい者の少なさで、ハード面においてもなかなか前進を見られないのが現状だと思われます。また、専門的な知識を持った職員が少なく、知識が乏しい上に経験もない状況で、今後ますます複雑化する問題に本当に対応できるか、職員は心配をしていると思います。限られた職員配置の中で、専門性を問うのは極めて難しいことです。人口の少ない町村になればなるほど、様々な仕事をこなす必要があるのですから、こんな状況下で障害者施策を進めている町当局に敬意を表します。このような状況下、いかに進めるか、これからの大きな課題と分かっていますが、やるしかないと感じています。ボトムアップで進めていただきたいと思います。</p> <p>そこで、現在行っている障害者施策についてお伺いしますとともに、町の考え方をお願いをいたします。</p>
町民課長	<p>お答えいたします。障害者福祉施策の考え方についてであります、町の施策の方向性といたしまして、町は障害者福祉計画の中で、今後は障害のある方は住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための適切かつ必要なサービスが身近なところで受けられるように、また、佐久地域の地域バランスにも配慮して、社会資本の整備や障害者福祉サービス、相談体制の充実を図っていくということで考えてございます。主には通所施設の充実ですとか社会参加の促進、相談支援体制の充実、グループホーム等の共同生活支援所の整備などであります。</p> <p>町では昨年、社会参加促進ということで町社会福祉協議会に委託いたしまして、就労支援Bの支援事業を開始してございます。障がい者の就労支援の促進をまず図っていらっしゃるというところでございます。以上です。</p>
7 番議員	<p>ちょっと堅苦しくてちょっと分からなかったんですけども、去年やり始めた就労Bだけ、あれについては大変好評で、大変すばらしいことだと思っております。</p> <p>今回は共同生活支援、グループホームについて質問をちょっとさせていただきたいというふうに思います。障がい者が独りになったときの生活を、本人はもちろん家族も心配をしています。親や家族と一緒に生活であると、どうしても支援が多かったり甘えてしまうことが多いため、1人で自</p>

	<p>立した生活を送ることが難しくなってしまいます。</p> <p>障害者グループホームは、主に3種類に分けられるそうです。1つとしまして、介護サービス包括型、これは利用者は夜間や休日に介護を必要とする方向けのものだそうです。2番目としまして、日中活動サービス支援型、これは利用者は24時間支援体制で、日中の活動もサポート、介護のほか、日常生活支援も受けられ、相談に乗っていただけるものです。3番目としまして、外部サービス利用型、これは利用者は障害の程度が軽い方が多く利用するものだそうです。この3種類あるそうです。</p> <p>障害者グループホームは、障害者福祉サービスの一つで、基本的に同じ障害の方が少人数で共同生活を行う場所です。障害を抱えている方や家族の方が自分らしい生活を送りたいと考えたときに、1人で生活するのは不安であったり、生活を送る上で困難な場面に対して、障害者グループホームでは日中だけでなく夜間であっても支援やサポートを行うことができるそうであります。少人数で共同生活を営みますので、入浴や排泄といった生活上のサポートだけでなく、様々な相談を寄り添って行ったり、就労に対してのサポートを行うことができます。障害を抱えていると、どうしても家にいがちで他人との交流ができない場合が多くあり、地域社会から孤立してしまうことがあります。障害者グループホームでは、地域に根差し、密着した生活の場になりますので、障がい者の孤立を防止し、生活や将来に対しての不安な気持ちを軽減することができます。また、家族にとっても、精神的、身体的な負担を減らすと同時に、将来に対しての不安の軽減をすることができます。</p> <p>そこで、町で障害者のグループホームの計画についてどのように進めていくか、お伺いをします。また、考え方をお伺いをしたいと思います。</p>
<p><b>町民課長</b></p>	<p>お答え申し上げます。ただいま井出議員おっしゃられたとおり、グループホームですが、やはり利用者の面のサポートをしていく部分がかなり重要になってくるということでございます。</p> <p>町としましては、昨年度より障害者の福祉施設等の検討委員会等を立ち上げてございます。その中で、グループホームというものをどう位置づけていくか、場所の選定から始まり、利用者数の推移や予想、また町民の方が優先して入所できるとか、また住宅地等、地域住民との交流の機会が確保できる場所、またあるいはデイケア、通所サービスに行かれるような場所など、やはりその利用者の意見、要望等を踏まえまして、設置の検討をしていくという段階でございます。</p>

	<p>また、町の考えとして、今一番ちょっと課題というところでございますが、整備・運営という面でございます、やはり公設公営とか公設民営、民設民営など、運営形態等もまたちょっと検討の課題となつてございますので、一番よい運営方法、施設整備方法を考えまして、長振等に盛り込んでやっていきたいというふうに考えてございます。以上です。</p>
7 番議員	<p>一番は運営形態だよね。実際にそこに入った方、入所制限が、期限がないものですから、恐らく高齢になったり、後でまた言いますけれども、高齢になったときに、おまえ、時期が来たから出るやとなると、これはちょっと困る施設、グループホームだと思います。だから、運営形態をものすごく考えた中でやっていただきたいというふうに思っています。それだけは忘れないでお願いしたいというふうに思っています。入ったらずっといられるぐらいの、本人の希望があったとき以外にはいられるような状態をつくっておいてほしいというふうに思っています。</p> <p>それで、障害者のグループホーム利用者などに、対象となっている補助制度、特定障害者特別給付金とはどういうものなんですか。ちょっとお伺いをします。</p>
町民課長	<p>お答えいたします。特定障害者特別給付というものの内容でございますが、施設の入所者の食費や居住費、要するに光熱水費はどうしても必要なものですから、それを利用者負担となっている部分でございます。その中で、低所得者の負担軽減の補足給付費というような形で、この給付が設定されてございます。</p> <p>対象となるサービスについては、施設入所者、共同生活援助、グループホームですね。それで、入られている方につきまして、町県民税の非課税世帯ですとか生活保護受給者世帯が対象となっております。本人が受給されている障害者年金等を合わせまして、手元に光熱費、あとは食費等を引いた中で、生活できる金額が残るように計算されて給付される制度ということでございます。以上です。</p>
7 番議員	<p>分かりました。</p> <p>それで、グループホームのメリットを先ほど課長の方からもちょっといろいろ話が出ていましたけれども、住み慣れた場所で暮らせるということと、入所施設じゃなくて地域で生活できるということです。親元から自立したいという気持ちもあるけれども、単身生活に不安がある方、また障害のある子供の親である自分が高齢で、万が一の事態が起きたときに、子供が安心して暮らせる場所を用意しておきたいという場合の選択肢として</p>

	<p>適しています。親は子供が生まれると、親の目的は子供になります。グループホームには、基本的には入所期限は、先ほど言いましたがありません。グループホームの利用者は一定の条件を満たせば、家賃の一部を補助する特定障害者特別給付、先ほど説明ありましたが、特別給付を受けることが可能だそうです。町として、施設入所者に支援費として、これは駒場だとか、ああいうところの施設です。4,800万円ほどの支援をしています。グループホームの利用者にも独自の支援、家賃助成等を考えていくべきと思っています。</p> <p>全国的に見ますと、障害者グループホームの入居率は9割を超えるそうです。令和元年度障害者グループホームは、全国で5,700件以上あるそうです。障害を抱えている方が、支援のサポートを受けながら自分の生活を送ることができる障害者グループホーム、一人暮らしをしたいと考えている方が支援を受けつつ、自分の思う生活活動を行うことができるグループホームです。再度、グループホームについて町長の考え方を伺いたいと思います。</p> <p>それと、グループホームができた場合のことなんですけれども、すぐの即答はできないと思いますけれども、グループホームの利用者の家賃補助等の支援費についても検討をいただきたいと思いますが、お聞かせをいただきたいと思います。</p>
町長	<p>グループホームにつきましては、入所に当たる皆さんからの大変強い要望がございます。そして、もう数年もたつわけですが、これにつきましては、早い時期の建設が必要ではないかという私の考えでございます。</p> <p>それから、それについての補助ということでございますけれども、自立での生活が困難であるという場合には、それはもちろん補助、ルールにのっとった部分の補助ということになるかと思っておりますけれども、その部分についても候補地をなるべく早く決めて、建設の段取りをしていきたいという考えでございます。</p>
7番議員	<p>これは町民課長に要望なんですけれども、施設入所の皆さんの支援費が出ていますけれども、そのところで自己負担がどのぐらいか、それからグループホームに入った場合には、入所者についてはどのぐらいかということの後でちょっと調べておいていただきたいというふうに思います。やはりあまり差があると、施設入所者とグループホームのあまり差が出てきますとちょっと問題があるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>

	<p>障害者グループホームは、将来一人暮らしをし、自分らしい生活を送りたいという方にとっては、支援を受けながら生活を送ることができますので、安心し、安全な暮らしができます。また、自分のできる範囲を増やしたり、自己肯定感を高めていくことも可能な施設だというふうに感じています。障害を抱えている方にとっては、入所施設とは異なる新しい選択肢になります。期待されている障害者福祉サービスです。一日も、先ほど答弁にありましたが、早い時期にグループホームが実現されますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、第7番 井出幸実議員の質問を終わります。</p>
<p><b><u>第5番 渡邊 晃子 議員</u></b></p>	
<p>議長</p>	<p>次に、第5番 渡邊晃子議員の質問を許します。渡邊晃子君。</p>
<p>5番議員</p>	<p>第5番、渡邊晃子です。よろしくお願いいたします。誰一人取り残さない小海町の防災をということで通告をさせていただきました。</p> <p>9月1日、防災の日ということで、全国各地で防災訓練などが行われました。今年も7、8月と東北や新潟、北陸地方で大雨による災害が起きています。令和元年東日本台風、台風19号では、我が町も小さくはない被害が出ました。災害の種類は様々ですが、特に大雨に関して、また土砂災害に関しては、気候変動に伴っていつまたこの町も襲われるか、梅雨頃からご心配になる方々がほとんどというか、とても多いと思います。</p> <p>これまでも防災関係の質問はたびたびあったかと存じますし、昨年9月、的埜議員もされています。今回、私は改めて全体的な町の体制や取組を伺い、そして特に災害弱者と言われる、先ほど井出幸実議員の質問にも障害者の方のことはありましたけれども、高齢の方、障害のある皆さん、また妊婦さんや小さな子供たちをどうやって守っていくか、町民誰一人残されないような対策をどうしていけばいいのか伺いながら、議論しながら、皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず1番目、令和3年4月に小海町国土強靱化地域計画というものが出されました。私も今回、防災関係の質問をしようということで、このような計画の存在、中身を改めて認識したんですけれども、まず、これに沿って整備を進めているかと、ちょっと大きく書かせていただきました。細かく聞こうとは思いませんけれども、私から言わせていただくと、この国土強靱</p>

	<p>化地域計画の趣旨は、国では平成25年12月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法を公布、施行し、強さとしなやかさを持った安全・安心な国土、地域、経済社会の構築に向けた国土強靱化を推進している。</p> <p>小海町は、こうした国の方針や過去の災害の教訓を踏まえ、大規模自然災害への備えを効果的に推進するため、小海町地域防災計画を補完する計画として、国土強靱化基本法第10条に基づき、小海町国土強靱化地域計画を策定すると。本計画は、大規模自然災害への備えを効果的に推進するため、国土強靱化の観点から、当町におけるインフラ整備を中心とした様々な分野の指針とすると基本事項にあるんですけども、まず町として、この計画の位置づけはどうなっているのか、まずお願いします。</p>
<p><b>町民課長</b></p>	<p>お答え申し上げます。ただいま渡邊議員申されたとおり、趣旨としては強靱化計画に記載されているものでございます。そちらにつきまして、我々、計画として、その中で町としましては、インフラ対策の整備など、ここに書いてありますが救急救命、避難態勢の整備、行政機能の整備、ライフラインの整備、二次的災害を防ぐための整備等を行っているというような形でございます。</p> <p>順次計画的に推移しているということですが、今年度につきましても、一例を挙げますれば、予算化をいたしまして、消防団とかの積載車の更新や防火水槽の設置、あとは道路橋梁の整備、水道管等も布設替えをしたりしておりますし、あとライフラインとして中部横断自動車道の早期開通などの中央要望などを行って整備を進めているというような形で行っております。また、避難所施設等の耐震ということもありますが、こちらにつきましては既に避難施設等につきましては、一応、おおむね実施済みということでございまして、この耐震化計画に基づきまして整備は行っている状況でございます。</p>
<p><b>5 番議員</b></p>	<p>分かりました。この中身について、またちょっと後で触れさせていただきたいと思いますが、ちょっと確認なんですけれども、災害対策本部ではなくて、日頃の減災防災対策は、今、町でどなたが中心になられているのか確認させていただきたいと思います。</p>
<p><b>町民課長</b></p>	<p>防災対策につきましては、町民課のほうを中心に行っておるところでございます。</p>
<p><b>5 番議員</b></p>	<p>次に、ちょっと通告漏れてしまって申し訳ないんですけども、資料をお願いしました。避難場所と備蓄品ということで、まず、避難所というところ</p>

	<p>ろですけれども、台風19号災害を経て、川東にもということで保育園、それから松源寺さんも25番目ですね。ごめんなさい、資料の3ページですけれども、避難所にしていただいたと。</p> <p>それで、私、今手元に、ホームページに記載されているものもあるんですけれども、ホームページの記載の各地区の避難場所一覧というのものもあるんですけれども、どうも書き方、これを見て、皆さんどこへまず行けばいいのか、昔から住んでいる方ですと、ここに行けばいいのかということが分かっているかと思うんですけれども、ちょっと町民の方と移住してきた方とお話ししたりすると、そういえば、いざとなったらどこへ行けばいいのか分からないとおっしゃっている方もいました。どういうときに、どういう場所に行ったらいいのか、まず、広場やグラウンドだとか、このホームページを見ると、第一避難場所として、地区の公民館や広場及びグラウンドなどと書いてあるんですけれども、この辺の避難所の普段の周知、十分とお考えでしょうか。</p>
町民課長	<p>周知につきましては広報等を通じて行っておりますが、新規転入者、その他等につきましては、ちょっと情報的には不十分かとは思っていますので、そこら辺の重点的なところは、また今後考えていかなければいけないところだと思っております。</p>
5番議員	<p>ぜひ、ちょっとホームページのこういったものを記載されているかというのは皆さんのお手元にないので分かりづらくて申し訳ないんですけれども、ちょっとこれを見ただけでは自分がまずどこへ行ったらいいかというのもちょっと分かりにくいと思うので、まず、このホームページの内容もちょっと見直して見ていただいて、ご検討いただきたいと思います。</p> <p>次に、備蓄品ですけれども、資料を出していただきました。まず、ちょっとご説明をお願いします。</p>
町民課長	<p>こちら備蓄一覧台帳ですが、4ページから5ページのほうに資料つづりに掲載させてもらっております。前回、的埜議員の質問のときにも一覧表を出してございますので、そこへ令和3年、4年と付け加えてございます。当面、今、備蓄しているものにつきまして記載してございますが、5ページにつきまして、食糧品でございますが、前回の備蓄から来ております食糧品につきましては、賞味期限等、切れる時期になってございますので、今年度につきまして、新たに食糧品等を買って換えたということで、こちら載せてございます。以上です。</p>
5番議員	<p>いろいろちょっと細かい、おむつですとか、前回、的埜議員の質問の後に</p>

	<p>整備をしていただいたと。数がこれでどうなのかとか、いろいろ細かい疑問点もありますが、そういうことは今日はお伺いしませんけれども、確認ですけれども、これはどれがどこにあるかというところまで、お手数ですがやっていただければよかったかもしれないんですが、管理はどなたがされていますか。</p>
町民課長	<p>こちらの管理につきましては町民課の生活環境係のほうで管理しております、おおむね全てにつきましては八那池の農集排の旧施設がございますが、そちらのほうに保管してございます。以上です。</p>
5番議員	<p>それで、別のところですけども、今回監査委員さんから出された令和3年度歳入歳出決算審査11ページの中で、現地審査で芦谷消防器具庫、防災備蓄品倉庫等を審査した。このうち防災備蓄倉庫について、備蓄品の品目期限、数量が管理できるよう、備蓄品台帳をしっかりと整備されたいとありますけれども、これに関してはいかがでしょうか。管理はどなたがされるのか。</p>
町民課長	<p>管理につきましてはですが、こちら生活環境係のほうで管理しております、パソコンのほうで一覧表をつくってございまして、そちらで出し入れ等の管理はしてございますので。以上です。</p>
5番議員	<p>備蓄品はそういうことで。去年、予算決算委員会だったかで質問させていただいたんですけども、川東、川西の避難所、保育園と総合センターに非常用発電機設置、更新を令和元年からでしょうか、されているかと思うんですけども、これは実際、動かしたりされてみるかどうか、お願いします。</p>
町民課長	<p>そちらにつきましては、たまにということではございますが、エンジンの試動につきましては……、この間のことで実施しておるそうでございます、質問以降に。以上です。</p>
5番議員	<p>そうですね、ぜひ定期的に動かしていただきたいですし、実際これを使用した防災訓練、また先ほどの備蓄品も生活環境係さんに任せ切りではなくて、町民も一緒に中身もチェックしていけたらいいかなと思います。次からですが、ここから様々な防災対策計画等の進捗状況を聞かせていただきたいと思います。まず、地区防災マップ、改めてどういったものか、また進捗状況、また今年度やこの先の計画あればお願いします。</p>
町民課長	<p>地区防災マップにつきましてはでございます。これは地区の防災計画ということになります。地区防災計画、今年もそうですか、これは前期区町会等で作成希望地区を募りまして、年5地区ほど作成を進めているというよう</p>

	<p>な形でございます。今現在は令和3年度末で13地区の地区でマップを作成してございます。自主避難計画として、これによって指定された各地区の危険箇所ですとか、あと、過去に実際に災害があった箇所、また大水が出る場所、避難所等をこのマップに記載して、冊子にして、地区にお配りするというような形でございます。本年度につきましても、5地区申請が出ておりますので、予定はして作成に移るところでございます。以上です。</p>
<b>5番議員</b>	<p>今年度、どこを予定されるかちょっと確認をお願いします。</p>
<b>町民課長</b>	<p>本年度につきましては、八那池地区、親沢地区、川平地区、宮下地区、杉尾地区でございます。</p>
<b>5番議員</b>	<p>確認ですが、この防災マップ作成に関わっている職員、担当の方はどなたか、またあと課題など、これまでに何かあるようでしたら教えていただきたいと思います。</p>
<b>町民課長</b>	<p>こちらにつきましては、関わっている方ということですが、町民課福祉係、生活環境係等関わっておりまして、また、作成に当たっては小海町の社会福祉協議会、こちらのほうにも作成委託をしております。こちらの担当者等で話し合いながら、地区の役員さん等、集まっていただきまして打合せをした中で、作成しているところでございます。なかなか作成についてはそれほどではないと思いますが、こちらに賛同していただきまして、手を挙げていただく地区というのを今募っておるんですが、順次ということではありますが、できればもう数多く作っていければということが課題かなと思っております。以上です。</p>
<b>5番議員</b>	<p>そうですね。私も町民課長と同じく、なるべく本当に早く整備をしていただきたいと思います。</p> <p>それで、ここから先、3番目から、避難行動要支援者名簿、個別避難計画、支え合いマップなどはどれも関連ありますけれども、まずは一つずつの概要と進捗状況をお聞きしていきたいと思います。まず、避難行動要支援者名簿、昨年の9月議会に、この避難行動要支援者名簿に関する条例案を出されて制定がされました。この名簿自体の概要と進捗状況をご説明をお願いいたします。</p>
<b>町民課長</b>	<p>まず、避難行動要支援者名簿につきましてはですが、こちらは平成25年の災害対策基本法の改正によりまして、災害時に自ら避難することが困難な高齢者、障害者等の避難行動要支援者についての名簿の作成が市町村で義務づけられたということでございます。</p>

	<p>この名簿につきまして、災害が発生または発生するおそれがある場合について、避難行動要支援者の生命、身体を災害から保護するというようなために、特に必要があると認めるときは、この災害対策基本法によりまして避難の支援等の関係者、その他の者に対しまして、避難の行動要支援者同意を得ることなく名簿情報を提供することができるということにもなっております。令和4年7月1日現在で、この避難行動要支援者名簿に記載されている方ということでございますが、障害者、介護の必要な方、あと高齢者等を合わせまして、約722名ほど記載をされてございます。</p> <p>当町におきましては、先ほど渡邊議員申されたとおり、昨年の9月に小海町避難行動要支援者名簿に対する条例というものが制定されまして、本人の同意が得られれば、通常の場合でも避難の支援等関係者、消防、警察等でございますが、情報提供できるということとなっております。地区防災マップをつくる際に当たり、各地区と懇談をするわけでございますが、このときに各地区の方々には支え合いマップをつくる中、台帳に登録申請をする対象者がいるということで提出していただくようなことも説明をしたり、あと本人の方にも、その申請書をお送りして同意を得るというようなことをとっております。情報提供の希望の有無も確認してございます。それを基にしまして、避難行動名簿者を落とし入れるものに支え合いマップというものがありますので、これが名簿等を落としたものになってくるということでございます。本年度もこれを数地区を予定はしておりますが、今後協定を締結して名簿情報を提供するというような予定でございます。今のところ、まだちょっと締結協定を結んでいるところはない状況ではございます。</p>
5 番議員	<p>722名ほどいらっしゃるということで、支え合いマップのほうのこともちょっとお答えをいただきましたけれども、支え合いマップのほうですけれども、長野県の災害時住民支え合いマップ作成状況というものを確認すると、長野県のホームページで。令和4年3月31日現在、小海町は100%となっておりますけれども、これで支え合いマップはもうできているという理解でいいのでしょうか。</p>
町民課長	<p>データのほうはできているということでございます。以上です。</p>
5 番議員	<p>データはできているけれども、まだ中身の整備は。すみません、理解が。</p>
やすらぎ園 所 長	<p>その100%という情報がどちらからか出たかちょっと分からないんですが、少なくとも令和元年当初に、小海町は20%ぐらいだったです。それで佐久穂から下、100%ということなんですが、中身を吟味するに、佐久穂で</p>

	<p>すとか佐久市ですとか、近隣で100%達成なさっている市町村は、過去10年ぐらい前の情報をそのまま更新されていないところが多いんですね。それで、小海町は当時20%ぐらいだったんですが、何とかせねばいかんということで、この災害支え合いマップを基に達成率を上げてきているという状況なので、さっき町民課長からもありましたとおり、達成の地区が13地区ということで、その100%ということはないということです。</p> <p>ただ、小海町の場合には、町民課のほうで優れた機能を持った支え合いマップ作成コンテンツを持っているもので、更新ができるということで、他町村とは違う支え合いマップを作成しているということで、これが全地区達成できれば100%になるという考え方でいいと思います。ただ、この名簿とかについては各担当課で、もう過去から持っていますので、そういう中では100%ということではないかなというふうには考えております。以上です。</p>
5 番議員	<p>私は長野県のホームページから見たんですけれども、地域災害時住民支え合いマップ作成状況というところで、ちょっと13地区というご説明ありましたので、この辺どうなのかというのはご連絡取っていただいて、間違いがないようにと思います。</p> <p>それで、確認なんですけれども、この支え合いマップ、社協に委託されているということで、社協でどのような方が、何名の方が、町民課も連携して携わっていらっしゃるかと思うんですけれども、何人の方が担当してつくっていらっしゃるか、お願いします。</p>
やすらぎ園 所 長	<p>小海町から委託を受けまして、作成を順次、毎年5件のペースで進めております。担当は地域福祉の職員になりますが、町からの派遣、私も含めてなんですが、担当者がおりまして、そこに地域福祉の職員が同行して、まず各地区とのすり合わせ、そして作成の流れ、それから先ほど言ったエントリーシートって申請書なんです、エントリーシートというものをお配りして順次つくっているところで、地域福祉の職員、5名ほどおるんですが、その全職員が取りかかってつくっております。以上です。</p>
5 番議員	<p>分かりました。私ちょっと勘違いというか、してまして、職員さんだけでつくっていらっしゃるのかと思ったんですけれども、地区に入って役員さんなんかとすり合わせをされているという理解でよろしいですか。</p>
やすらぎ園 所 長	<p>ご指摘のとおりで、そこに私たち社協だけでなく、当日の地区の作成時には町の町民課の職員の皆さん、大勢来ていただきまして、垣根なくみんなで作っているのが現状です。以上です。</p>

<p>5 番議員</p>	<p>県のホームページを見ましても、実に多くの事例集というものがありました。行政や社協主導が多くても、住民参加型の事例がたくさん出てきました。例えば辰野町ですと、社協さんにおいてマニュアル作成して、全地区での策定を目指し推進していると。それで、役員さんだけでなく全住民に参加を促して作成に携わってもらうことで、個人情報保護の問題をクリアにしているという事例も出ていました。欠席者の方に対しては、隣組長さんが後日自宅を訪問して、マップの作成についての説明の上、掲載について了承してもらうだとか。また辰野町は、もう平成24年にこれを行っているんですけれども、9月に行う防災訓練において、区や常会単位での避難誘導訓練に活用していると。町と社協、自治会が協働して計画的に作成を進めており、専用システムを用いて一元管理するなど、行政、社協、地域が連帯して作成をしている。また、木祖村ですけれども、やはり防災訓練で、災害時、住民支え合いマップを活用し、全地区で避難訓練が行われた、これも平成24年ですけれども。それで、やはり実際の訓練に災害時住民支え合いマップを用いることで、作成段階には気がつかない課題点明らかになったということで、やはり住民みんなを巻き込んで一緒につくっていくということがとても大事だなということを感じました。</p> <p>次に、個別避難計画ですけれども、個別避難計画については、近年の災害において多くの高齢者が被害に遭い、障害者等の避難が適切に行われなかった事例があった。災害による死者のうち、65歳以上の高齢者の割合が、令和2年7月豪雨で約79%と。そのため避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村に対し、個別避難計画の作成について努力義務が課されることになったとあります。この計画、障害のある方やご高齢の方など、支援を必要とされる方たちへの避難計画、一人一人の状況に合わせて作成し、災害時に備えるものとありますけれども、これに関しては進捗状況はいかがでしょうか。</p>
<p>町民課長</p>	<p>お答えいたします。先ほど渡邊議員申されたとおり、令和3年度に避難行動要支援者につきまして個別避難計画を作成するという努力義務が課せられました。現在ですが、誰が誰を避難させるかなど、支え合いマップの情報と重複する部分もございますので、現在、作成に当たりまして、個別避難計画と支え合いマップ、どのような形でリンクさせていくかというのをちょっと調査研究をしている段階でございます。作成が始まれば、速やかに進んでいくのではないかとこのように考えてございます。</p> <p>現在、役場職員での作成ということでは、ちょっと情報収集に時間がかか</p>

	<p>るということも考えておりました、できますれば作成に当たっては、高齢者についてはケアマネジャーですとか、障害者については相談支援の専門員、そのようなところに協力を仰ぎまして、作成委託をしていくというようなところも検討しているところでございます。ですので、作成に当たりまして、あと国からも財政的支援があるというようなことを伺っておりますので、それも含めまして調査研究を進めていきたいと思っておりますので、そこに支え合いマップというものも織り交ぜながら、ちょっと考えていきたいというところで、今現在、進めておるところでございます。以上です。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>先ほども支え合いマップのところ、地域住民の皆さんと一緒につくっていくことが大事だと感じたと言ったんですけれども、本当にそういうことだと思えるんですね。今のままのやり方では、ちょっと職員さんへの負担も大きいと。もちろん専門的な皆さんの力が必要です。なので、やはりケアマネさんですとか、そういう相談支援員の皆さん、日頃の高齢者の方、障害者の皆さんの状況を分かっている方たちがもちろん入られて、地域に入られて、そこで一緒に支え合いマップを共有して個別避難計画を立てていくと。個別避難計画をつくるに当たり、支援者の確保というのもとてもネックになるかとは思いますが、支援する側も高齢で難しいだとか、兵庫県の川西市では、それが問題で支援を辞退する方が相次いだそうなんですけれども、支援内容を安否確認のみにしたところ、支援者は増加に転じたということがあったそうです。</p> <p>それで、やはり個別避難計画も一刻も早くというところなんですけれども、個別避難計画をこうやって地域住民とつくってよかったという声も紹介をされていまして。個別避難計画の作成に取り組むことは、避難行動要支援者本人やご家族、福祉専門職の皆さん、住民の皆さんの間の顔の見える関係づくりに役立ち、特に避難行動要支援者ご本人が避難に対して前向きになることなど、大きな意識の変化につながる効果があることが確認できると。避難行動要支援者ご本人の声ですが、地域の方と交流の場を持つことができ非常に心強いとか、難病患者の方は安心感が高まった、また、地域の方が気軽に声をかけてくれるようになってうれしかったという声があるそうです。また、福祉専門職の方々からは、自分の担当する人を地域と一緒に考えてくれることがありがたい、日頃の支援と災害時の支援がつながることを認識できた。地域住民の方からは、事前に地域で計画を作成することで、平時からの見守りにつながるという声も上がっているよう</p>

	<p>です。ぜひ、一部の役員さんや職員さんだけではなくて、町民全体でできるように取り組むようになっていかなければならないと思います。町民と一体となって、こういうものをつくっていくということに関しては、また最後のほうにお話をさせていただきたいと思います。</p> <p>福祉避難所についてです。福祉避難所は、ご高齢の方、障害のある方、妊婦さん、乳幼児など、先程から出ています要支援者、災害時要支援者、災害時に特別な支援を必要とする方や、そのご家族で、一般の避難所生活が困難な方への避難所です。小海町は今のところ1か所、やすらぎ園が指定をされています。台風19号の際にも20名ほどが避難されたという伺いました。この福祉避難所の確保や運営について、昨年の5月に国のガイドラインの改定があったかと思いますが。改定の概要、またそれによって町として何か対応をされているのか、検討されているのか、そのあたりお願いします。</p>
<p><b>やすらぎ園 所長</b></p>	<p>福祉避難所につきまして、災害救助法の適用施設ということで、今、小海町は社会福祉協議会のやすらぎ園の1か所でございます。</p> <p>それで、私、社協の側に立って言うわけじゃないんですけども、一般質問の資料としてこちらに指定避難所がありまして、福祉避難所としてはやすらぎ園1つなんですけど、考え方として、先ほどもおっしゃったように障害者や高齢者や、本当に生活弱者の方が避難してくる場所として、あそこで一般の避難所、総合センターとありまして、取りあえずじゃないですけども、そういう身体的ですとか、そういう困難な人をやすらぎ園のほう、それで普通に避難できる方を総合センターというふうに分けていくんですけど、これをもしいろいろなところにつくった場合に、一緒くたに一般の方と一緒にしてしまう可能性があるという中で、支え合いマップをつくっていく中では、各地区がそういう福祉施設、医療施設と連携を図ってやっているというのが現状で、その福祉避難所をまた増やしていくかということに関しては、私のほうではちょっと答えられないんですけど、現状とすれば、例えば大畑地区、芦谷地区についてはこうみの里さんのあの施設のところで協定を結んで一時避難等をさせていただくというふうになっています。それから本間地区については、これからの流れだと思えるんですけども、お聞きするところによると、みつわさんのあの広い施設を避難所としてどうだという話が、その支え合いマップをつくっていく中で出てきます。</p> <p>という中で、先ほども渡邊議員がおっしゃったとおり、地域の皆さんが自分らで考えて、こういうふうにしていこうという中で、今の段階での福祉</p>

	<p>避難所は、災害の大雨、豪雨災害、地震、それからそのほかの災害についていろいろな意見があるんですが、やすらぎ園のあそこを一時指定しておけばいいんじゃないかというふうに私は考えておりますが、総合的なことは町民課長のほうでお願いしたいと思います。</p>
町民課長	<p>福祉施設につきましては、今、やすらぎ園のみというような形でございます。こちらにつきましては、やはり福祉的なものと見ますと、介護等必要な方、その様な方が避難するということでございますので、それなりの設備、その点がないと、福祉施設という形で、福祉避難所という形ではなかなか難しい部分がありますので、今、やすらぎ園の園長の言われたとおり、今後、こうみの里ですとか老健、その他との協定的なことを考えて、福祉施設を増やしていくことも検討していかなきやいけないんじゃないかというふうには思っております。以上です。</p>
5 番議員	<p>このガイドライン改定ですね、それ以前だと、そういう福祉避難所にされるといろんな方が来てしまって対応に困るから指定しないでくれたとか、そう</p> <p>いうやはり施設の皆さんの声が大きくて、このガイドラインの改定があったかと理解しているんですけども、事前にどなたがここに入れますという公示をするということになったということで、なので、その辺の調整はどこにどなたが入れるかとか、そういう調整というのは本当にこれから難しいと思うんですけども、福祉避難所指定をすれば防災機能強化に係る費用を自治体が補助するのに、緊急防災・減災事業債が使えるようになったと。</p> <p>それで、東日本大震災その他のときも、指定外の施設がやはり要支援者を受け入れざるを得なくなったという例がたくさんあったと。先ほど言いましたけれども、どこに誰がというのは本当に難しいところがあると思うんですけども、やはりこういう事業債を使って防災機能強化をしていただく。先ほど町民課長から協議をしていきたいということを答弁いただいたので、ぜひそういう方向で研究して進めていっていただきたいと思えます。やはり指定しておかないと、人材も物資も災害が大きいもの起きた場合に、初めてそこから確保に奔走しなければならなくなったということがあると、やはり事前に備えをしておくことが必要だと思います。指定すれば、それでいいというわけではもちろんありませんけれども、そういったことをお願いしたいと思えます。でも、そもそも福祉避難所というものの認識度がどうかというのも、認知度がかなり低いかと感じています。阪</p>

	<p>神・淡路大震災後をきっかけに制度化されたわけですがけれども、どういった避難所なのか、また受入れ対象者はどういう方か、これも広く事前にと いうか、広報をお願いしたいと思います。</p> <p>7番目ですが、福祉避難所でなくとも、一定配慮されたスペースがあれば、 一時的に避難可能といった方々もやはりおられるのではないかと思います すけれども、総合センターの一部を分けるだとか、学校の一部を、そうい うちょっと配慮が必要な方にするだとか、そういった要支援者のスペース を設ける、こういったところの整備のお考えはいかがでしょうか。</p>
町民課長	<p>通常避難所における要配慮者のスペースということでございます。各避難 場所において、それを設置するという必要でありますので、そちら のほうを考慮していくというところでございます。例を申しますれば、総 合センターですと、ホールは一般の避難者というような形を取りまして、 2階の会議室、大会議室等を要配慮者スペースというような形で区分けを しながら、避難の体制を整えているというようなところでございます。以 上です。</p>
5番議員	<p>ぜひ、そういった避難の避難所開設ですとかも、町民も一緒にできるよう になっていければと思います。</p> <p>次に進みます。8番目、一般的なところで一度戻らせていただきますが、災 害対策本部の機能、職員が被災した場合などのシミュレーション等はとい うところで、先ほどの国土強靱化計画のところでも、行政機関の職員、施 設等の被災による機能の大幅な低下というところがうたわれるというか、 指摘をされています。対応策として、業務継続マニュアルを策定し、次の 非常時優先業務の執行体制や対応手順を明確にするとありますけれども、 そういうこと併せて、また職員の中にも大分、相当数、消防団に所属され ている方もいらっしゃるかと思います、そのあたりのご対応、いかがで しょうか。</p>
町民課長	<p>現在、災害対策本部、職員被災というようなことでございますが、職員が 被災した場合ということでございます。まずは被災した場合には、自分の 身の確保と家族の安全の確保、そういうものを確認を一応しまして、確認 でき次第、対策本部のほうへ参集するというような形でマニュアルででき ております。ですので、その中で、順次、体制の中に入っていて、 災害対策に当たってもらうというような形になってございます。</p> <p>確かに、今現在、職員数の中で、若手職員につきましては消防団等のほう に応援に回ってもらっているという用な形でございますが、これについま</p>

	<p>しても、ある程度の一時対応ができた中で、対策本部のほう、必要とあらばこちらのほうへ参集していただいて、任務に当たっていただくというような形も取ってございます。このような小さな町村でございますので、職員数が限られているというところもございます。ですので、役場職員のみというところではなくて、やはり消防団ですとか、各地区の防災組織、あとは広域消防、広域医療、また近隣町村の連携等などを取りまして、この災害に当たっていくというような形で考えております。以上です。</p>
5 番議員	<p>今ちょっと出てきたんですけれども、すみません、通告していませんが、自主防災組織というのは全ての区で組織されているのでしょうか。</p>
町民課長	<p>全ての地区についてはちょっと確認は取れておりませんが、取っている地区もございます。ですので、全部確認ということは取れておらないところです。以上です。</p>
5 番議員	<p>自主防災組織については、また後で触れさせていただきたいと思います。9番目、今後の防災訓練計画はというところなんですが、今年度どうでしょうか、計画のほうは。</p>
町民課長	<p>お答えいたします。防災訓練ということでございます。ここ数年でございますが、コロナ禍ということで、大きくまとまった防災訓練というのはなかなかできないというようなところがございます。ですので、令和4年度につきましても、消防団と地区住民での共同訓練ということをもた11月に実施する予定でございます。今回につきましては、消火器訓練というようなことを中心にしまして行う予定でございます。まず、初期対応というようなものが重要であるという認識がありますので、消防署等が駆け付ける前に、地震等によって起きた火災被害等が最小限で食い止められるというようなことで、そういうことを最優先に考えた訓練ということで、今年度は計画してございます。</p> <p>また、これは先ほど申された備蓄品等の関係でございますけれども、こちらにつきましても、今年、町の職員におきまして、総合センターのほうでその備蓄品につきまして確認と、あと設営訓練等も実施したいということで考えてございます。いざというときの対応が迅速にできるというようなことで、ちょっと計画をしてございます。今後、コロナですか、こちらが収束する段階になったところで、やはり全体的な町を通した防災訓練等を考えていきたいかなというふうに思っております。以上です。</p>
5 番議員	<p>今年度も消防初期消火というところで、去年と同じなのだなと思って伺いましたけれども、地区防災計画、既にあるところではそれをぜひ使って、</p>

最悪の事態を想定して訓練ができたらなと思いますし、またぜひ今後は支え合いマップ、個別避難計画も作成次第、そういうものもぜひ使いながら訓練をできたらいいのかなと思います。

最後に、10と11、これは一緒なんですけれども、自助共助のために行政が何ができるのかというところでちょっとお話をさせていただきたいと思います。ここまで進めさせていただきましたが、本当に、特に昨今、コロナ対応で職員の皆さん、追われる中で、防災対策強化しましょうよというのは、本当に大変なことだとは重々承知をしています。通常時の防災対策であっても、もちろん全てを行政任せになどということはありません。まずは自分の身は自分で守る自助が重要だと、どなたも頭では分かっていますが、実際はなかなか準備ができないのが現状なのではないかと思います。また、事情が困難な方への対応も、今回そこまで踏み込むことはできませんでしたが、お話ししてきたわけなんですけれども、いかに防災を日頃の生活に当たり前にしていくか。

防災業界では、普段できないことはまさかのときにもできませんよとよく言われるそうです。昨年、的埜議員も同じ趣旨で、地域のリーダーを養成する講座をとることを話されておりまして。ここが非常に重要だと思うんです。各地区、区長さんを初め、役員は入れ替わってしまいます。つまり、自主防災組織があっても実際の機能がどうなのか、区の防災担当者というものは固定をする必要があるのではないかと思います。県内でもまた、少なくない自治体で自主防災組織の強化に補助金をつけているところがあります。長野市では、いろんな資材への補助だけではなくて、区の防災訓練にも年10万円限度で補助をしているということがありました。小海町は集落支援金、また100万円戻りましたけれども、ありますが、そういうものを積極的に防災・減災対策にも使って、そういった自主防災組織づくりを強化していく必要があるかと思います。

防災担当、地区の防災リーダーはどうやって育成していくのか。小諸市では、14年前ですが、市長さんの方針で、各区から2名ずつ、1人は消防団員の方、もう一人は区からの推薦で、防災士という資格取得を全額補助したとのこと。防災士というのは、認定特定非営利活動法人日本防災士機構という団体が認証する民間資格、自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動を期待され、そのための十分な知識と一定の知識、技能を習得したことを求められた者と。今年8月末時点で全国の23万5,437名が登録、長野県でも3,174名の方が登録をされています。防

	<p>防災士の資格取得は、講座を受け、試験を受けて救急救命講習を受け、総額6万1,600円かかります。</p> <p>防災士の方がどういう活動をされるのかと。辰野町では30名で、辰野町防災士連絡協議会を立ち上げ、町から避難所データベースの作成などを受託、全避難所の見取図、施設利用計画、避難所立ち上げ計画の作成に当たったり、防災訓練で避難所開設・運営実践訓練などをされているとのこと。こういった、先ほど職員の皆さんで設営の訓練というか、備蓄品を確認したりということの計画あるとおっしゃっていましたが、町民のほうでも、こういう力が必要ではないかと思います。小諸市では、こういった資格を取っても、110名ほどが取られているそうですが、今現状、ペーパードライバー状態の方が残念ながら多いと伺いました。そうならないように、日頃からこういった辰野町のような組織をつくり、自主組織をつくって活動を日常的に取り入れることが大事だと思います。</p> <p>また今回、私も初めて知ったんですけれども、防災介助士という資格があることも知りました。細かいところまでは今回、その要介護、要支援者の皆さんについて踏み込んだお話できませんでしたが、議論をさせていただきました。そういう方への対応に焦点を当てて、いつでも起こり得る災害について理解をし、普段からどのように備えるか、災害時にどのように行動し、実践に結び付けるかを身につけるための学びということで、こちらは自宅学習を経て、実技教習と筆記試験、救急救命講習を受け、費用は2万7,500円ということです。こういった資格の存在を知れば、興味を持たれる方は少なくないのではないかと思います。費用は決して安くないので、町で助成をすると。県内でも確認できた限りですが、諏訪市や須坂市が3万円の助成をしているようです。</p> <p>私たち、議員研修、7月に防災の話を受けさせていただきました。まず、自分自身と家族を守ることが第一でありますけれども、本当に議員としてもどうやって町を守るか、町民の皆さんを守るかということを考えさせられています。こういった資格を皆さんとご一緒に取得できたらなということも思っております。資格取得への助成や、また先ほどお話ししました自主防災組織を強化するとともに、こういった資格取得者で組織をつくって行政や社協の皆さんと一緒に、誰一人取り残さない町をつくる、こういうことが必要だと思います。こういう構想を町長に伺いたいと思います。いかがでしょうか。</p>
町 長	まさに大規模災害に備えると、これは大変大切なことであり、そしてただ

	<p>いま渡邊議員おっしゃるように、自助共助ということがまず先決ではないかというふうに思います。それぞれ住んでいる場所、それから条件が異なるわけです。資格というものは、どこで何があっても力を発揮できるための勉強の礎ではないかというふうに私は思います。その資格ももちろん大切でございますけれども、その基となるものが地元の消防団であり、そして区長さんを初め、区民の皆さんの協力だというふうに思います。</p> <p>したがって、防災訓練等々、積極的に参加していただき、自助共助をまず進めることが大切ではないかというふうに思います。資格につきましては、まず、住民の皆様のは実態調査、それから希望があるかないかという部分も大変大切になってくるかと思えます。そして自らの時間を使って、そして資格を取ったからにはある程度の責任が生じてきます。そういった部分を十分にこれは研究し、精査し、その上で絶対に必要であるという結論に達すれば、それはやぶさかではないというふうに、ご提案のとおり考えさせていただきたいというふうに思っております。</p> <p>本日、ずっとこの防災についてご提案願ったわけですが、どれ一つも全部大切なことであります。しかし、この自然災害、いつ起こるか分からないという部分では、まず自らを守る。先ほど渡邊さんもおっしゃったとおり、自らを守り、そして日頃から防災に対しての意識を自分なりに高めておくということが大切ではないかというふうに思います。常設消防を含めた中で、消防団、それから各区の皆様、その皆様とのいわゆる防災に対する意識を高めることがまず第一ではないかというふうに思いますので、そういった活動を行政のほうも進めていきたいというふうに思っております。以上です。</p>
<p><b>5 番議員</b></p>	<p>ぜひ、調査研究もしていただきながら、一緒に取り組んでいきたいと思えます。こういったやはり日頃から防災意識を高めるということはなかなか各個人では、分かっているけれども難しいところがあると思えます。防災だけでなく、日頃の支え合いのまちづくり、魅力あるまちづくりにつながっていくために、いろいろなことを町民と行政、皆さんと一体となってやっていけたらと。</p> <p>今後、本間村上団地37区画の造成もあります。37区画といえば、私が住んでいる宿渡区よりも大きく立派なコミュニティーです。新しくその地域に来ていただいた方々も、今いらっしゃる皆さんと一緒に防災意識を高めて、それを日頃のお付き合いにつなげていく。学校での避難所開設の訓練で、生徒たちが運営を体験するという事例も、信濃毎日新聞2日付で載っ</p>

	<p>ていました。これもとてもいい試みだなと思って読んでいました。小海小・中学校も避難所指定をされている。子供たちは私たちにとって守るべき存在でもありますけれども、彼らの力もとても大きいと思います。大いに借りながら、本当に地域と一体になって、町民一人一人で、みんなで、誰一人取り残さない小海町をつくっていったらと思います。</p> <p>これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
議長	<p>以上で、第5番 渡邊晃子議員の質問を終わります。</p> <p>ここで、3時30分まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに15時15分)</p>
<h3><u>第9番 小池 捨吉 議員</u></h3>	
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(ときに15時30分)</p> <p>次に、第9番 小池捨吉議員の質問を許します。小池捨吉君。</p>
9番議員	<p>9番、小池捨吉です。通告に従いまして一般質問をします。よろしくお願ひします。</p> <p>まず、ヤングケアラーについて質問いたします。ヤングケアラーということは、私は今まであまりヤングケアラーについて知識も関心もなかったのですが、過日、阿智村で中学校の課外授業を視察した際、希望者ということでも参加できない人がいるかと聞いたところ、かわいそうだが、家庭の事情でとのことでした。そのとき私は深くは知りませんでした。そんな中、要はそのときにヤングケアラーというちょっとした言葉があったということでもあります。</p> <p>それで、ヤングケアラーになる背景ということで、いろいろあると思いますが、昭和20年後半というか30年に育った我々の子供のときと違いまして、現在は共稼ぎの世帯が増加し、少子高齢化が進み、家庭の経済状況の変化、そして地域とのつながり、隣同士のがつながりが希薄化している等、様々な要因がヤングケアラーにつながっていると思います。ケアラーやヤングケアラーは様々な負担をしていますが、社会的には認識されていないことが多いです。アンケートによりますと、ケアラーの言葉の認識度ということでありまして、知っている、ある程度は知っているという人が17.8%、聞いたことはあるがということ、この方が16.9%、全く知らないという人が65.4%とのことでした。私も新聞を見て知ったぐらいですが、誰もが自</p>

	<p>分の身に降りかかってこなければ関心が持てないということがよく分かります。特にヤングケアラーについては、一概に決めることはできないと思います。そういうことでもありますので、学校を対象とした調査報告書では、令和3年度に公表されたデータによりますと、小・中学生では5.7%、高校生では41%が、要は何らかの世話をしている家族がいると回答しています。この中で、家族の世話を毎日としていると回答した中高生は50%弱、1日に7時間以上と回答した中高生は10%いるそうです。</p> <p>もし、我が町にもヤングケアラーに該当すると思われる児童が見受けられるとしたら、学校と行政で連絡を密にし、サポートが必要と考えます。町として、小学校、中学校、また今までそのような子供の把握状況についてお聞かせ願いたいと思います。これは教育長ないし町民課長のほうでお願いしたいと思います。</p>
<p><b>町民課長</b></p>	<p>お答えいたします。ヤングケアラーということで、よく聞く言葉でございますが、法律の定義はございません。一般に、本来、大人が担うべきと想定される家事や家族の世話、こちらを大人に代わって日常的に行っているという子供のことでございます。</p> <p>小池議員おっしゃられましたように、今、小海町内での小学生、中学生等の該当者状況ということでございますが、町内の居宅介護の支援の事業所等におりますケアマネジャー、そういう方々に、仕事上の立場から家庭に入って介護のところ、様子を見ておられるということでございますので、その方々からの情報とか、そういうものを寄せられた中では、今のところ、そのようなケアラーをしている子供はいないというような形で情報は得ております。町へ情報提供していただいて、またそこに基づきまして、もし存在を確認した場合ですと、町として何かしらの対応、対策を講じていくというような体制を取っております。今、現時点では、報告件数というところではございません。以上です。</p>
<p><b>9番議員</b></p>	<p>では、町民課長は小学生、小海としてはいないということではありますが、いなければ非常にいいことだと思っております。</p> <p>その中で、18歳未満のヤングケアラーということで、これは今、学校へ通って、授業を受けて、友達と交流するのが重要な時期であります。学校の欠席、それから宿題が十分できない、部活も参加できないというようでございますと、仲間から無視される傾向があります。小海町は違うと思うのですが、最低でも学校を休むことなく、宿題もでき、子供らしい生活が、100%とは言わないけれども、できる支援方法を学校と連携してリストの</p>

	<p>作成をする必要があろうかと思いますが、今のところ小海はいないということではありますが、この辺の考え方、もし何かあったらリストはつくれるかどうかということをお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。</p>
町民課長	<p>お答え申し上げます。現状、ヤングケアラー等につきまして、学校との連携等ということで、改めて場を設けているということは今ございません。ですが、町の保健師や担当している担任の先生、もしくは養護教諭との情報は共有しておりますので、その中で、学校でするのでヤングケアラーの問題以外でもいろいろと問題を抱えている生徒さんや児童さんは多いので、そういう問題等も含めまして、ヤングケアラーに関しての情報については共有していっておるということでございます。その中で、適切な対応を学校側、町側で取っていくということで、今考えてございます。</p> <p>今、リストということでしたが、町としましても、今、ヤングケアラーということでの生徒・児童はおりませんのでリストは作成してございません。出てくるというか、発生するようでありましたら、またリスト等を作成していくというような状況になろうかとは思っております。以上です。</p>
9番議員	<p>今、町民課長も再三にわたって、そういう方はいないということでもあります。この問題は、世間一般から見た場合、例えばそういう状態にある子供でも、あの子は家族の面倒見がいいとか、優しい子だとかということで処理されるでしょう。家も家族も近隣周辺の方も気づかない傾向が非常に見受けられて、なかなかこれをヤングケアラーだと気づくのは難しいというような状況だと思います。ヤングケアラーには様々な状況が考えられますが、家族の代わりにとか親の代わりに介護を担わざるを得ない状態であろうと思います。</p> <p>そこで、もしそういう子供がいるとしたら、家族には何をサポートすれば、この子供のケアラーが軽減されるかを考えたサポートリストも必要かと思いますが、行政として何か手助けをできるような方策はないかということですが、いかがでしょうか。</p>
町民課長	<p>サポートということでございます。小海町といたしましては、都市部の市町村と違いまして、包括支援、教育委員会、社協ですとか民生委員というような形で、ここら辺の連携を取っておりますので、各区においてほぼどういう状況かなどというのは目が行き届いているのではないかというふうには考えてございます。ですので、その中で家庭を訪れていただいた中で、そのような事例が発生するというのであれば、やはり町としてもそ</p>

	<p>れなりの対応、対策ということを取っていかねばいけないということでございます。</p> <p>先ほどから申されているように、確かに家族が核家族化が進んでおりますので、その家庭実態を見据えた中で、やはり学校生活というものに支障が出ないようなサポートということをも町としても行っていきたいというふうな形で考えてございます。以上です。</p>
9 番議員	<p>それでは、一つあれですが、ケアラーをしている家族状況ということで、これはデータということでもありますけれども、家庭状況では母子世帯が非常に多いと。それから、あとはパートとか派遣社員ということで、大体子供がケアラーしているのは54%がそういう世帯だということでもあります。そのしわ寄せが子供に来ているという公図であります。子供が多く世話をしている相手ということで、これも、その子はよく家のことを手伝うというようなことで処理されていると思いますが、世話をしている相手ということで、それは祖父母の関係、きょうだい等が非常に多いということでもあります。</p> <p>それで、いろんなデータを見ますと、世話をしている一番多いのは、何をやっているかということ、家事ということで、掃除、洗濯の関係、それからきょうだいの世話もしているということで、特に小さい子、小学生とか中学生の場合は見守りというのが非常にあるということで、これは多分、祖父母とか認知症とか、そういうしているのが該当されると思うのですが、見守りが、68%ぐらい見守りをしていると。そうすると、家へ帰っても、子供が外へ行ったり、いろいろで遊べないというような状況があるということが、データの中では出ていますということです。</p> <p>こんな中で、これらの中身をよく精査して把握して、社協を初め、その辺と連携を密にして、この辺もそれなりのリストをつくって、ヤングケアラーの軽減につながればと思いますが、非常にこの辺は個人情報やいろいろあると思いますもので難しいと思いますが、その辺の考え方はいかがでしょうか。</p>
町民課長	<p>やはり個人情報等もありますので、なかなか把握するということも難しい部分がございますが、先ほど申しましたように、学校等の連携を密にしたりとか、あとは地域での民生委員さんや、そういうケアマネジャーさん、そういう方々の情報を収集した中で、そういうところの早期発見ということで体制と取っていきたいというふうには思っております。以上です。</p>
9 番議員	<p>今までちょっといろいろ質問した中で、一番は、リストがどうだとか何と</p>

	<p>かということですが、この辺、一番、教育長としてはどんなふうに、学校と連携とか、そういう中では思っていますか。</p>
<p><b>教 育 長</b></p>	<p>教育委員会は、学校サイドから毎月1回、定例的な報告あります。そういった中で、気になるお子さんですとか、家庭との関係に関しても、細かいデータで上がってきます。例えば育児放棄という言葉が出てきたりですとか、虐待を受けているというようなケースの言葉もあります。そうした中で、現在、町民課長が答えたように、ヤングケアラーに関しては情報は上がってこないということであります。</p> <p>当然、例えばそういう情報が仮にあったとすると、町では要保護児童対策地域協議会という、長部局で管轄しておる会議がございます。そこには学校関係者、教育委員会、保健師、子育て支援課、児童相談所、それから保健福祉事務所、場合によっては警察、そういった大きい組織がございます、極端な言い方すると、問題を抱えている、いろんな問題を抱えていると思うんですけれども、そういったお子さんで、どうしても当事者同士だけは解決しにくいといった問題、そこに行政も絡んでいろいろ意見を出し合っただけということになるかと思えます。</p> <p>例えばの話で、ヤングケアラーがいたらという話もあまりしたくないんですけれども、町民課長が言ったように、こういう田舎であって、おじいちゃん、おばあちゃんがいる家庭もあり得ることになれば、先ほど議員さんがおっしゃられた母子家庭でというようなお話ありました。多分、想定されるのは母子家庭で、お母さんが夜勤までやっていて、小学校高学年の子供が、例えば小学校低学年の子供の学校から帰って、もしかすれば次の日の朝飯まで食べさせなくちゃならないような状況、それは確かにもうヤングケアラーという状況にはなろうかと思えますけれども、例えばそういったケースになっても、まだ一生懸命働いて家族を維持しようとするお母さんもおいでかと思えます。極端な話、そこまでいかずに育児放棄というふうなケースになってしまいますと、もうこれは児童相談所に入っただけで、施設という言葉も考えなきゃならないような状況も、当然行政は覚悟しなければならぬというふうになっています。ただ仮定の話で、というのは、やはりまだこの段階、町民課長も言ったように現状を把握しておらないという、小海町には、私も言ったように、学校から上がってきておらないという状況ですので、その辺の状況を承知していただいて、今後そういったケースがあれば、今言ったような組織がきちっとありますので、協議していくことは必ずやっていきます。以上です。</p>

<p>9 番議員</p>	<p>今、教育長のほうから具体的な話ありましたもので、それはそれとしまして、一番は、学校での学習とか宿題の遅れが、小学校で遅れて中学校でも遅れると、高校進学とか、その辺に大きく影響します。人によってはどうか、子供によっては勉学の意欲をなくすことも考えられます。これによりまして、将来貧困につながる傾向があります。このことを早く気づき、早めに手を差し伸べるのが大切だと思っております。ややもすれば、将来、町の財政にも影響するようなことも考えられます。</p> <p>ケアラー支援については、地域包括支援センターだけでなく、支援について、ケアラーを理解する人材の育成が必要と思います。この中で、人材の育成の、ケアラーを受けたいという中身は何かというと、一番多いのが相談できるスタッフや場所があればいいと。それで2番目は、信頼して見守ってくれる大人がいればありがたいなど。それから3番目は、宿題や勉強のサポートをしてくれる人がいればいいと。4番目は、病気等の分かりやすい説明を、その子供にもしてもらえればありがたいと。あとは、要はサポートしてもらって自由時間が増えることがありがたいというようなことであります。それら等を加味した中で、町としてあらゆる組織の知恵を出し合って、全国的に先駆けた対策を望みますが、この辺は町としてということで、町長、その辺はどのように考えますか、全体を通した中で。</p>
<p>町 長</p>	<p>先ほど来、ヤングケアラーということで、教育長、それから町民課長のほうでお答えしたとおりであります。小海町には、まだその事実がないということでもありますけれども、今後発生する可能性はゼロとは言えません。そのときにはそれなりの対応をしっかりとっていくということであるというふうに認識しております。</p>
<p>9 番議員</p>	<p>ありがとうございました。いずれにしろ、ヤングケアラーについては今後もできる可能性もありますもので、その辺を考えた中で対応してもらいたいと思います。</p> <p>次に、住宅リフォーム助成事業についてお願いいたします。この事業も開始して10年目を迎えたと思います。利用件数も増えてきておりますが、今まで利用した方、今後利用したいと考えている方の意見を聞いてみますと、事業を始めた頃と現在では、お金の価値が違ってきていますと、増額できないかという声が聞こえます。できれば、店舗新築等の助成事業の半分ぐらいはほしいとの話が手で来ます。</p> <p>この制度の目的は、町民の住環境の質の向上、地域経済活性化及び子育て世帯への支援ということであります。要するに、住んでいるところが安住</p>

	<p>であり、快適な環境であり、地域経済の活性化は地産地消で、町内商店も職人も町内にあるものを有効に使い、なおかつ少子高齢化に歯止めをかけたいということかと思えます。そこで、最初に資料要求をしましたもので、この資料について説明をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。資料つづりの6ページをお願いいたします。小海町商工会住宅リフォーム助成事業の実績ということでございます。令和元年から3年度までということで記載がございました。3年度の欄をご覧いただきたいのですが、こちらは件数につきましては、決算説明資料にも掲載されているとおりでございます。総工事費がありまして、これは実際の事業費、そして2段目にありますのが1,092万8,000円、これが補助額ということでございます。右の欄には件数と金額ということでして、補助金の額の集計でございます。内装につきましては61件、678万3,000円というふうになっています。その下の率につきましては、全体の補助額に対して、この内装部分がどれくらいあるかということで、どの年につきましても、大体内装を修繕等をしているということでございます。内装、外装、太陽光、下水道、そして一番右が中学生以下の同居世帯数ということです。15件ということです。あと下に、令和2年、元年というふうに記載がございました。以上です。</p>
9番議員	<p>ありがとうございました。今聞いたとおり、件数も増えているし、金額もかなり、前よりは伸びているということがうかがえます。そこで、この制度、事業概要についてちょっと3件ほど確認したいと思えますもので、よろしくお願いいたします。</p> <p>一つは、このリフォーム事業実施の中で、事業概要ということでありまして、地域経済の活性化と住環境の質の向上、子育て世帯の支援を目的とし、町民の皆さんが行う事業者による住宅リフォーム等の費用の一部を助成します。ここまでは同じですが、その下の注意ということで、昨年度より、前回補助金を受けられた方も2年目であれば助成が受けられますということは、1年置きに助成は受けられるという解釈でいいのでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。住宅リフォーム助成補助金につきましては、当初、制度の始まったとき、23年度、直接町が申請者に補助という形を取っておりましたが、平成27年から商工会が窓口となって、その商工会が実施する事業に対して町が補助するという方式になっております。それで、平成28年度から、2回目の申請も可能となったということです。これにより、続けて</p>

	は駄目なんですけれども、1年置きに繰り返し利用できるということになって、今現在運用しております。以上です。
9番議員	それでは、1年置きにできるということでもありますもので、ありがとうございます。それで、今度は、申請できる人ということで、これも米印で注意書きがありまして、昨年度から申請書の提出は工事を施工する業者によるものとするということでもありますもので、これは業者一任ということで、発注者は関係ないという理解でよろしいですか。
産業建設課長	これも申請窓口での商工会の関係にはなるんでございますが、やはりいろいろ継続してみて、こういう内容のものは対象になるか、これはならないか、現場での判定というのが、受付での判定というのがなかなか困難になる場面もございます。そういうところで、関わる事業者さん、町内の業者さんですけれども、工事内容、これはこのように実施して幾らだというような細かい打合せもできますので、それによって申請を行っていただいているという状況でございます。以上です。
9番議員	分かりました。要は、簡単に言うと業者一任でいいという解釈でいきます。それから、ちょっともう一つお願いしたいんですが、対象となる工事ということで、個人の住宅の増築、修繕、模様替え、それから補修及び設備改善工事ということですが、補修及び設備改善工事というのは、極端に言うと、例えば流しを交換するとか、給湯器を交換するとか、これも該当するというところでよろしいでしょうか。
産業建設課長	おっしゃられるとおりに該当になります。
9番議員	ありがとうございます。この設備改善ということで、ここのところがちょっと疑問があったもので、要は町民というか、区民に私が直接聞かれたもので、これは何だということでありましたもので聞きました。次に、この補助金の限度額について伺いますが、私はこの制度ができたことも考慮し、町民に広く活用していただくため、対象工事20%を30%にできないかと。それから、最高限度額20万円を50万円ぐらいにできないかということをお願いしたい。中学生以下が同居では、今、25万円を75万円ぐらいに引き上げてはどうかということでもあります。昨今ですが、先ほどもあれしましたが、お金の価値が目減りしています。経済が回復しても物価高は現状維持で収まると考えます。増額の改定を考えていただきたいが、この辺はいかがでしょうか。
産業建設	お答えいたします。この資料の3年度の決算も見ていただきたいんですけど

課長	<p>れども、この制度、住宅建設等に関わる町内の事業者の活性化を目的にスタートしたということをございまして、令和3年の決算でも、総工事費のところ、1億1,600万円の事業が町内の事業者の手によって行われたということで、一定の効果があると言えます。また、申請者側からの観点でも、長く生活をしていく住宅でありますから、長期にわたりまして修繕工事というのは必要になっていくと思います。一度きりではなく2度も3度も利用できる仕組みに変更がされましたので、確かに1回あたりは20万円、または25万円ということなんですけれども、何回もできる、そういうことを考えますと、上限なしというような考え方もできると思います。いずれ窓口である商工会に寄せられている声をよくお聞きしながら、現在の制度、十分に利用していただきたいと思いますと考えております。以上です。</p>
9番議員	<p>いずれにしろ、産建の課長はこの金額を変えることはちょっとということらしいけれども、いずれにしろ、こうやって実際リフォームをしたりいろいろしますと、一般のところ20万というのはちょっと少な過ぎるなど、できれば金額を上げていただきたいということが町民の本音でありますもので、その辺も考慮した中で、要は予算編成のときに考えていただきたいということでもあります。</p> <p>これは私の独断と偏見の考えですが、予算については、平成30年度主要決算調書ということで、これは主要決算調書のときは1,121万3,000円ということでしたが、今回のこれを見ますと、平成3年度、1,121万3,000円ということで……、ちょっと待って、これが予算でもって、決算のほうはかなり上がっているということでありまして、これはそれなりに仕方がないと思いますが、町の年度予算、大体これは今までは1,000万前後でやっているとありますが、私としては、4,000万ぐらいの予算で組んでいただければと思います。限度額を上げることで、関係する商店とか大工職人を初め、あらゆる関係する職人が潤います。これを考慮して助成金の増額を強く要望しますが、これは町民に貢献できる施策と考えますもので、ぜひ上げていただきたいということではありますが、最後にこれは町長、どのようなあれでしょうか。とても上げることはできませんかね。</p>
町長	<p>全ての施策は町民益あつてのことをございます。したがって、リクエスト等々をよく精査した上、それから商工会とも連携しておりますので、その辺の意見も拝聴した中で進めていきたいと思ひます。</p>
9番議員	<p>いずれにしろ、商工会の関連もあろうかと思ひますが、商工会にも、予算</p>

	<p>はまちの予算を出してやるということでありますもので、その辺を考慮した中で考えていただきたいと思います。いずれにしろ、最終的には町民が潤うというか、町民のためにやっていただくということで、ぜひ考えていただきたいと思います。</p> <p>これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>以上で、第9番 小池捨吉議員の質問を終わります。</p>
<p><b><u>第6番 的埜 美香子 議員</u></b></p>	
議 長	<p>次に、第6番 的埜美香子議員の質問を許します。的埜美香子君。</p>
6 番議員	<p>第6番、的埜美香子です。本日、最後の一般質問ということで、もうしばらくお付き合いいただきたいと思います。それでは、早速、通告に従いまして、一般質問に入っていきたいと思います。</p> <p>1番目の世界平和統一家庭連合との、旧統一教会との関わりについてということでお聞きしていきたいと思います。安倍元首相の銃撃事件から2か月がたとうとしています。銃撃事件を機に、安倍元首相を初めとする自民党国会議員と旧統一教会との関係についてが次々と明るみになり、教団と政界の癒着が大きな問題となっています。おとといだったかの信濃毎日新聞の一面にも、自民党国会議員146人が、現段階出で、教団と接点があったと。また、自民以外にも38人、国会議員の接点が明らかになったと報じています。県関係議員も、井出庸生議員を初め4名の名前が挙がっております。</p> <p>まず初めに、町長はこの問題をどのように捉えておられるかお聞きしたいと思います。お願いします。</p>
町 長	<p>私自身にも各メディアから取材がございました。その後に、私は旧統一教会との関係は一切ないというご返事をしております。認識とすれば、高額な寄附を強要されたり、それから合同結婚とかいう様々な、これは人道に反する部分がかかなりあったかというふうに思います。こういったものは、政治と週休、政教分離というものは基本でございますので、もしその供与があったということが認められれば、これは非常にまずいことではないかというふうに思います。以上です。</p>
6 番議員	<p>町長自身と旧統一教会との関係は一切なかったと、今おっしゃられました。</p> <p>それで、この問題ですが、何が問題なのか、今、町長のほうから政教分離</p>

	<p>のこともありました。旧統一教会は、靈感商法や集団結婚を初め、巨額の消費者被害、また家族の不幸につけ込み、多額の献金を集めるなど、社会的被害をもたらしてきた反社会的カルト集団であるということ。そして、政治家が、政党が、その反社会的カルト集団の広告塔となり被害を拡大する役割を果たしてきたという、そういうことが大問題であります。町長、そのことはいかがお考えでしょうか。</p>
町長	<p>私自身、正直なところ、ぴんとこないというのが実情でございます。様々な報道の中で語られていることは、これは決して許されるものではないという部分があるかと思いますが、それぞれどういったことで関わりを持ったかあるいはその後の経過については私が、いわゆる存ずるところではない部分が相当あります。しかし、報じられている部分につきましては、これはいかなものかというものがかなりあるということを確認しております。</p>
6番議員	<p>町長はぴんとこないというお話でしたが、政治家との癒着や関わりが地方議員や自治体の市長にまで及んでいることも分かりました。そういったことから町長にもお話があったんじゃないかなと思います。</p> <p>協会関連団体のイベントに参加したり、メッセージを寄せたり、選挙支援を受けたりとか、佐久の柳田市長も旧統一教会の機関誌「世界日報」の取材に応じたことや、サイクリングイベントで表敬訪問を受けたことが問題になりました。そして、長野市社会福祉協議会が世界平和統一家庭連合から布マスク700枚の寄附を受けたことも、つい最近それも報じられました。町長自身は協会と一切関係ないとおっしゃられましたが、町や町関係の団体とこれまで関わりはなかったか、そういった関係で実態調査はされたかということをお答えいただきたいと思います。</p>
町長	<p>私の中では、そういったことを報道関係に伝えました。その中で、町関係のことをちょっと調査をさせました。長野県は、例えばクラウドファンディングとか、ウクライナのプロジェクトという寄附をし、世界平和統一連合長野家庭教会からの寄附をしまして、それを返還されたと県のホームページに記載されましたが、我が町におきましては、私も町も、そういった事実は一切ございません。</p>
6番議員	<p>実態調査のほうをされたということで、今きっぱりなかったとお答えいただきました。</p> <p>統一教会と表裏一体の組織として国際勝共連合があり、安倍元首相らが主張していた改憲案にそっくりの主張をし、ジェンダー平等を攻撃してきま</p>

	<p>した。そして、選挙では自民党を応援してきました。自民党側には政治的な利用価値があり、教団の側も広告塔として利用し、持ちつ持たれつの関係でやってきたと。その結果、深刻な被害が広がってきました。この間の相談件数、例年の倍以上になっているとのことですが、町でも被害相談は来ているか、また相談窓口は設置しているでしょうか、お願いします。</p>
総務課長	<p>お疲れさまです。相談の窓口、これは人権だとかコロナ、そういうものと同じでありまして、窓口は町民課のほうで対応させていただくということになっております。以上です。</p>
6番議員	<p>先ほど町長はぴんとこないということでしたが、私、この問題はやっぱり深刻に受け止めて、町での被害状況もしっかりとつかんでいただき、国へしっかりと救済措置を取るよう求めていただきたいと思います。</p> <p>統一教会と自民党との関係が、半世紀に及び被害を拡大させてきました。今、国葬のことも問題になっています。国民は反対の声が多い。費用のことも、先ほどニュースで15億と、そういうことも言われたわけですが、そういう費用のことも問題ですが、安倍さんの銃殺事件で問題が明るみになった旧統一教会の問題、安倍さんが深く関わってきたと言われていいます。だからこそ、この問題を曖昧にしないで、しっかりと究明してほしいと思います。そして、モリカケ・桜も解決していない、そういうことの国民の声ではないでしょうか。岸田首相の会見もありました。この問題を口先だけのおわびではなく、問題点をはっきりさせて、政府、自民党として責任を持って調査することが被害の救済にもつながると思います。政治家や政党がそのような団体と関わりを持つことは団体の広告塔となることを意味し、一層の被害拡大へとつながると思います。一切の関係を持つべきでないということを併せて国へ上げていただきたいと思いますことを強く要望いたしまして、次の質問に映ります。</p> <p>2つめの質問です。町の行政運営についてということで、長期振興計画に基づいた予算立てになっているかということで、あえて施設整備計画等というふうに書かせていただきました。町の行政運営の基となるのが、言うまでもなく町の総合計画、長期振興計画だと思います。町の総合計画や分野別の基本計画策定の段階において、審議会には議員の代表が入っていますし、議会にも説明があり、議論をして基本計画が定まり、それを基に個別事業が施策として計画案、予算案という順番に議会に提案され検討を重ねる、以前からそのような流れで行政運営が進められてきたと思いますが、それは今も変わらないと思いますが、いかがでしょうか、町長。</p>

町 長	<p>長期振興計画、町の運営を主としてつかさどるものだと認識しております。しかし、そういったものは年によって、あるいは大きな災害、それから町民の意見、それから時代の流れ、そういったものに即応したものに、対応していなければならないというのが基本だと認識しております。そういった中で、5年ごとの大きなものは、やはり全ての意見を取り入れた中で決めているわけですが、一つ一つのものは私は生き物だと思っております、その都度、その都度、変わっていくものであると。そのためにローリングというものがあるかと思えます。基本的なものはのっとっていく、それから突発的なものが起こったときにも、これは対応をしなければいけないというのが行政でございます。町民本位の行政を進めるためにも、そういった意見を数多く拝聴し、進めていくのが基本ではないかというふうに認識しております。</p>
6 番議員	<p>年によっては災害等、時々に合わせていろいろその都度変わって行って、その都度変えていくと、ローリングというものがあるのではということですが、しかし、このところの予算編成を見たときに、しっかりと長期振興計画に基づいて予算が立てられているのか、事業計画が先で、それに合わせて長期振興計画、ローリングで、今、ローリングという話もありましたけれども、後づけされたりということも見受けられます。特に公共施設の整備事業に関しては、唐突に提案されることが多いというふうに私は感じています。例えば町営住宅の建設については、ローリングでころころと変えてきています。緊急性があると言いながら立ち消えたものまであります。長期振興計画の重みをどのように考えておられるか、その辺は町長、いかがでしょうか。</p>
町 長	<p>令和4年度の予算ですと、長期振興計画に挙げられている201の事業のうち189事業、率にして94%が予算化をしております。そういった上で、その上に行うと。例えば町営住宅におきましても4棟の建設をし、即いっばいになるというような実情でございます。町営重苦も不足しているのが現状であるということを踏まえますと、それはただの思いつきというような認識をされては困るわけでございます。したがって、基本構想にありますように、「生きがいと活力を育み、産業に魅力のあるまちづくり」、「思いやりと健康に満ちた元気なまちづくり」、「人と文化を育み、心豊かなまちづくり」などを柱に、基本計画にあります施策を進めていております。</p> <p>いずれにしましても、議員の皆様には予算審議において、各事業についてご審議をいただき実施をさせていただいているのが実情でございます。し</p>

	<p>たがって、議会の不明なもので予算を動かしているということは一切ございませんので、その都度、相談をさせていただいているというのをご認識願いたいと思います。</p>
6番議員	<p>基本構想にのっとなってしっかりとやっているということです。それで、94%が、令和4年度で見て予算化してきたということですが、途中途中でいろいろ急なことが私はあったように思います。今、議会に提案されています令和4年度の補正予算の総合センターの調理室の改修工事やひまわりの改修工事についても、長期振興計画では示されていません。確かに、第6期障害福祉計画のほうでは、通所施設の充実や社会参加の促進、また相談支援体制の充実など、課題と施策内容として示されています。この計画を基に、長期振興計画にしっかりと盛り込んでいくのが順序だと思いますが、その辺はいかがお思いでしょうか。</p>
町長	<p>おっしゃること十分分かります。そういったものは基本でございます。しかし、いろんな施策を進めていく中で、緊急に必要なだ、あるいはいち早く必要だというものが生まれてくるのは事実でございます。そういったものの対応につきましては、議会と相談させていただき、ぜひ実行していきたいというふうに思っております。</p>
6番議員	<p>先ほど町民課長のほうからもありましたが、昨年度から障害者福祉施設等検討委員会が設置されました。そして、今年度も予算上では検討委員会が2回行われる予定になっていると思います。その報告は受けていませんが、検討委員会で、今回の改修工事に関しては検討されたでしょうか、お願いします。</p>
町民課長	<p>検討委員会のほうについては、今回の改修については検討はいたしておりません。以上です。</p>
6番議員	<p>障害者福祉施設等検討委員会ということです。検討委員会も開いていない、長期振興計画にも載っていない。では、一体この計画はどこで計画がされたのでしょうか、お願いします。</p>
総務課長	<p>障害者福祉施設等検討委員会、この検討委員会には提出してございません。いろいろな建設工事、修繕工事を行うに当たり、言葉が失礼かもしれませんが、その都度、検討委員会にご協議いただくような形ではなく、まず必要かどうか、そういう中で、スケジュール的には、まず前の年に長期振興計画のローリング、見直し、これを10月から11月頃実施をし、そして当初予算の予算編成を12月から2月頃行います。そしてその後、いろいろな状況の変化、先ほど町長が申しあげました状況の変化によりまして必要</p>

	<p>だ、そういうものについては補正予算で計上をさせていただく、そして町民の皆様のご理解を得る、これは議会制民主主義であります町民の皆様のご代表であられる議員の皆様方に補正予算を通じてご審議をいただく、そういう形態を取っておる、それが現実でございます。以上です。</p>
6番議員	<p>この間、ひまわりさん、NPOを立ち上げたいという話から、いろいろな障害をお持ちの方のいろいろなニーズに応じていきたいと。そのためには、就労支援をB型を入れていかなければならない、また相談支援も必要だと、そのために指導員も増やさなければなりません。その中で、ひまわりを社協に委託をし、そういう体制を整えてきたと思います。通所者の増員が課題になっています。それは前からです。障害者福祉計画のほうでも書かれていますし、先日の議員質疑の中でも、手狭になってきて、現状のニーズに対応したいと、今もやっぱり急なことに対応したいと、そういう話です。私、それは分かります。理解しているつもりです。しかし、私、議員質疑の中でも述べましたが、前回の改築のときも、就労Bの受入れや相談事業の充実、そういったことを見込んで改修工事をしたと思います。今回また手狭になってきたと、じゃ、また増えてきたら、今後またそのときに、その都度考えるのでしょうか。その辺どうお考えでしょうか、お願いします。</p>
町民課長	<p>お答え申し上げます。その都度ということではございませんが、増減、その他の推移を見た中で検討していくということにはなるかと思えます。増えたから、また今度は増築するよというところは、また検討の余地があるということでございますので、またその場面、場面で、今回のような検討をした中で、また協議をして決めていきたいというふうには思っております。</p>
6番議員	<p>場面、場面で対応していくと、そういうことが果たしてよいのかということですが、障害者福祉計画のほうでは、新施設の設置や地域活動支援センターの複数設置ということも施策内容として書かれています。今回、そういう検討もされたでしょうか、お願いします。</p>
総務課長	<p>ひまわりの改築、これにつきましては、実際に通所をされている方、この皆さんが不便をされている、そして時に直して、継ぎ足しのようなことを常にとりご指摘でございます。それは避けるべきだということは承知しております。ただ、相手が障害をお持ちの方であります。どういうことかといいますと、あした行くところが変わる、そういうことで、既に前の晩、熟睡ができなくなる、そういう精神的な不安を抱えた皆さん、そうい</p>

	<p>う皆さんでありますから、行った先でお昼を食べるところが極端に狭くなっちゃったとか、いろいろな状況の中で対応して、そして迎え入れたい。そして、町としてはそのままやっていけるのか、それとも、新しい場所と言えどもまた語弊がありますが、何らかの形を見いだしていかなければならないのか、そういうことをしっかり検討していく、そういうことになると思いますが、今回は状況を判断した中で予算計上をさせていただいているという状況でございます。</p>
6番議員	<p>今おっしゃられた、通所されている皆さんが、今不便されているということも分かりますし、今おっしゃった、障害をお持ちの皆さんへの対応も、私、分かります。しかし、私が言いたいのは、将来を見据えた計画になっているのかということでもあります。総合センターの話はちょっとあれですが、総合センターの在り方そのものも、私、見直しの時期に来ているんじゃないかなというふうに思います。あれだけのホールがあって、言ってみれば、そのために今の利用の仕方しかないのであり、しかしながら、現況は、北牧楽集館もでき、会議室はもちろんホールも、今は集会での利用はほとんどされておらず、予防接種だとか健診に使っていることがほとんどです。そして、先ほどもありました防災の関係、そういったことに使われています。今後、総合センターを今の形で使っていく、そういう予定でしょうか、お願いします。</p>
総務課長	<p>総合センターを今の形で使っていくかというお話であります。北牧楽集館もあるということではありますが、小海町の中にホール、講演会ができるようなホール、そういうものは総合センターしかございません。そして、北牧楽集館は体育館はありますけれども、そこではちょっと場がずれてしまうというか、そういう催し物もあると思います。例えば何かの講演会、そういうときにやはりホール、どこの町村というか、南佐久郡下それぞれのところにせり出すような大きいホール、そういうものが準備をされている。だが、今のこの段階でそういうものを改めて検討をして建設をする、そういうことが必要なかどうか、今あるものをしっかり使っていく。そして総合センター、保健センターも併設をしております。そしてやすらぎ園、福祉施設も庭を挟んで反対側にあります。そういう立地条件も絡めた中で、有効に使っていきたい、そういう考えでありますので、またいろいろの審議会、そういう中でご議論はいただきたいと思っておりますが、基本的な考え方としてはそのような形でございます。</p>
6番議員	<p>総合センターの屋根の改修のときにも、そういった議論はあったと思いま</p>

	<p>す。今あるものをしっかりと使っていきたいと、今、総務課長がお答えいただいたような、そういう議論ありました。そういうことも、また急にとすることはもちろん無理だと思いますが、しっかりちょっと今後の在り方というのは考えていかなきゃいけないかなと思います。</p> <p>先日の議員質疑のときも、調理室も、料理教室にはほとんど今利用していないという、そういう説明もありました。であるならば、そういった利用は今北牧の体育館という話もありましたけれども、やっぱりホール関係、北牧のほうに、私は利用を移して行って、障害者の就労支援とか、そういうことが今回の改修の目的であるならば、そういう目的として、私は整備すべきではないかと考えています。ひまわりの施設も将来を見据えて広げる必要があるならば、例えば加工室も不含有て作業所を総合センターに移すことは無理なのか。先ほどの質問ではないですが、グループホーム、これは長期振興計画、4年度調査費として載っています。そして、ひきこもり対策も障害者計画のほうで課題になっています。そういう方たちの働き場所として、以前、加工所という話も、そういう話でした。また、全然別のところになります。加工施設も備えた作業所の建設、そういったことも無理なのかということも探っていただきたいと思います。例えば、JAと土地交換した馬流の倉庫跡地利用、先日の議員質疑では消防団の詰め所だとか、住宅だとか、まだ決まっていないということでありましたが、今、ひまわりを広げる緊急性があるならば、あの場所に思い切って建てるといふことも、私はありじゃないかなというふうに思います。そういう検討を今後されていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p><b>総務課長</b></p>	<p>そういう検討ということでもあります。やはり何をやるにも選択肢は多い方がいいわけであり。そういう状況の中で、今発言されたようなことも踏まえて、計画立案、実際にできるかどうか、そういうことは大変大きな問題であります。そういうご意見もあるということ踏まえた中で、長期振興計画へ盛り込んでいく、そんな形で検討していきたいと思いますが、やはり馬流の土地につきましては、今の段階ですと消防の詰め所の、詰め所はあるんですけども、その駐車場として十何台と集まったときに、既にあの場所を止めさせてもらっているというような状況もあるようですから、議案質疑の際、そのような説明をさせていただいたという内容でございます。</p>
<p><b>6番議員</b></p>	<p>今、課題として、児童館の手狭も問題の一つです。子育て支援センター、また子育て相談、先日結婚相談の会議の中でも、結婚相談所の場所の問題</p>

	<p>もありました。また病児保育など、町民の要望に応えられるような施設全体の計画の見直しをしっかりと立てる時期に、私は来ているんじゃないかなというふうに思います。単発的に整備を重ねるのではなく、もう少し長期的に見て、総合的に町の施設計画をしっかりと立てることが必要ではないでしょうか。町長、いかがでしょうか。</p>
町長	<p>ごもっともでございます。そういったものを即した中で、今できることを最大限に活かしてやっていくということが必要だと思いますので、それを遂行してまいります。</p>
6番議員	<p>施設で言えば、今、アルルも含めた駅前検討も、なかなか結論が出ないまま検討が続いています。人口減少の時代、システムの転換の時期に来ていると言われていています。公共サービスのコンパクト化や多機能型、公共施設や住宅や農地も含めた町のリニューアル化など、利活用や転換が求められています。先ほども農地の利用の関係や森林の、100年の森構想じゃないですが、カラマツの利用など、そういった提案もありました。今日は多岐にわたっての質問や提案、ほかにもありました。町全体の将来を見据えた総合的な構想をしっかりと立てていただき、長期振興計画に落とし込み、その中で施設整備計画も、先をしっかりと見据えた形で立てていただきたい。そして町長も言われるとおり、町民目線に立った、やはり町民参加でまちづくりを、町全体のまちづくりを進めていくよう重ねてお願いを申し上げます。私の一般質問を終わりとしたいと思います。</p>
議長	<p>以上で、第6番 的埜美香子議員の質問を終わります。</p>
<p><u>○ 散 会</u></p>	
議長	<p>以上で、今定例会の一般質問は終了いたしました。</p> <p>なお、今後の予定といたしまして、明日、7日午前10時から現地視察を行います。視察箇所については、親沢ぶどう畑、総合センター、地域活動支援センターひまわりです。服装は作業着で、必要な方は長靴を持参してください。</p> <p>これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">(ときに16時37分)</p>

<b>令 和 4 年 第 3 回</b>	
<b>小海町議会定例会会議録</b>	
「第 17 日」	
*	開会年月日時 令和4年9月16日 午後 2時00分
*	閉会年月日時 令和4年9月16日 午後 3時25分
*	開会の場所 小海町議会議場
<b>会 議 の 経 過</b>	
<u>○ 開 会</u>	
<b>議 長</b>	<p>皆さん、こんにちは。令和4年第3回定例会最終日開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。本定例会招集日のあいさつにも触れましたが、この半月の間にコロナをめぐる情勢は大きく変わろうとしています。県は13日に医療非常事態宣言を解除し、東京都ではコロナウイルス感染者の全数把握を取りやめ、そして国はBA1対応のワクチンの接種を20日から始め、年度内の接種完了を検討し、今私達が接種を受けているBA5ワクチンの接種も引き続き行うがそのワクチン接種を受けた高齢者や医療従事者の人達にも海外での例症をあげ、3ヶ月程度でも再接種できるように検討しているようです。またこれも招集日のあいさつで触れましたけど、いよいよ経口薬のモルヌピラビルが今日から市販されるということです。いずれにしても1日でも早く私達の日常が普通にに戻りますように改めて願うところでもあります。</p> <p>尚、松茸の件ですがあれから適度に雨が降り、南相木や北相木でも今年は順調であるという声が聞かれます。この秋は松茸を魚に熱燗で一献傾けたいと思うところでもあります。</p> <p>ただ今の出席議員数は12人です。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。</p>
<u>○ 議事日程報告</u>	
<b>議 長</b>	本日の議事日程は、お手元に配布申し上げたとおりであります。
<u>日程第1 「諸般の報告」</u>	

議 長	<p>日程第1、「諸般の報告」を行います。</p> <p>議長としての報告は、議事日程つづりの3ページ4ページに申し上げてございますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方は、お願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p>
<p><b><u>日程第2 「行政報告」</u></b></p>	
議 長	<p>日程第2、「行政報告」を行います。</p> <p>町長から報告がありましたら、お願いいたします。黒澤町長。</p>
町 長	<p>ではご報告いたします。</p> <p>本間村上団地造成工事の指名競争入札を昨日おこないました。工期の短縮など考慮し2工区に分け、第1工区は㈱新津組が消費税を含め104,280千円、第2工区は㈱黒澤組が消費税を含め100,100千円でそれぞれ落札し仮契約を締結しております。この仮契約に対し議会の議決を求めするため、建設工事請負契約について契約議決案件2件を追加上程させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>そして、本定例会にご提案しましたすべての案件に関しまして、可決・承認賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>また今後の日程としまして、先日、政府が物価高騰に対する緊急支援とし、住民税非課税世帯へ一律5万円を給付することを発表しました。また、農業関係の肥料、資材の高騰に対し、国の制度、県の動向を踏まえ対応してまいる考えであります。その際は臨時会をお願いすることとなりますが、日程は議会運営委員会で協議させていただきますのでよろしくお願い致します。以上でございます。</p>
議 長	<p>以上で行政報告を終わります。</p> <p>本日、会議事件説明のため出席を求めたものは、町長・副町長・教育長・各課長・教育次長・所長・会計管理者であります。</p> <p>尚、篠原副町長は所用のため欠席であります。</p> <p>暑いようでしたら上着を脱いでいただいで結構であります。</p>
<p><b><u>○ 議案の上程</u></b></p>	
議 長	<p>それでは順次議案を上程いたします。</p>

<u>日程第3 「議員派遣の件」</u>	
議 長	日程第3、「議員派遣の件」を行います。事務局長に朗読を求めます。 (事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。お諮りいたします。 議事日程つづりの5ページから8ページに申し上げた、「議員派遣の件」のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。したがって、議事日程つづりの5ページから8ページに記載のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。
<u>日程第4 「議案第26号」</u>	
議 長	日程第4、議案第26号 「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 品田宗久君。 (委員長報告—可決と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。 (討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第26号を採決いたします。 委員長の報告は可決であります。議案第26号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第26号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第5～12 「議案第27号～認定第5号」</u>	

議 長	<p>日程第5、議案第27号から日程第12、認定第5号については一括して議題としたします。本案については予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>予算決算常任委員長 篠原義従君。</p>
	<p>(委員長報告—可決・認定と決定)</p> <p>(委員会からの要望事項—1件)</p>
	<p>〈予算決算常任委員会要望事項〉</p> <p>障害者施設等検討委員会において、今後の福祉施設整備の方向性を検討されたい。</p>
議 長	<p>委員長報告に対する質疑は全議員出席の委員会でございますので省略したいと思います。これにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ただ今の予算決算常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。黒澤町長。</p>
	<p>〈予算決算常任委員会要望事項に対する答弁〉</p> <p>地域活動支援センター「ひまわり」をはじめ、グループホームなどの障害者福祉施設の整備については、今後の利用者の推移を調査・把握した上で、障害者施設等検討委員会において計画を検討してまいります。</p>
議 長	<p>これより「議案第27号 令和4年度小海町一般会計補正予算（第3号）について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
6番議員	<p>はい。6番的埜美香子です。私は令和4年度補正予算に賛成の立場で討論いたします。今議会で総合センター調理室改修工事とひまわりの改修工事予算が唐突に提案されました。質疑、一般質問、委員会審議で総合センターの位置づけや今後のあり方や長期的なビジョン、そもそも不特定多数の加工所の必要性や制度設計など十分な説明に至りませんでした。ひまわりにおいても今後の利用者見込もこれから立てていかれると、現地視察のなかでも作業しているところを見させていただき、人数が増えていることも、窮屈な作業場であることも理解できましたし、なんとかならないものかと思いました。現状をどうにかしたい、そのお気持ちもよく分かりました。今回セットで出された加工施設、ひまわりが使うことを想定であるのに関わらず、多くの方に使ってもらえればこしたことはないという説明でした。ひまわりにとってはまた同じ問題。自分達の思うように使えない、そういうことが繰り返し替えされるのではないのでしょうか。長期振興計画にも示されておらず、障害者福祉施設等検討委員会もこれから10月に予定されるとのことでした。とても計画性があるとは思えず、予算委員会のなかでは反対をいたしました。しかし再度考えるなかで障害を持った方の大事な働き場の場、社会参加の場、このままでいいのか。環境を整</p>

	えたい。再度現場職員の方と懇談をさせていただき、今必要だということとまた合わせて、将来を見据えた検討を重ねてしっかりとしたものを作るべきではないかと改めて思いました。そこはもう一度検討していただきたいと思います。そして総合センターの改修にあたってはこれももう一度制度設計をしっかりといただき、建設にあたっては透明性が見れる形で進めていただくことを要望しまして賛成の討論とさせていただきます。
議 長	他に討論のある方は、ございませんか。これで討論を終わります。これから議案第 27 号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。議案第 27 号を委員長報告のとおり可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 27 号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議 長	つづいて「議案第 28 号 令和 4 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 28 号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。議案第 28 号を委員長報告のとおり可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 28 号は委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
議 長	つづいて「議案第 29 号 令和 4 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 29 号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。議案第 29 号を委員長報告のとおり可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 29 号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議 長	つづいて「認定第 1 号 令和 3 年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

**11 番議員**

11 番篠原伸男でございます。私は本案を承認する立場で討論させていただきます。私は監査委員を兼ねておりまして、監査報告のなかで意見申し上げてありますけれども町の財産の取扱い方について討論をさせていただきたいと思っております。町の財産は地方自治法 237 条によりますと、この法律において財産と云々と書いてありまして、地方自治法 238 条の 4 第 1 項の規定にある場合には普通地方公共団体の財産は条例または議会に議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、もしくは支払手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくはこれを貸付けてはならないということで規定しております。そしてまた地方自治法 98 条の 6 項には条例によらなければ議会の議決が必要だと謳われております。そして町の条例を見ますと、物品の譲与につきまして条例の第 6 条に公益上の必要に基づき他の地方公共団体、その他公共団体、または私人に物品を譲渡する時と書いてありますが、譲与ということになってくれば公益上の必要性が出てくるわけでありまして。町が特産物の開発に手を入れておりますぶどう栽培の委託契約につきましては委託者の土地を無償で借りるあるいは業務委託を何項かしていますがその代わりの労賃等はどうかと言いましたら、当時の総務課長の答弁ではアカデミーに行ったりとかいうようなことでありますが、その時には私は契約書の存在は知りませんでしたけど、契約書を見てみると契約が切れた場合にはぶどうから採れた収穫は委託者のもの、それからまたぶどうの苗木、種等も無償で譲渡するようなことも記されているわけでございますけど、先ほど私が申し上げたとおり 237 条におきまして、町の財産の扱いはかなり厳しく規定しており、この扱いをするためには議会の議決あるいは条例によるようなことが書いてあります。町の特産品を開発していくに個人の私有地を無償で借りるとかあるいは労賃を払わないというようなこと自体がそもそも私は納得できるものではありません。やっぱり町の特産品をかけてやるなら委託して、受託された方にもそれなりの報酬と労働賃金を払ってやるべきだと考えております。そしてこの契約も 3 年ということで来年の 3 月末には契約が満了するわけですけど、特産品の開発をするのは 3 年やそこらではできないと思っております。私はこの契約を再度延長し、そしてまた受託者に対しては労働賃金等々を払いまた土地の利用につきましてもちゃんと有償で払い、そして特産品の開発に努めてもらうような試験栽培でありますから受託者には努めてもらい、そしてその結果を踏まえて、今地域おこし協力隊で来ている皆さんが一生懸命やっているわけですからそこにいる皆さんにお任せする、あるいは町民の皆さんがぶどう栽培に参加できるような試験の結果も出すべきで

	<p>はないかと思っております。いずれにしましても意見書の中に書いておきましたが、地方自治法第 237 条、あるいは条例、地方自治法の第 98 条等に抵触すると思料すると書いてありますので、ぜひその辺のところは行政執行上来年の 3 月までには間もありますので再度検討していただくよう申し添えて、賛成、承認の討論といたします。以上です。</p>
6 番議員	<p>はい。6 番的埜美香子です。私も承認の立場で討論します。令和 3 年度決算認定ということですので既に執行されているものがほとんどですので承認ということですが、何点か物言いをつけて討論させていただきます。当初の予算審議の議論のなかでも途中経過のなかでも繰り返し問題点を指摘しました。綿密な計画、調査を行った上での予算なのか、拙速ではないかとそのなかで事業の見直しや大幅な遅れなどもありました。結果工期に間に合わないことも起きました。一つ一つ事業を進めるにあたって、丁寧に進めるプロセスに欠けているということを改めて訴えた次第です。令和 3 年度土地の売買が多かった年度であり、このなかでも綿密な計画の無さが問題になりました。急な JA との土地交換は途中経過を議会に諮ることなく緊急性があるなど 3 階建ての町営住宅を建てたいと無謀な中身でした。結局芦谷の土地の問題に決着が着いたとたん急に緊急性がなくなり、馬流地元住民の声をしっかりお聴きせず進めた結果、用途が決まらないのが現状です。土地売買の価格設定の判断基準が不適切ではないかということも指摘しました。監査員さんから今指摘がありました報告書のなかにも町営地売買の手続き、売買価格、行政財産の用途変更、町の財務規則に従うよう、契約入金されたにも関わらず直近の補正予算にも計上されていなかった点についても適正な事務処理を丁寧に遵法忘れずに仕事にあたられたいとご指摘がありました。今後も継続される事業もあります。そして新しい事業を行うときにも一つ一つ丁寧に進めたいと以上の点を繰り返ささないようしっかりと反省していただきたいと強く要望しまして、承認の討論とさせていただきます。</p>
議長	<p>他に討論のある方は、ございませんか。これで討論を終わります。これから認定第 1 号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は認定であります。認定第 1 号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議長	<p>挙手全員と認めます。したがって認定第 1 号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。</p>
議長	<p>つづいて「認定第 2 号 令和 3 年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお</p>

	願います。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから認定第2号を採決いたします。 委員長の報告は認定であります。認定第2号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。したがって認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
議長	つづいて「認定第3号 令和3年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから認定第3号を採決いたします。 委員長の報告は認定であります。認定第3号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。したがって認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
議長	つづいて「認定第4号 令和3年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから認定第4号を採決いたします。 委員長の報告は認定であります。認定第4号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。したがって認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
議長	つづいて「認定第5号 令和3年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから認定第5号を採決いたします。 委員長の報告は認定であります。認定第5号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
<u>日程第13 「議案第30号」</u>	
議 長	日程第13、議案第30号 「建設工事請負契約の締結について」を議題とします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
6番議員	はい。6番的埜です。お願いします。先日の説明のなかで地元の説明会が9月の10日に行われた報告があったんですが、この工事にあたっては要望とかあったのか、その辺お願いします。
総務課長	はい。この工事にあたっては用地交渉の段階からいろいろな要望、希望また相談等ありました。それにつきましては今後補正予算等でお願いをしまして、改めて発注をしていきたいと考えております。以上でございます。
議 長	他に質疑のある方は、ございませんか。これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第30号を採決いたします。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第30号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第14 「議案第31号」</u>	
議 長	日程第14、議案第31号 「建設工事請負契約の締結について」を議題とします。

	事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
	(総務課長説明)
議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
12番議員	篠原です。排水構造物は一番下にできる水をためることだよね。排水付帯設備というのはU字溝だのVSだとか、あれはどうなってますか。下水道の関係は。それはこれから。下水道の関係をちょっと。
総務課長	下水道、上水合わせまして、給水排水付帯設備へ盛り込んでございます。従いまして、工事一式のなかに公共下水道、それぞれの区画の公共柵まで、そして水道は最後のバルブ、住宅へ入るバルブまで本管を道路の部分へふせるという設計でございます。以上です。
議長	他に質疑のある方。これで質疑を終わります。 討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから議案第31号を採決いたします。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。 したがって議案第31号は原案のとおり可決することに決定いたしました。ここで3時10分まで休憩とします。 <p style="text-align: right;">(ときに14時50分)</p>
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 <p style="text-align: right;">(ときに15時10分)</p>
<b><u>日程第15 「議案第32号」</u></b>	
議長	日程第15、議案第32号 「令和4年度小海町一般会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。事務局長に議案に朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。

(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。 歳入 6 ページ 款 11 地方交付税 款 15 国庫支出金 項 2 国庫補助金 款 19 繰入金 項 3 基金繰入金 歳出 7 ページ 款 2 総務費 項 3 戸籍住民登録費 款 3 民生費 項 1 社会福祉費 目 1 社会福祉総務費 8 ページ 款 5 農林水産費 項 1 農業費 目 3 畜産振興費
議 長	これで質疑を終わります。
議 長	これから討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 32 号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 32 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
<b><u>日程第 16 小海町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙</u></b>	
議 長	日程第 16、「小海町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙」を行います。 お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。指名の方法につきましては、6 月 15 日の全員協議会でお認めいただきましたとおり、正副議長及び 4 名の常任委員長の 6 名で選考委員会を構成し、選考してございます。 選考結果を選考委員を代表して第 9 番 副議長 小池捨吉 議員よりご報告をお願いします。小池捨吉君。
副 議 長	ご報告いたします。

	<p>選挙管理委員会委員及び、補充員につきましては、指名推選という事で選考の結果をご報告申し上げます。本日、お配りしました議案綴りの4ページをご覧ください。氏名、並びに年齢、生年月日、地区名につきましては、ここにある通りでございます。選挙管理委員といたしましては高橋直志(たかはし なおし)さん、黒澤徳一(くろさわ とくいち)さん、菊池悦子(きくち えつこ)さん、新津千鶴子(にいづ ちづこ)さんの4名でございます。</p> <p>また、補充員につきましては、選挙管理委員の欠員ができた場合には、1番から4番の順番に基づいて繰り上げるというもので、その順位を申し上げます。</p> <p>1番 井出哲雄(いで てつお)さん、  2番 山口 浩(やまぐち ひろし)さん、  3番 山口賀子(やまぐち よしこ)さん、  4番 岡部俊松(おかべ としまつ)さん</p> <p>でございます。</p> <p>任期は、令和4年10月12日から令和8年10月11日までの4年間でございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>お諮りいたします。</p> <p>ただ今、選考委員の副議長が指名したとおり、選挙管理委員に高橋直志さん、黒澤徳一さん、菊池悦子さん、新津千鶴子さん、補充員に、井出哲雄さん、山口浩さん、山口賀子さん、岡部俊松さんをそれぞれ当選人にすることにご異議ございませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、ただ今、申し上げた8名が選挙管理委員会委員及び補充員にそれぞれ当選されました。</p>
議長	<p>次に各常任委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務等の調査の申し出がありました。お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することに決定いたしました。</p>

○ 散 会

議 長	以上をもちまして本定例会に提案されました議案に対する審議は、すべて終了いたしました。これにて令和4年第3回小海町議会定例会を閉会といたします。ご苦労様でした。 <p style="text-align: right;">(ときに 15 時 25 分)</p>
-----	--

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

8 番 議 員

9 番 議 員